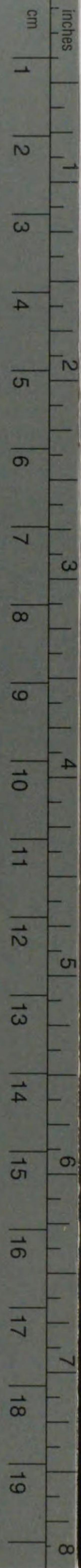


Kodak Gray Scale



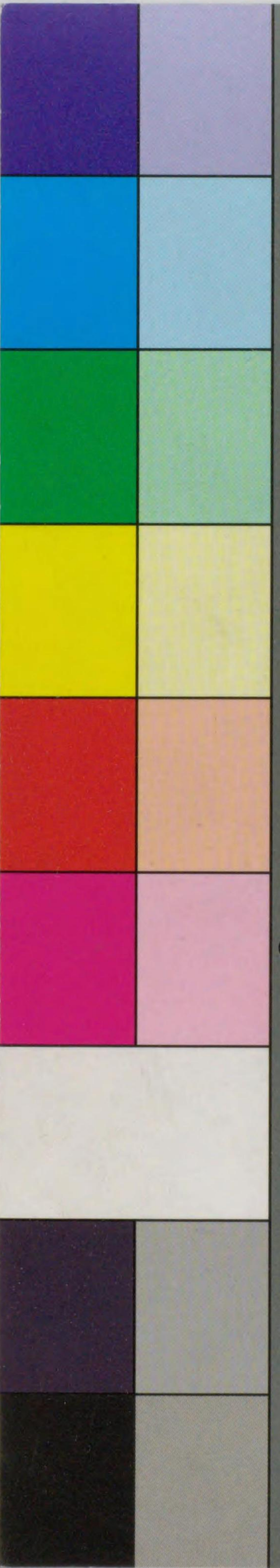
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black




604-213



1200600137994





604
213

昭和四年

第二回全國安全週間報告

財團法人
產業福利協會

604-2/3

第二回全國安全週間報告

目次

第一	緒言	一
第二	第二回全國安全週間の要綱 附社會局安全週間趣旨宣傳講話要領	二
第三	關係府縣廳又は事業主團體の實施事項	一九
(一)	週間前に於ける準備行動	一九
(イ)	安全週間運動に加入の勧誘	一九
(ロ)	其他の週間前の行事概様	二三
(二)	安全週間中に於ける府縣並に當業者の活動狀況	三九
(イ)	府縣當局	三九
(ロ)	當業者側	四三
第四	安全週間の成績概観	四九
(イ)	安全週間と災害件數	五〇
(ロ)	安全週間と生産能率	六五
(ハ)	全國を通じての災害率	七七



(三) 全国を通じての施設事項……………七七

第五 安全週間に對する意見感想……………八二

口 繪

第二回全國安全週間實況

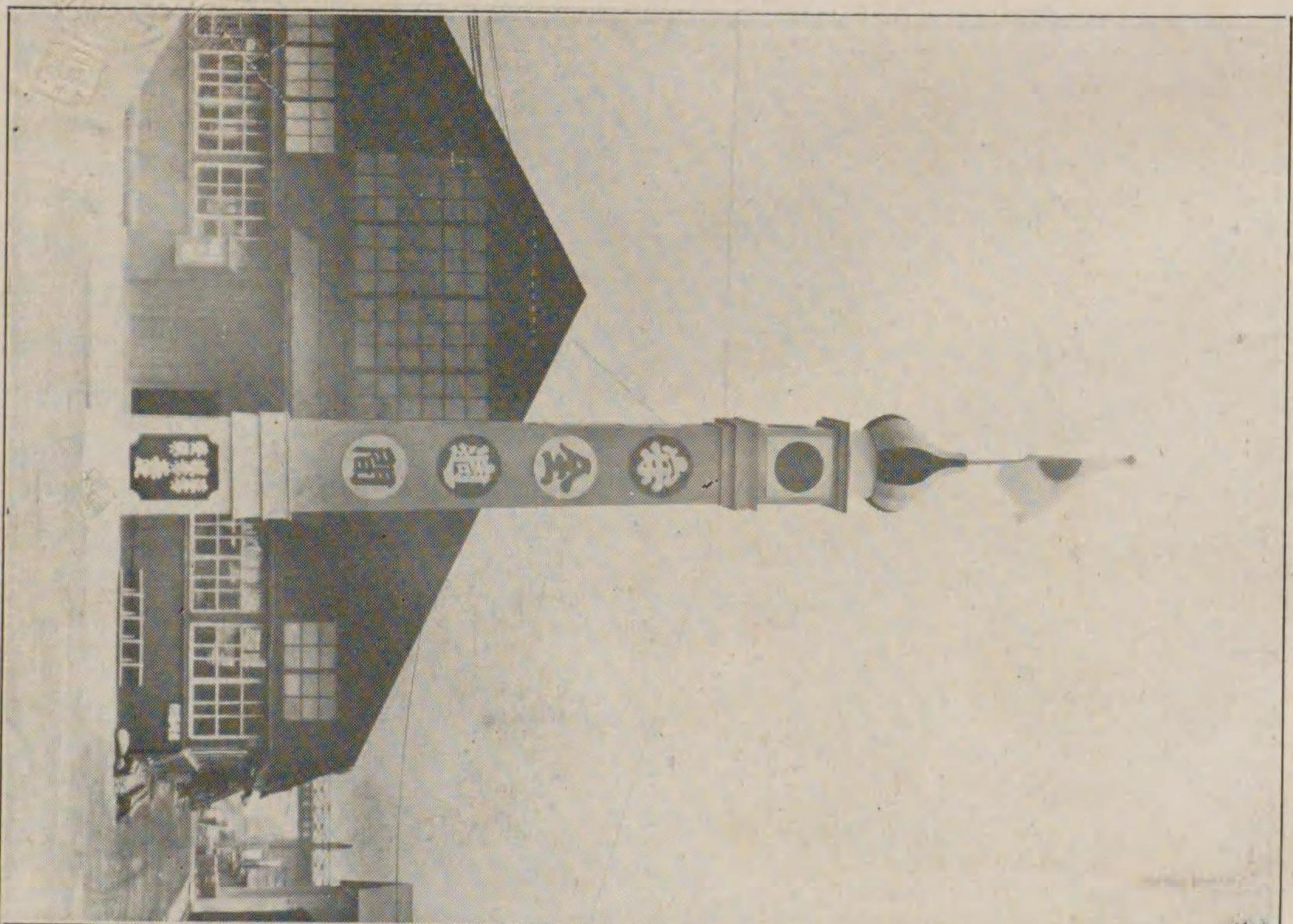


第二回全國安全週間遊芸

目 次



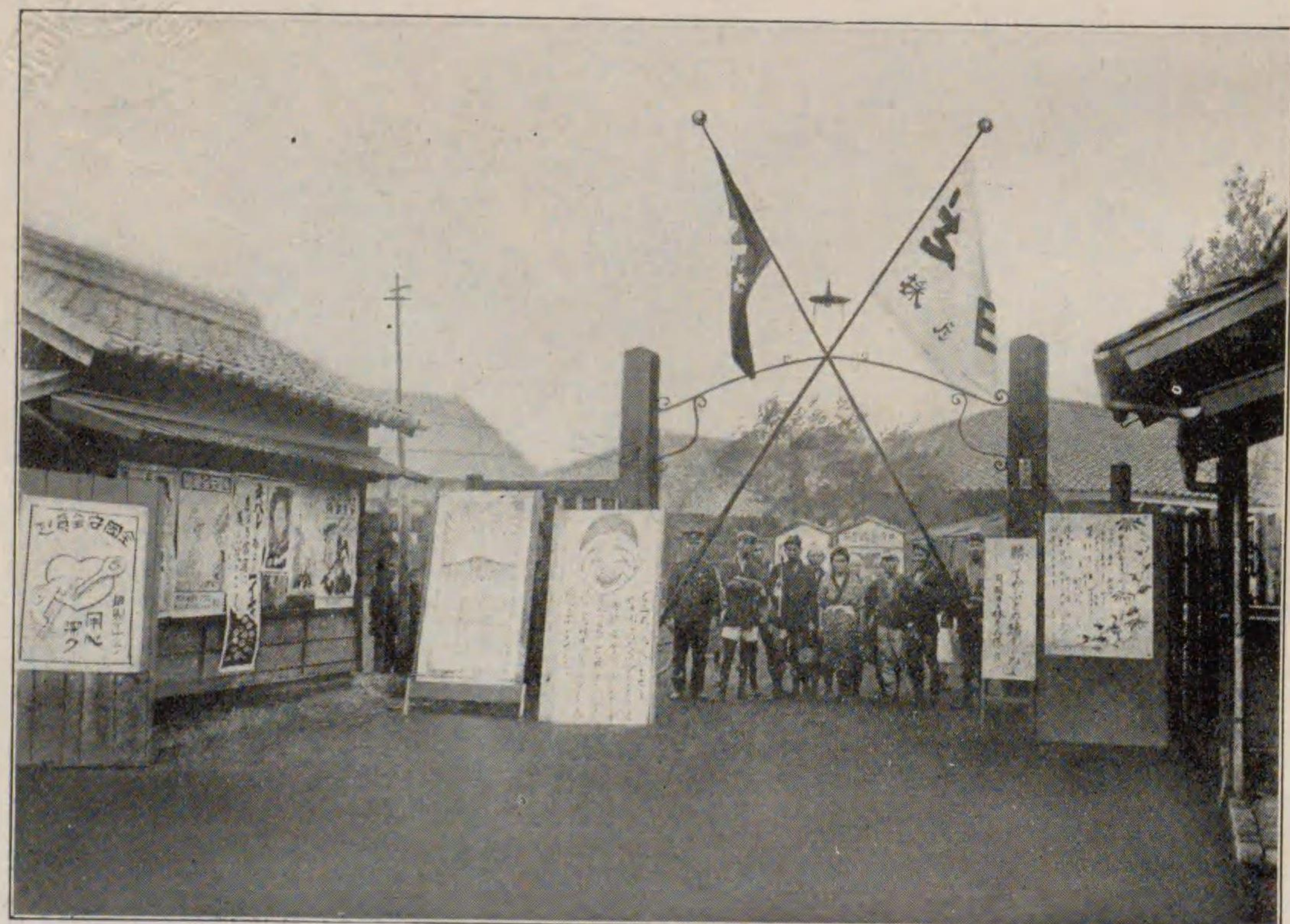
廠工軍海賀須橫



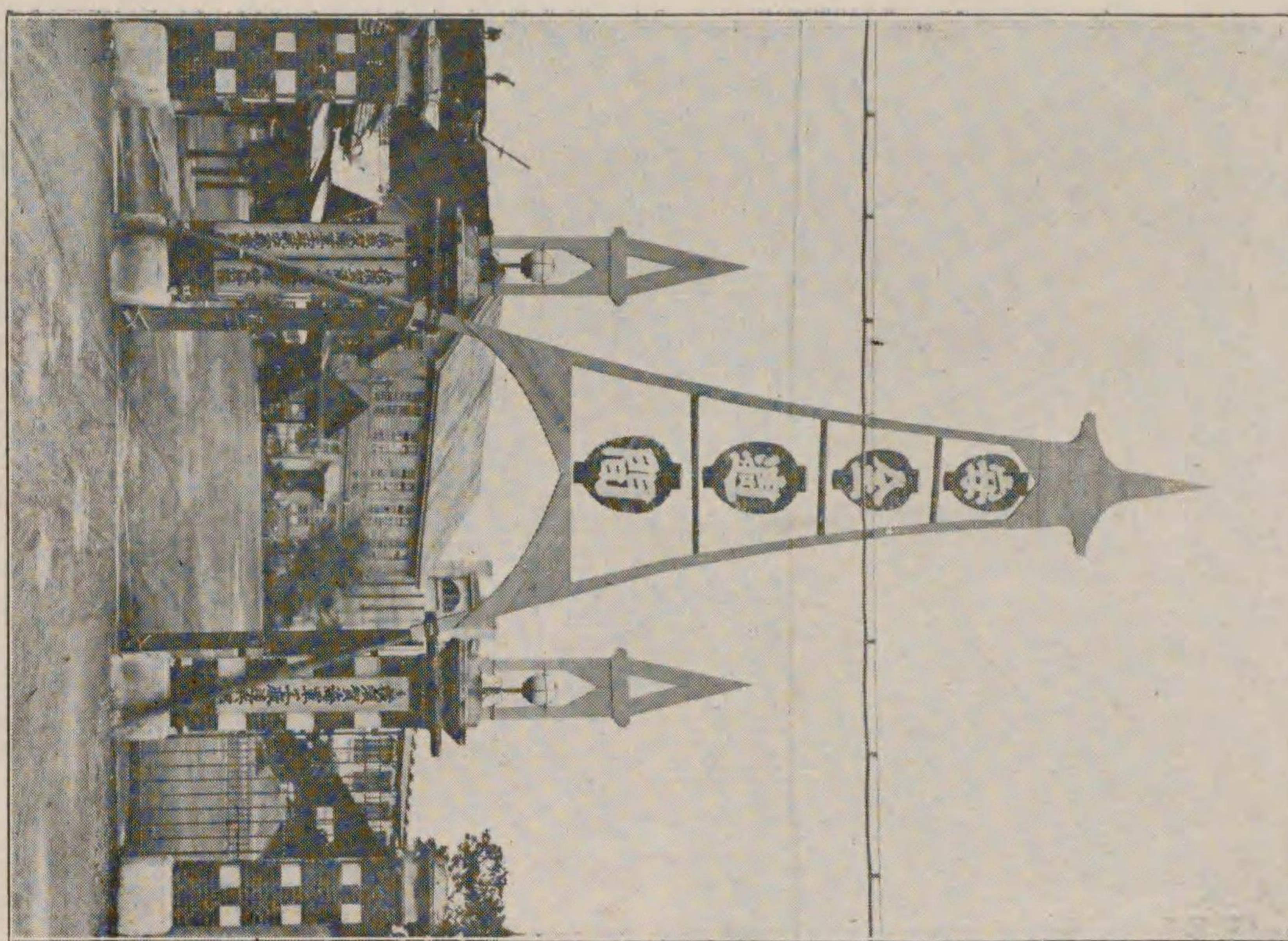
廠工軍海賀須橫



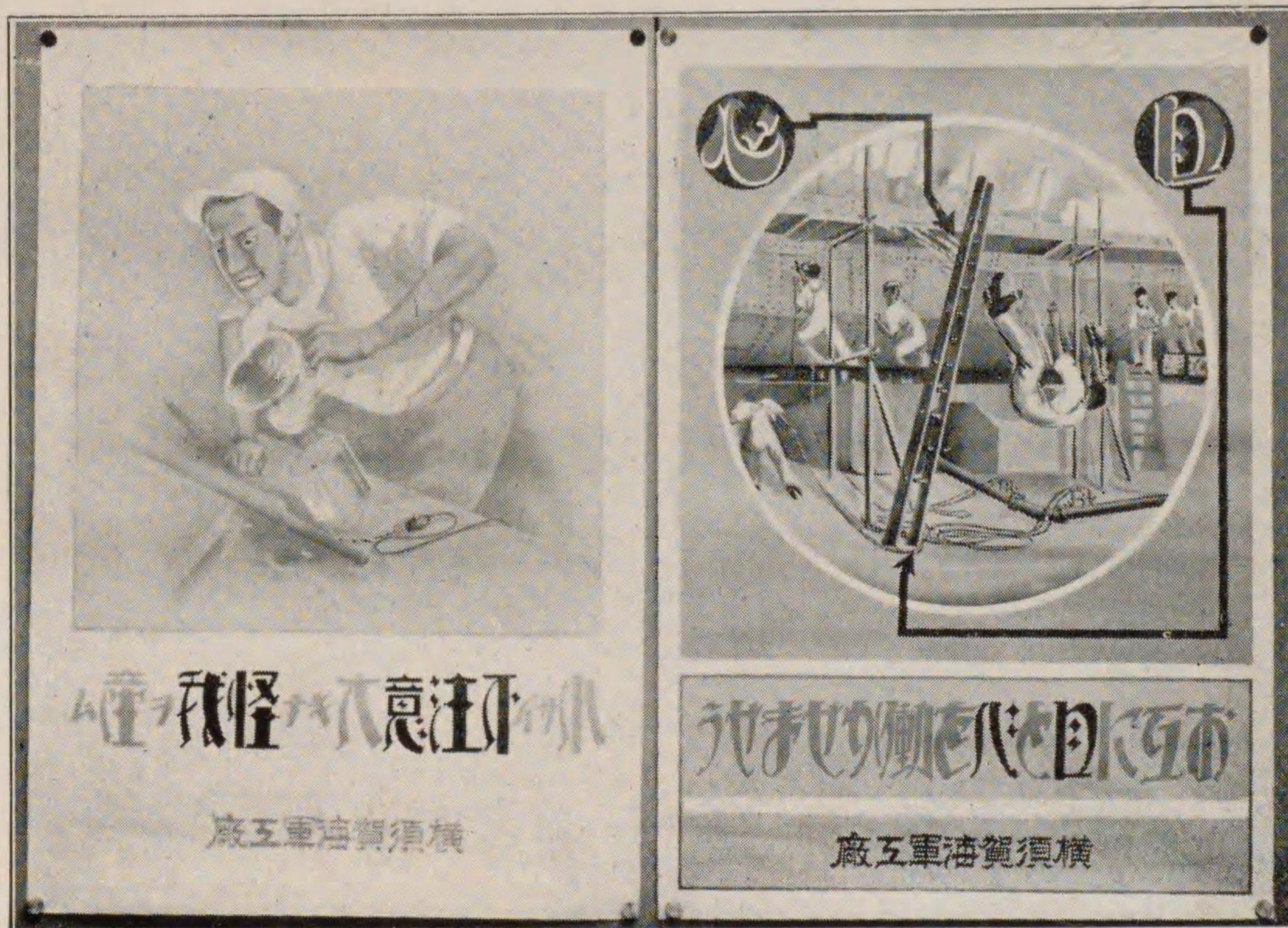
横須賀海軍工廠



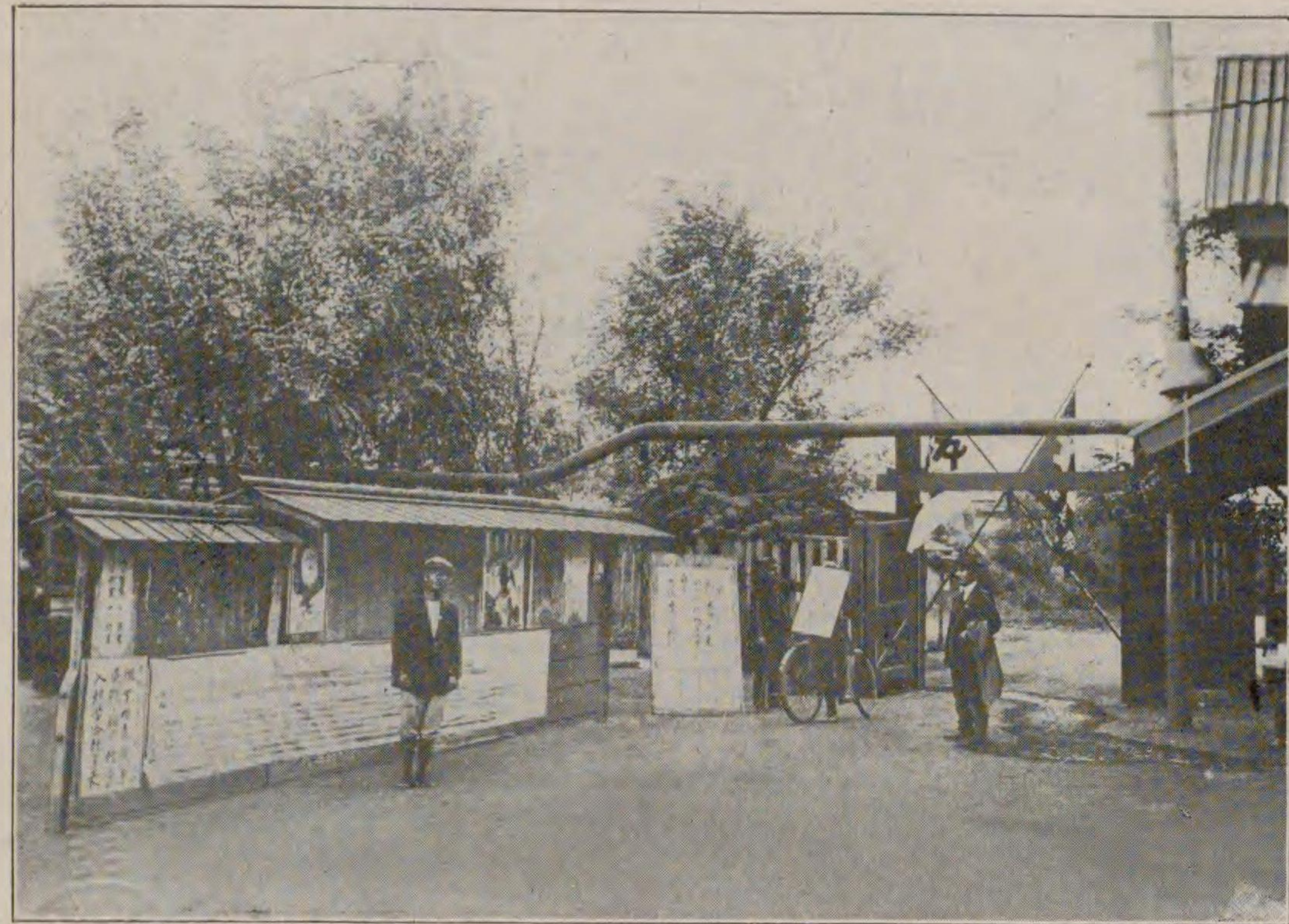
海軍燃料廠採炭部第四坑正門



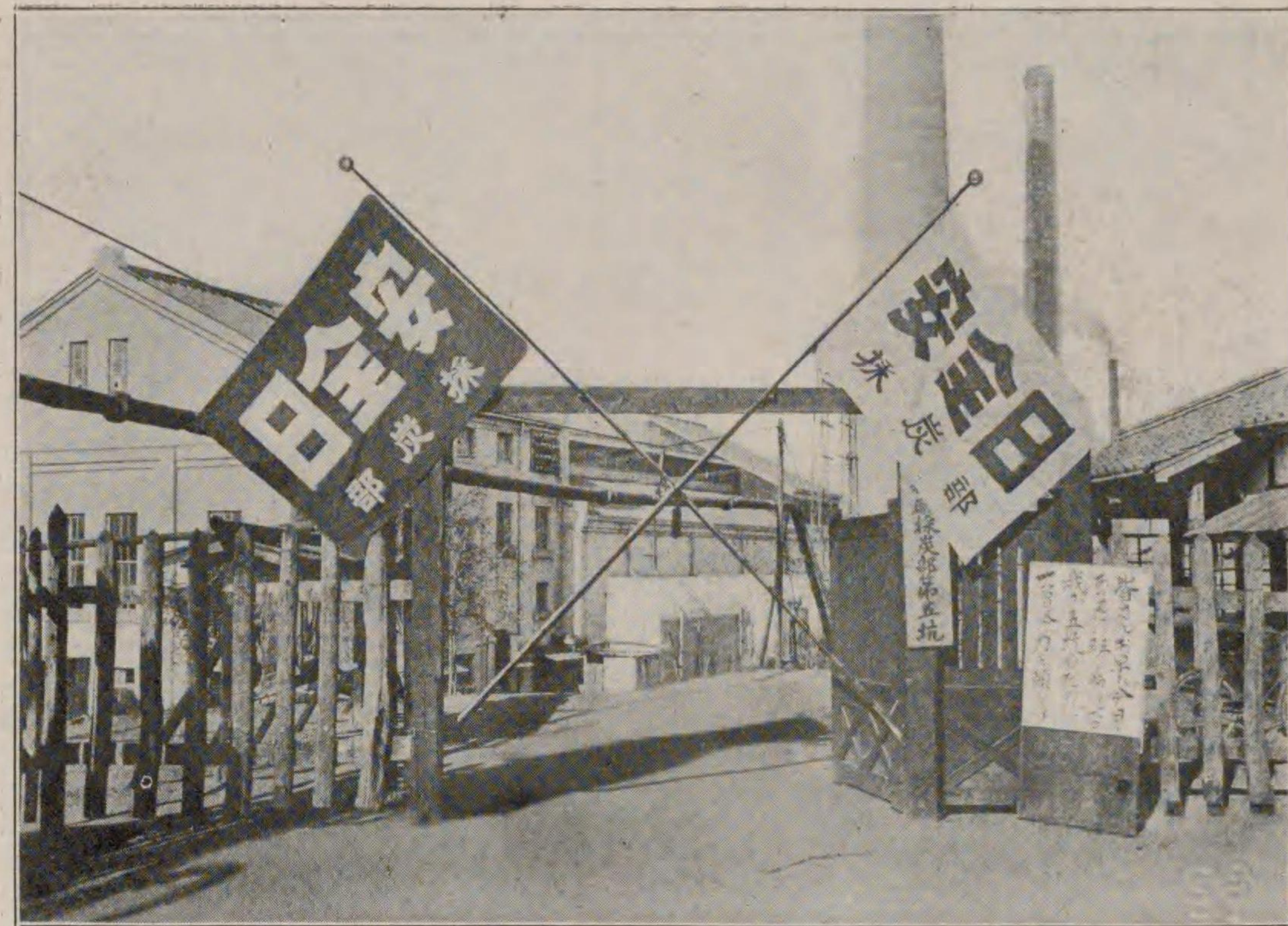
横須賀海軍工廠



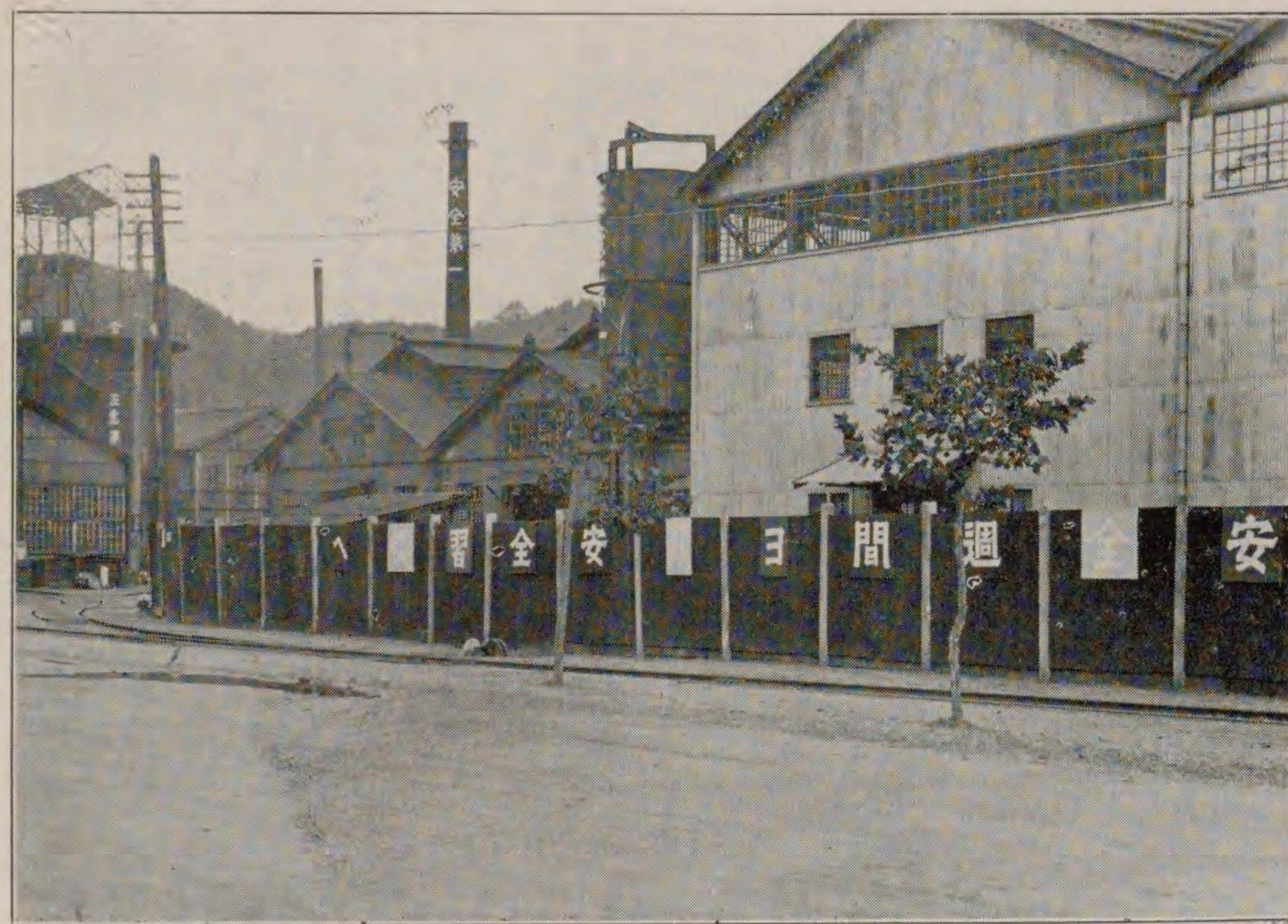
横須賀海軍工廠



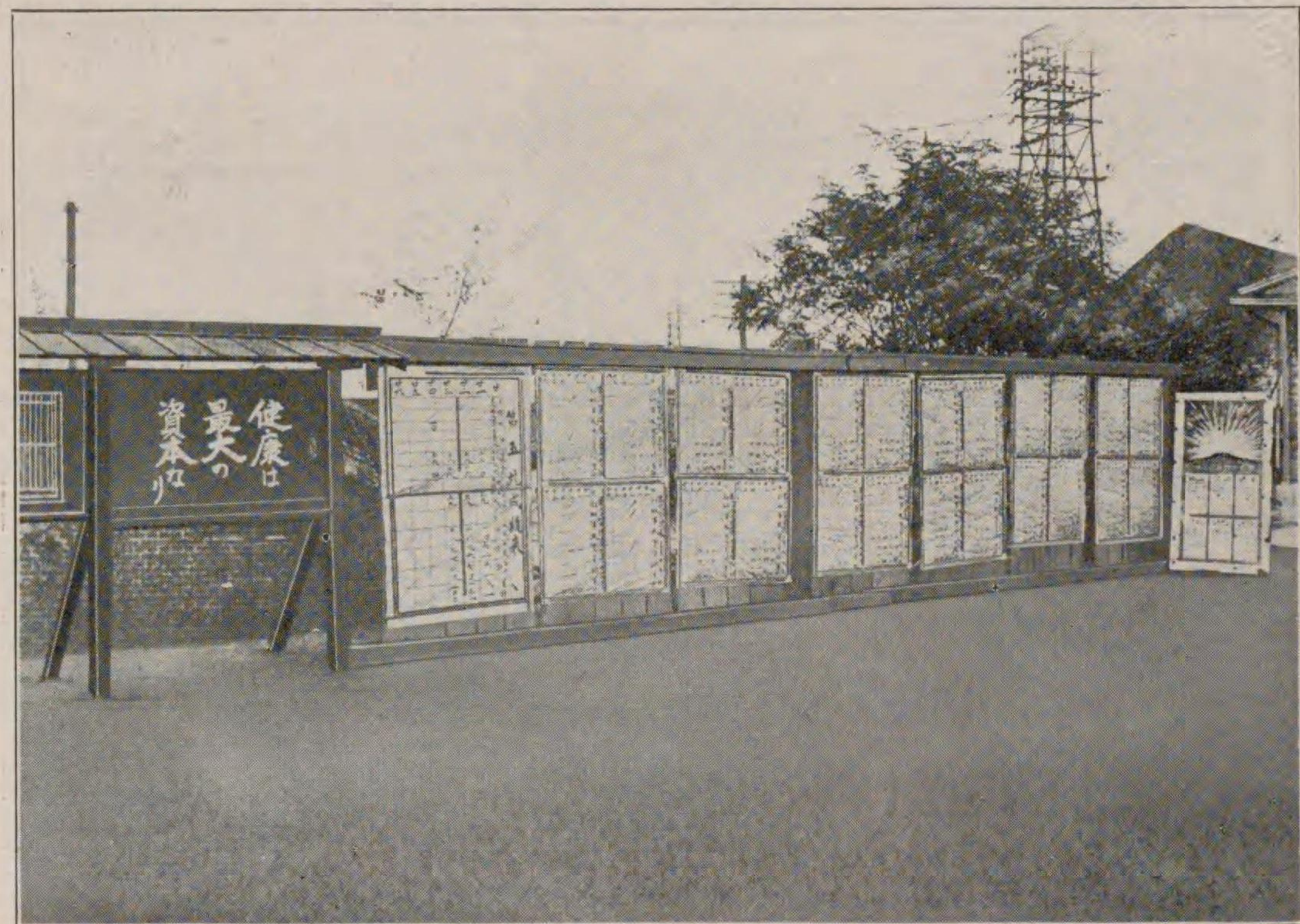
門正坑六第 部炭採廠料燃軍海



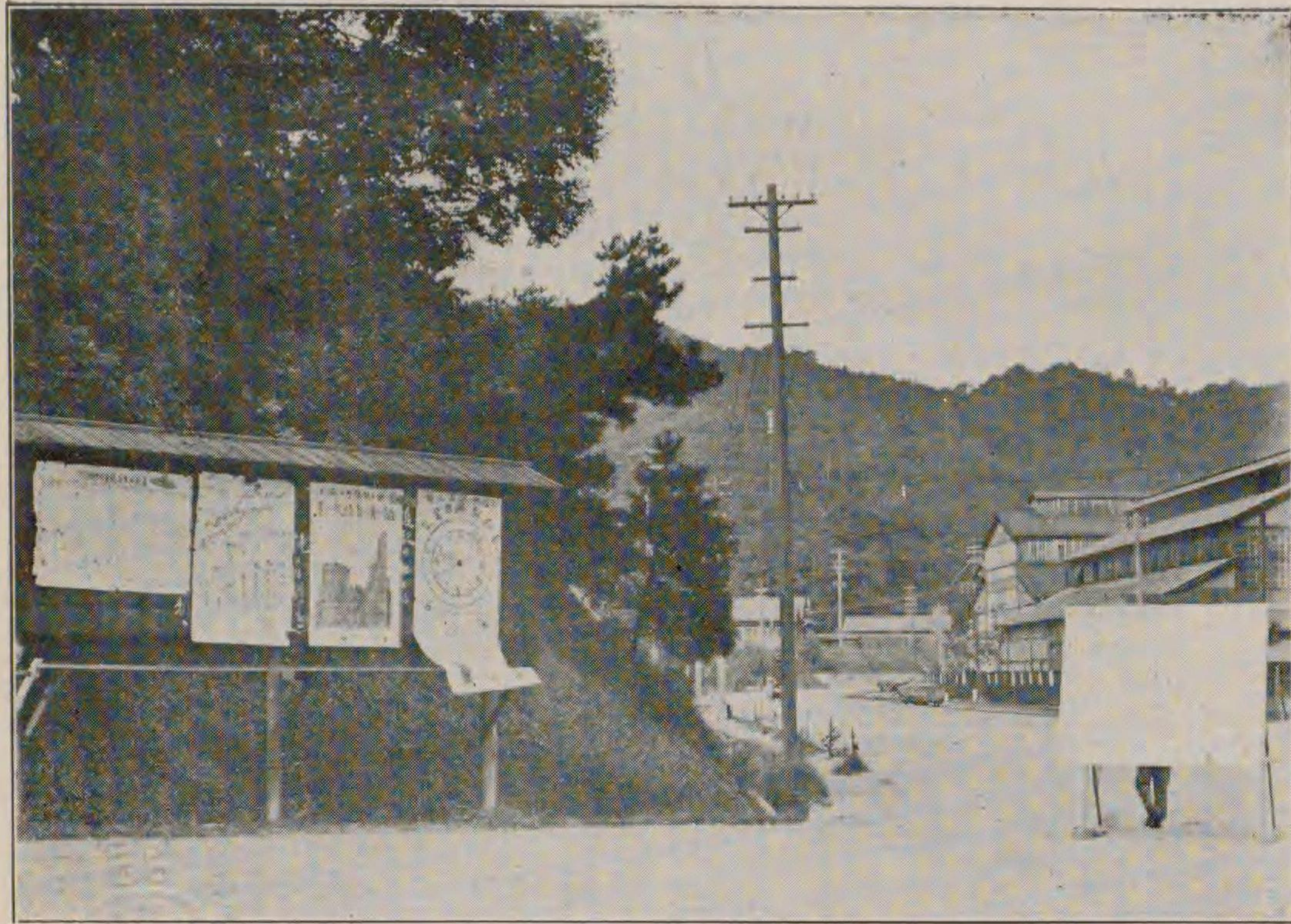
門正坑五第 部炭採廠料燃軍海



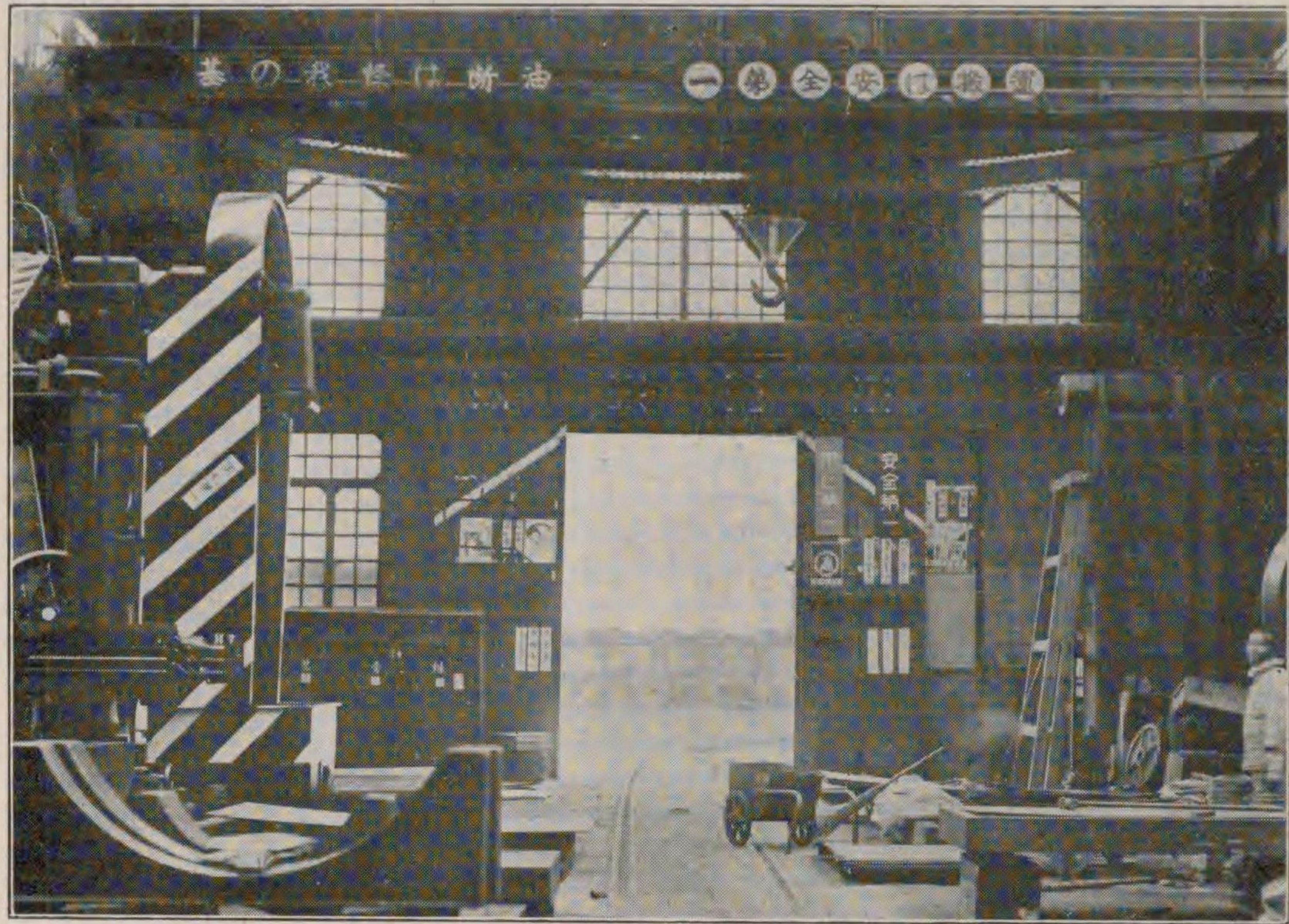
場工軍海



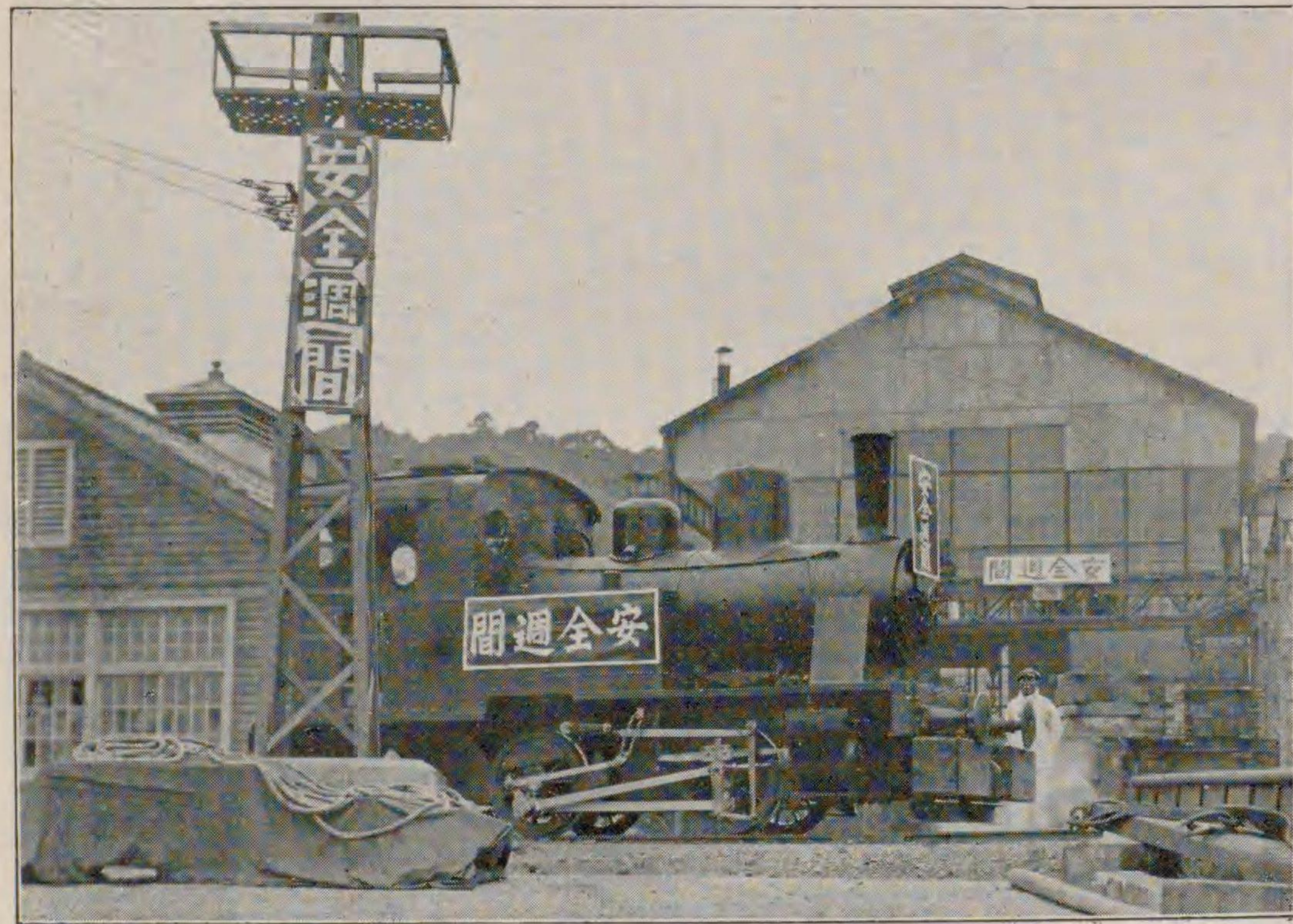
場示掲坑五第 部炭採廠料燃軍海



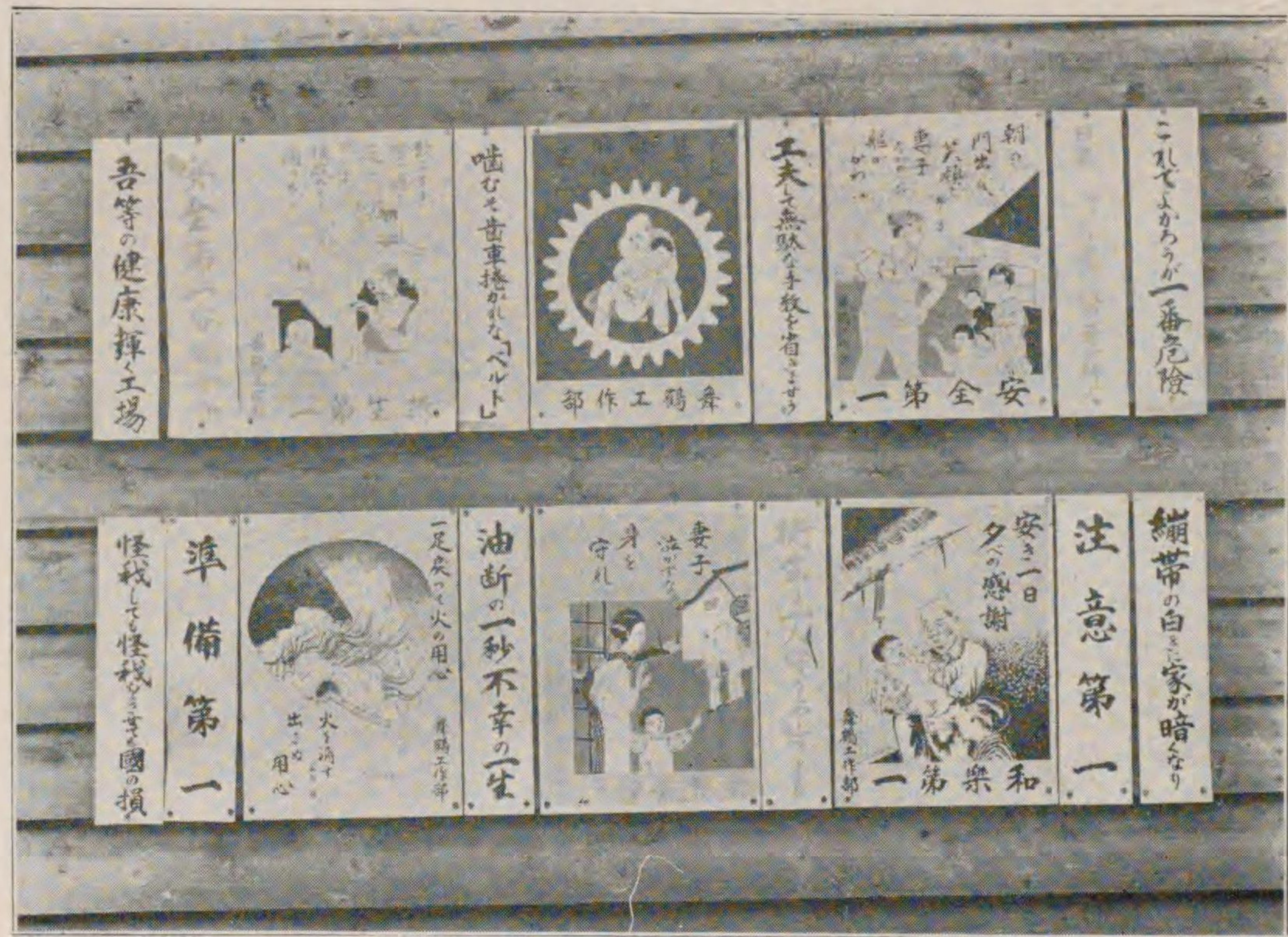
海軍工場



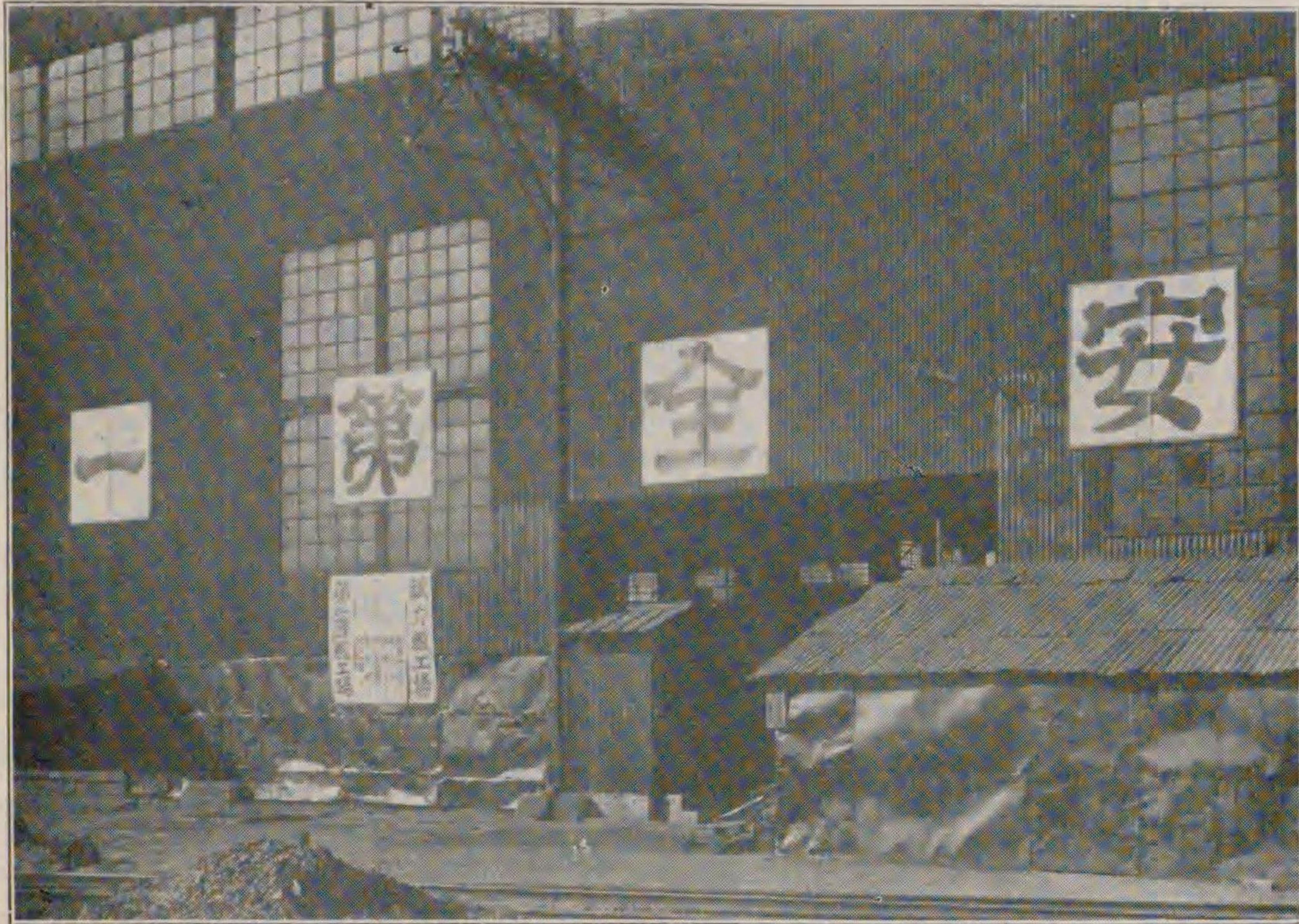
海軍工場



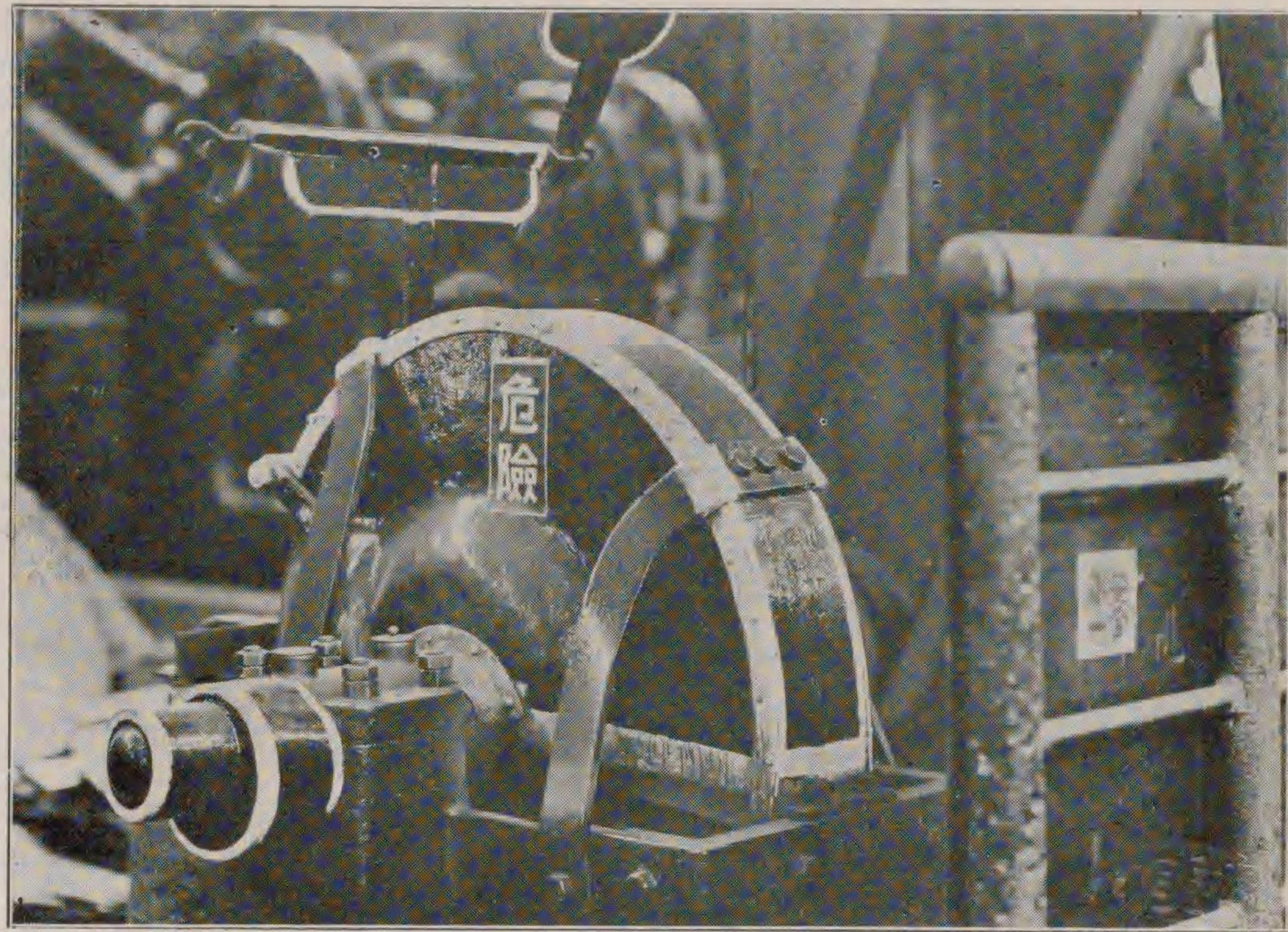
海軍工場



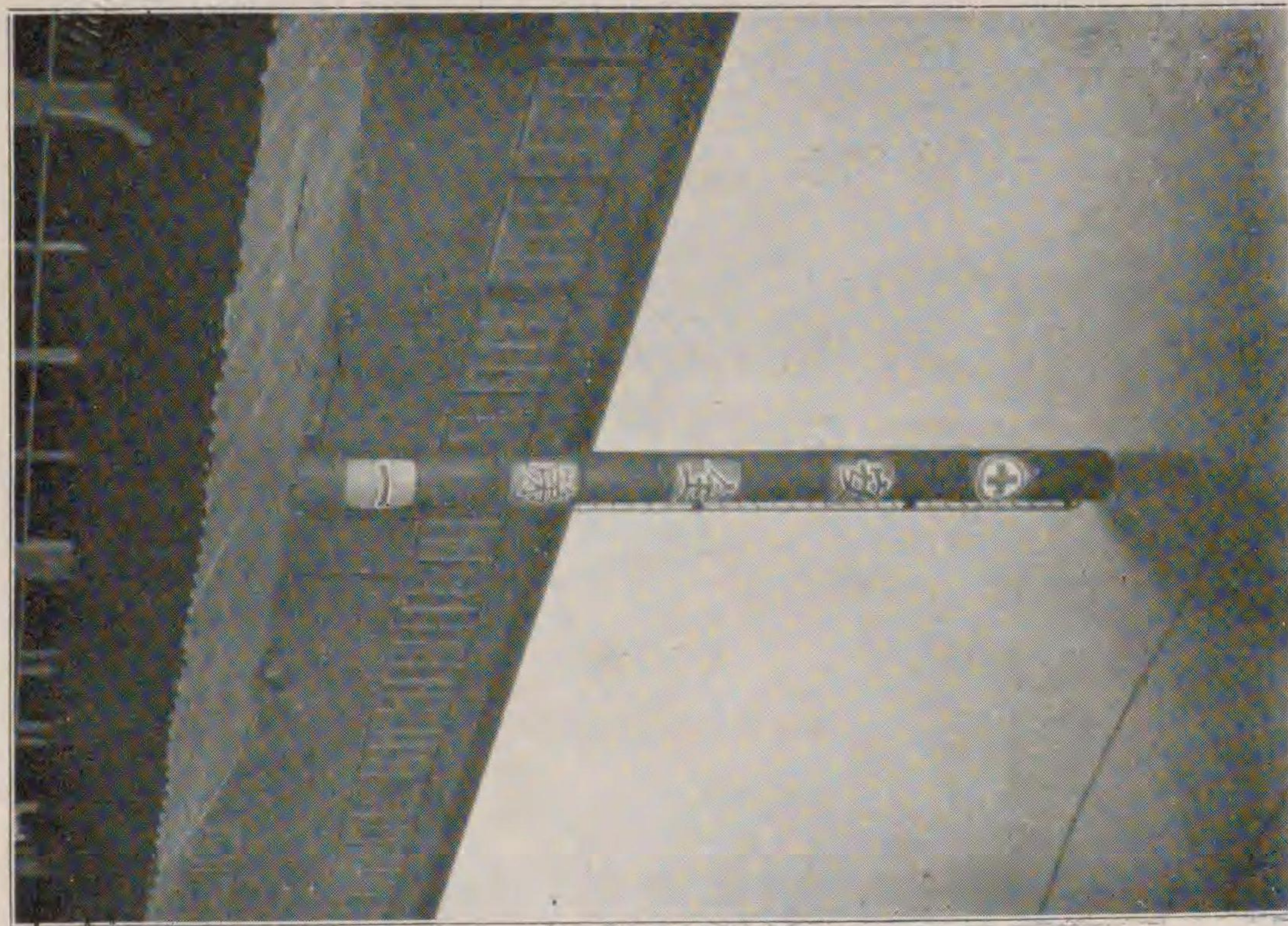
海軍工場



所 鐵 製



場 工 軍 海



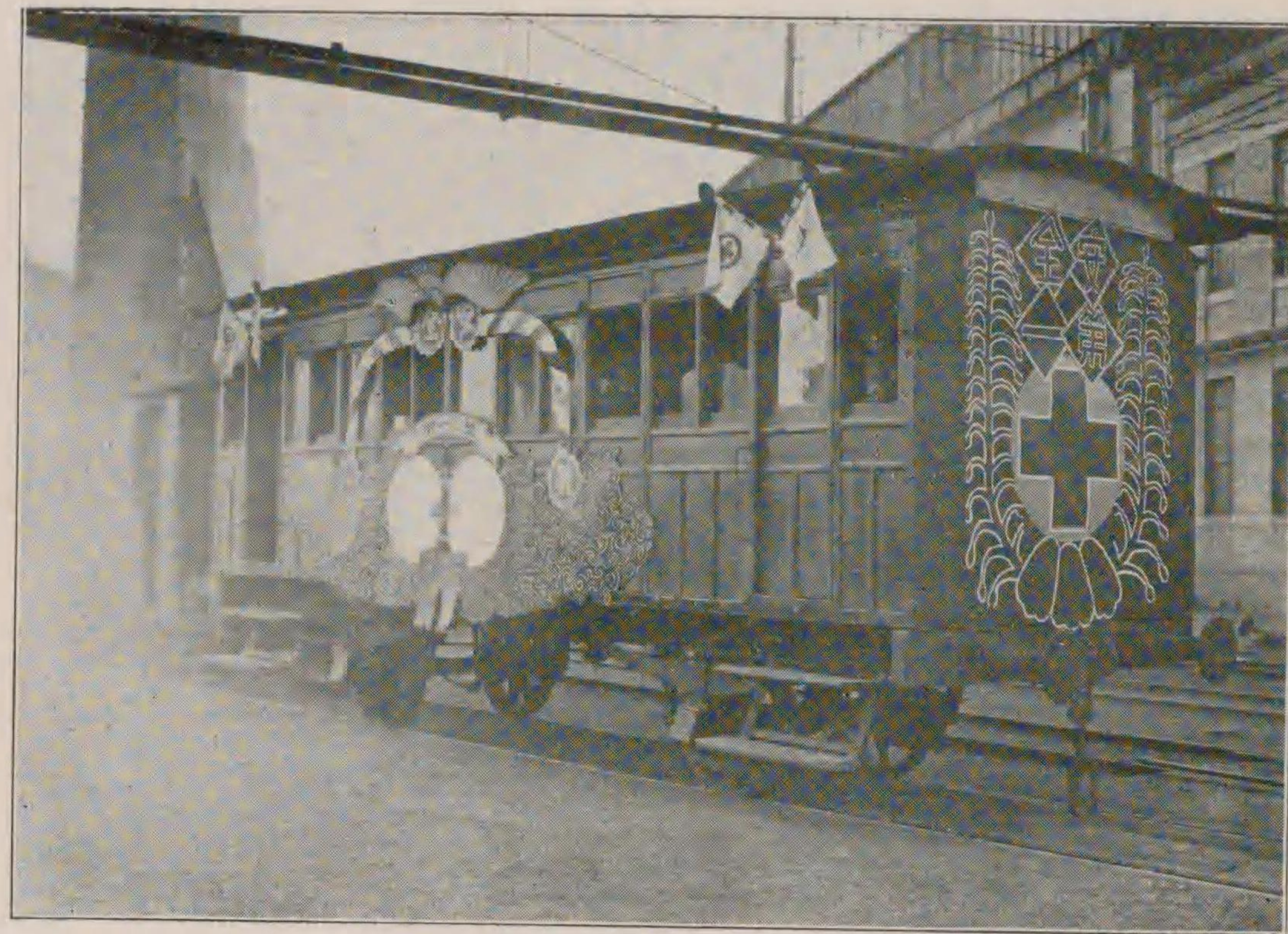
所 鐵 製



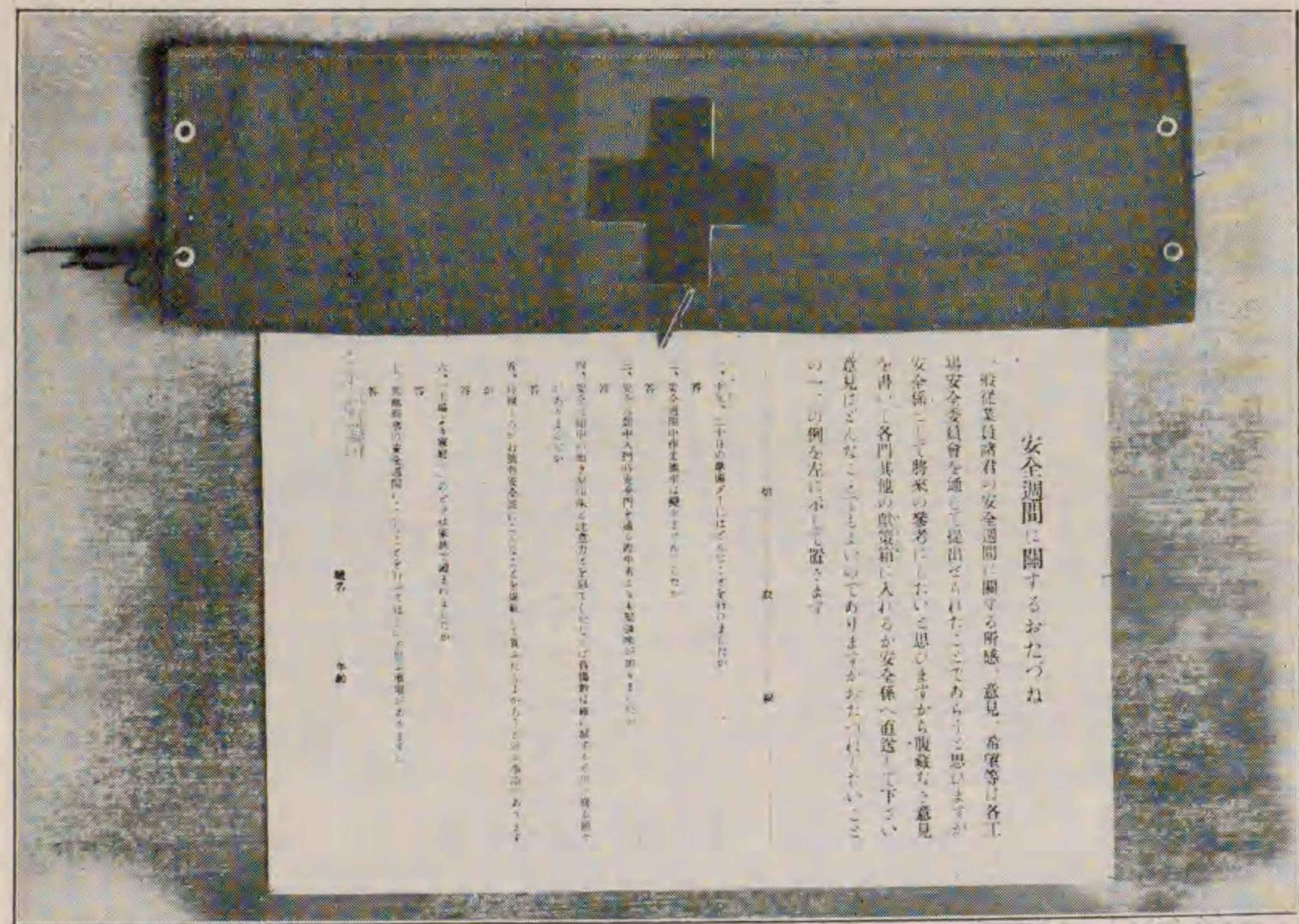
所 鐵 製



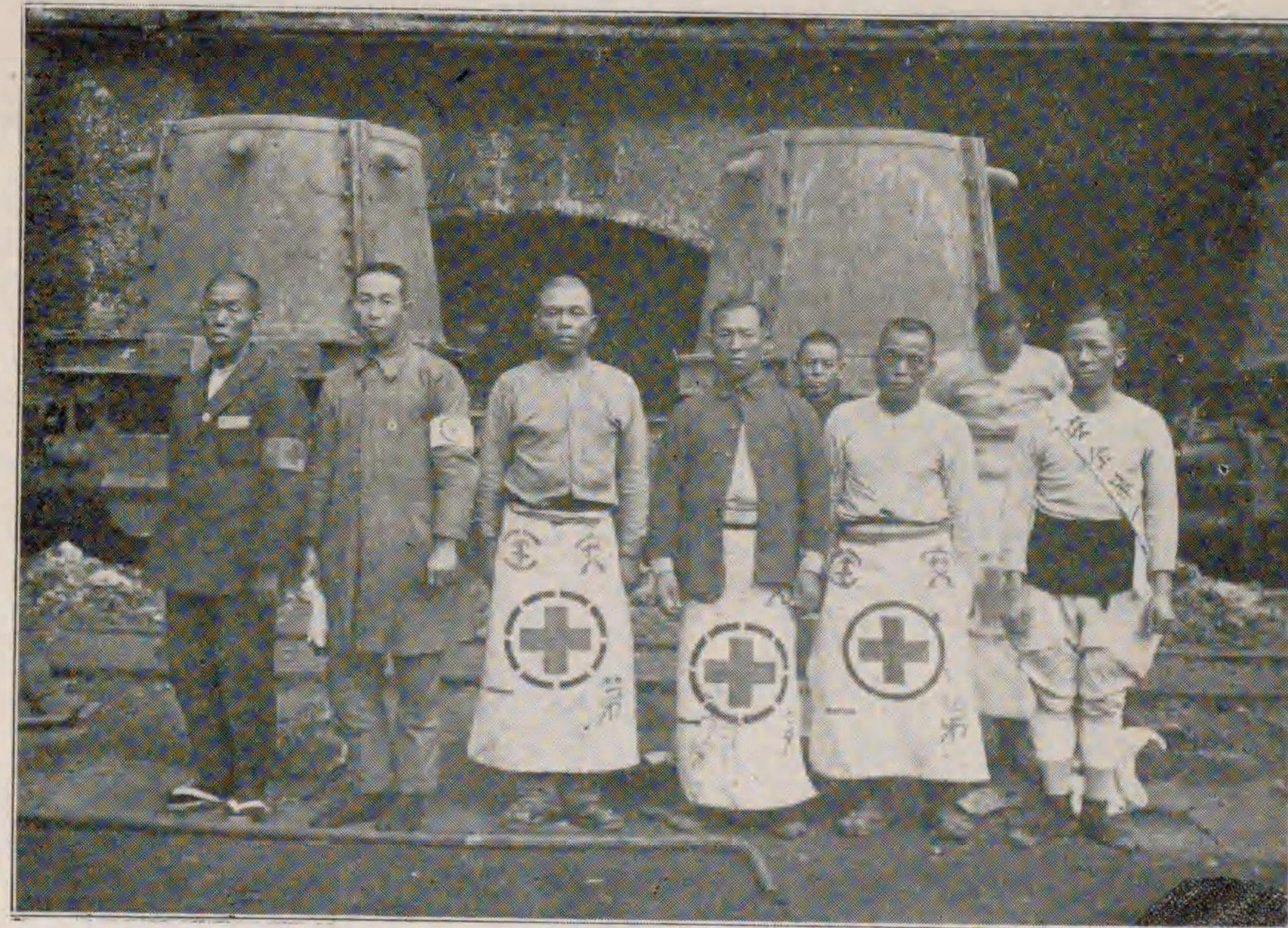
所 鐵 製



所 鐵 製



所 鐵 製



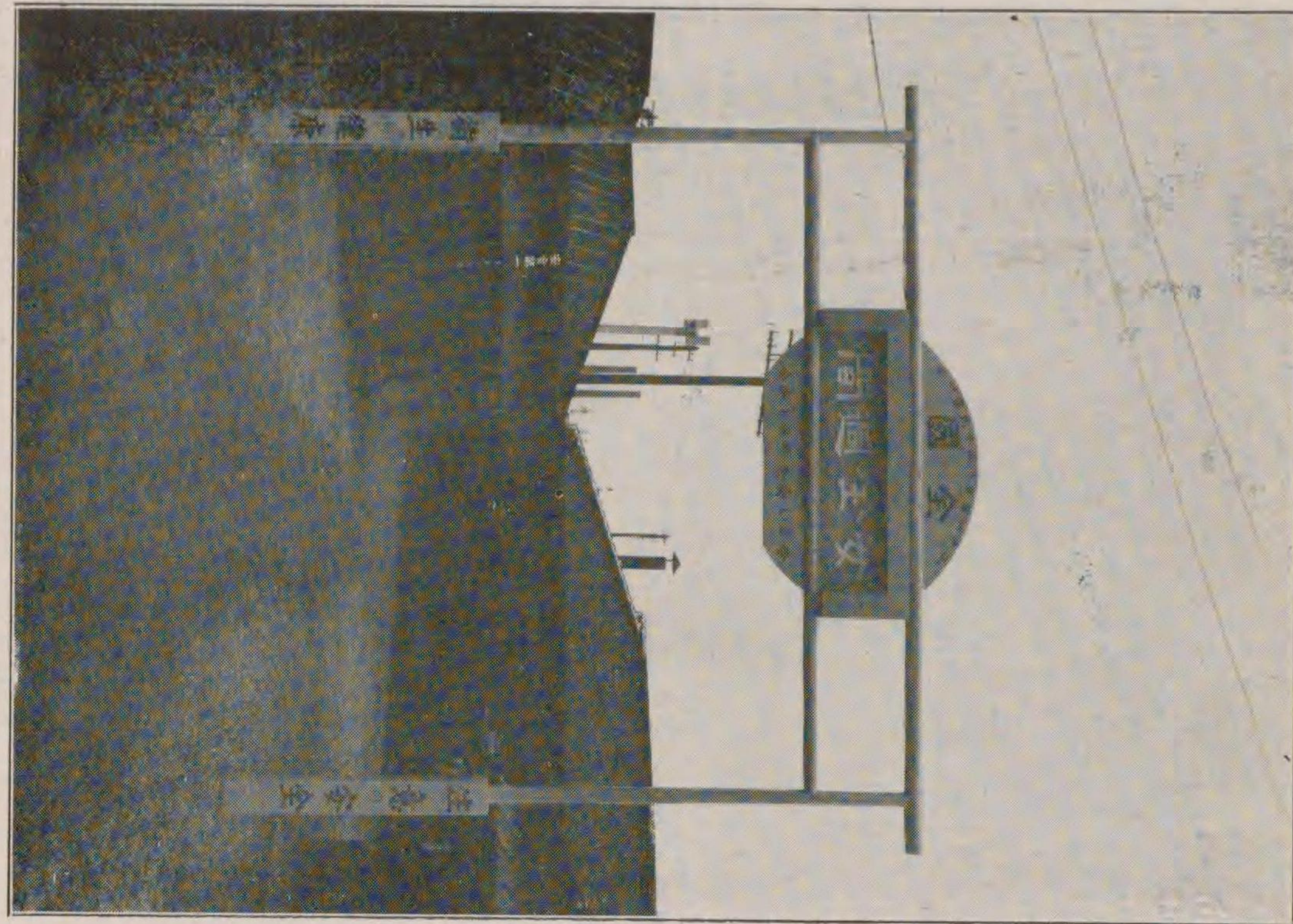
所 鐵 製

安全週間に關するおたづね

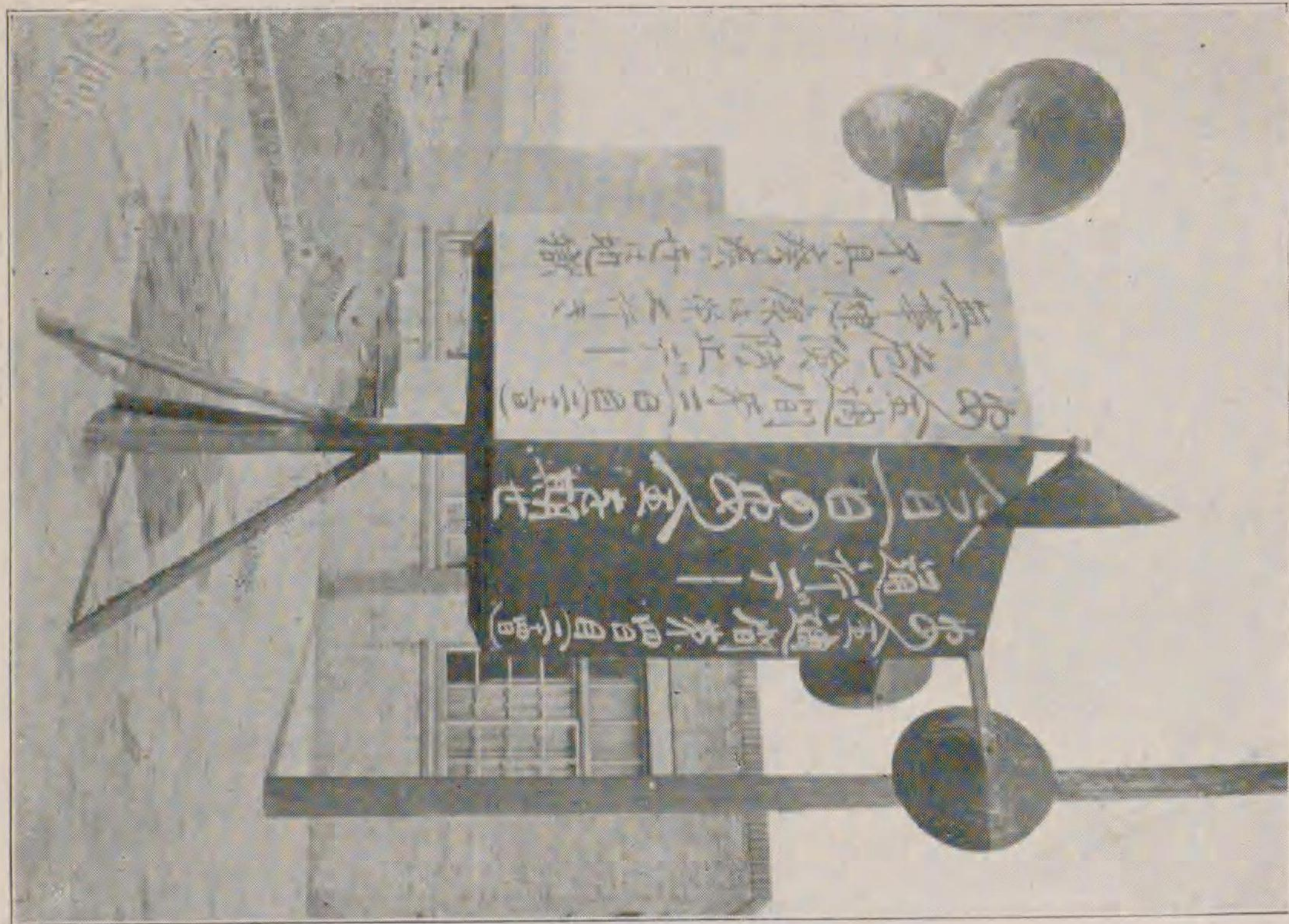
一般に委員諸君の安全週間に關する所感、意見、希望等は各工
場安全委員會を通じて提出されては行かざり、思召ますが
安全係、一、將來の參考に、よいと思召しますから、敢て、意見
を、各工場の監督官に、入れるか、安全係へ、直送、して下さい、
意見は、ごらん、ごらん、といひ、お返し、お返し、お返し、
の、一、お返し、お返し、お返し、
二、三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月、
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、



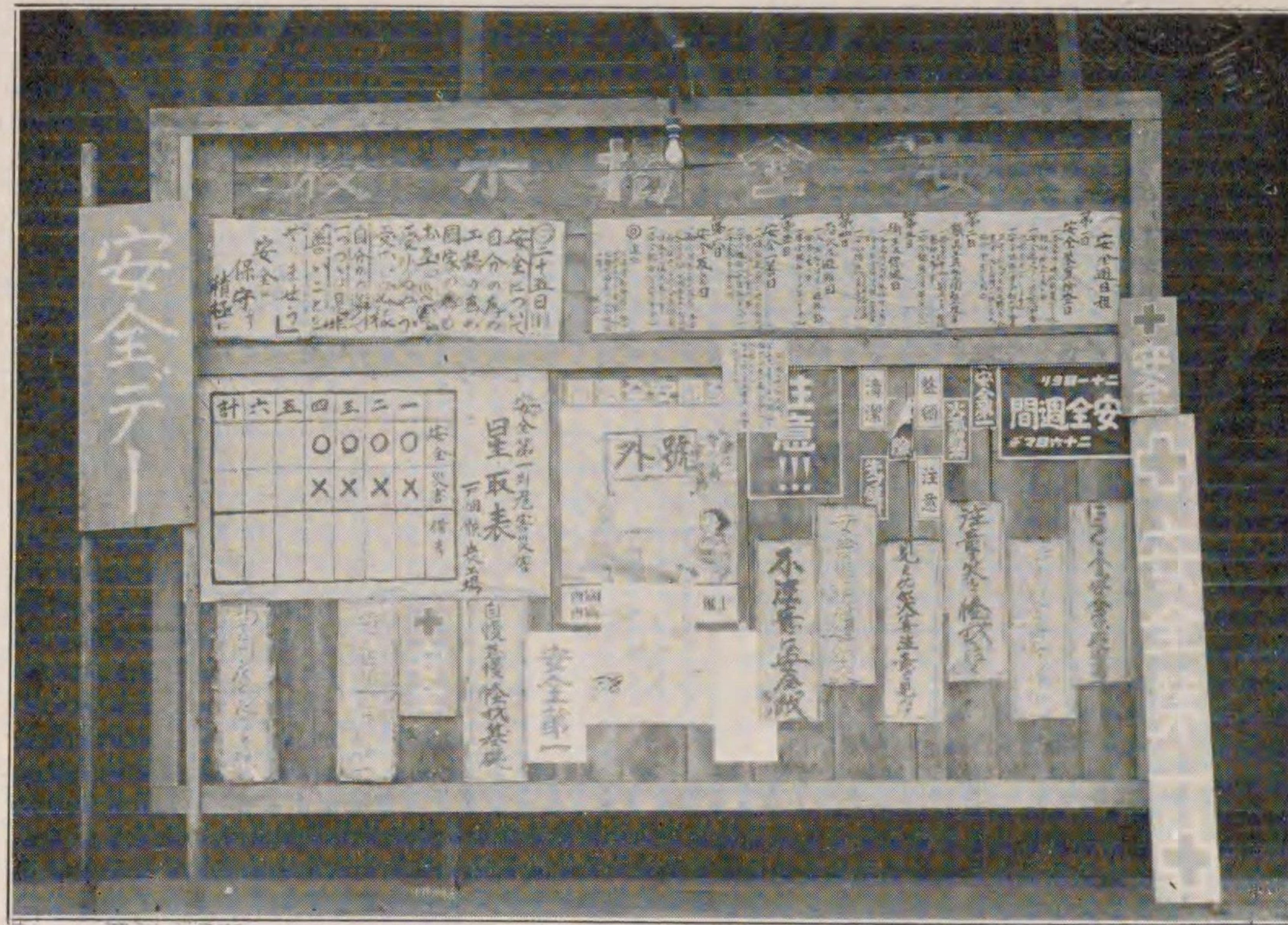
製鐵所



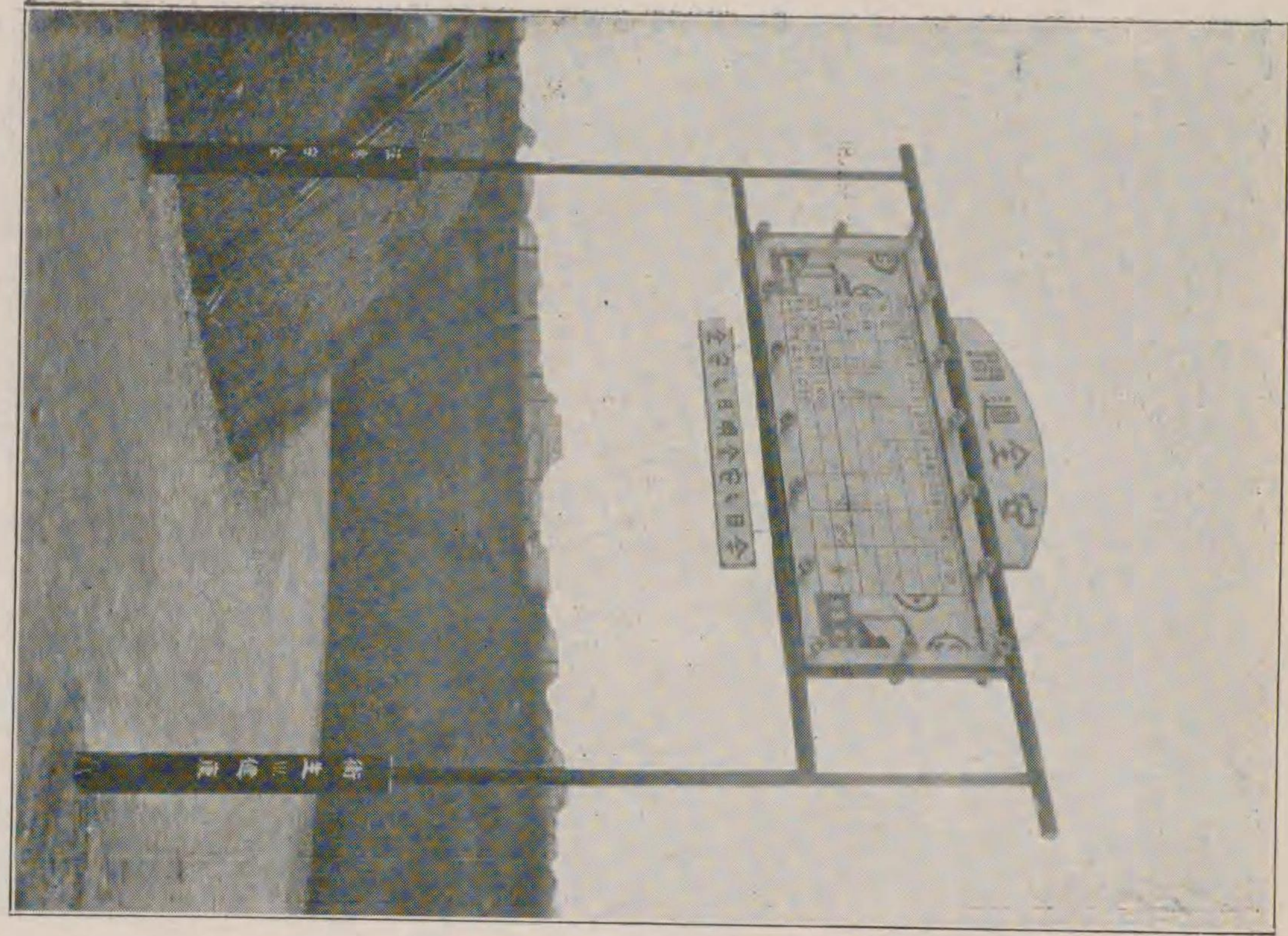
製鐵所



製鐵所



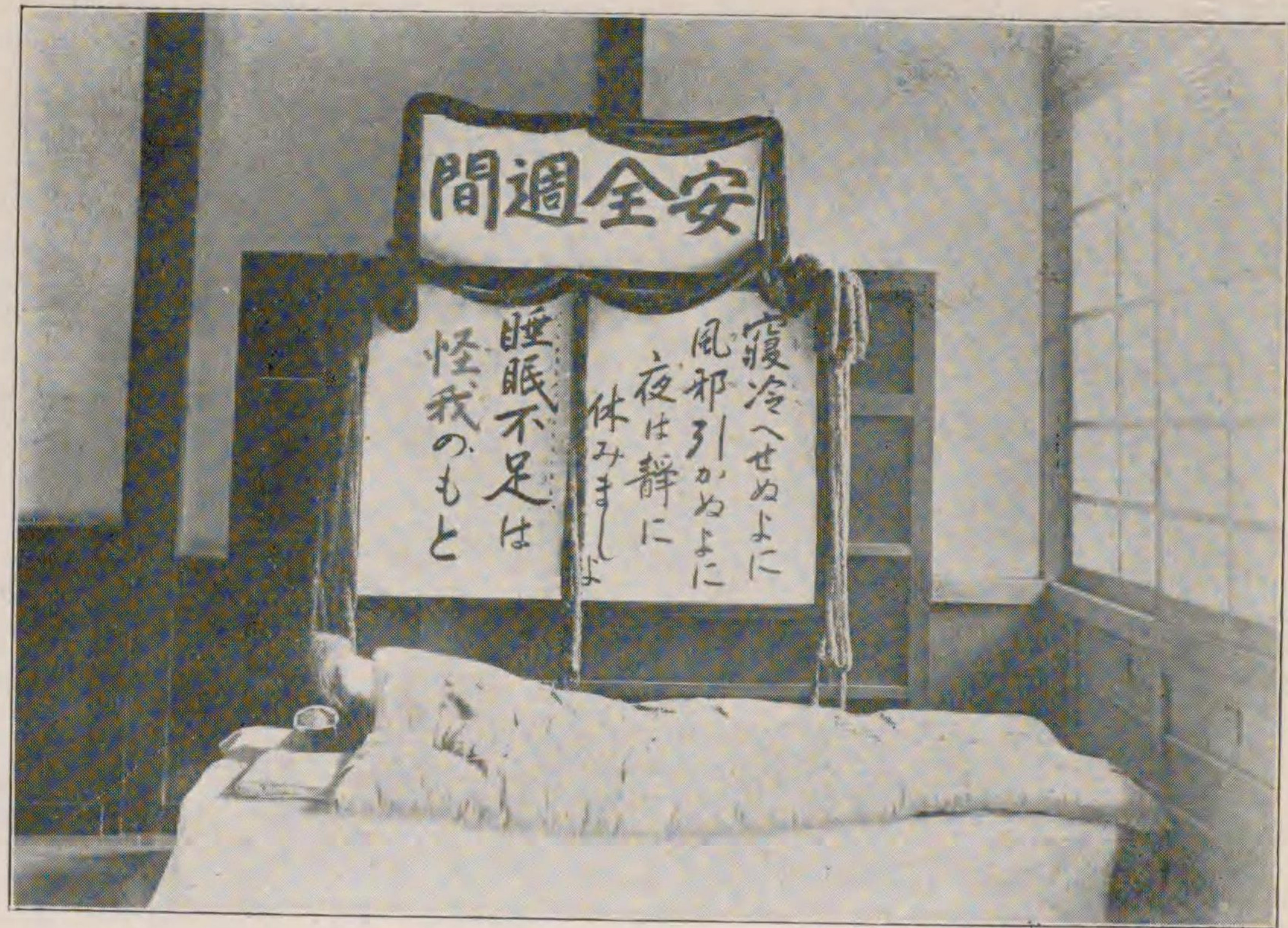
製鐵所



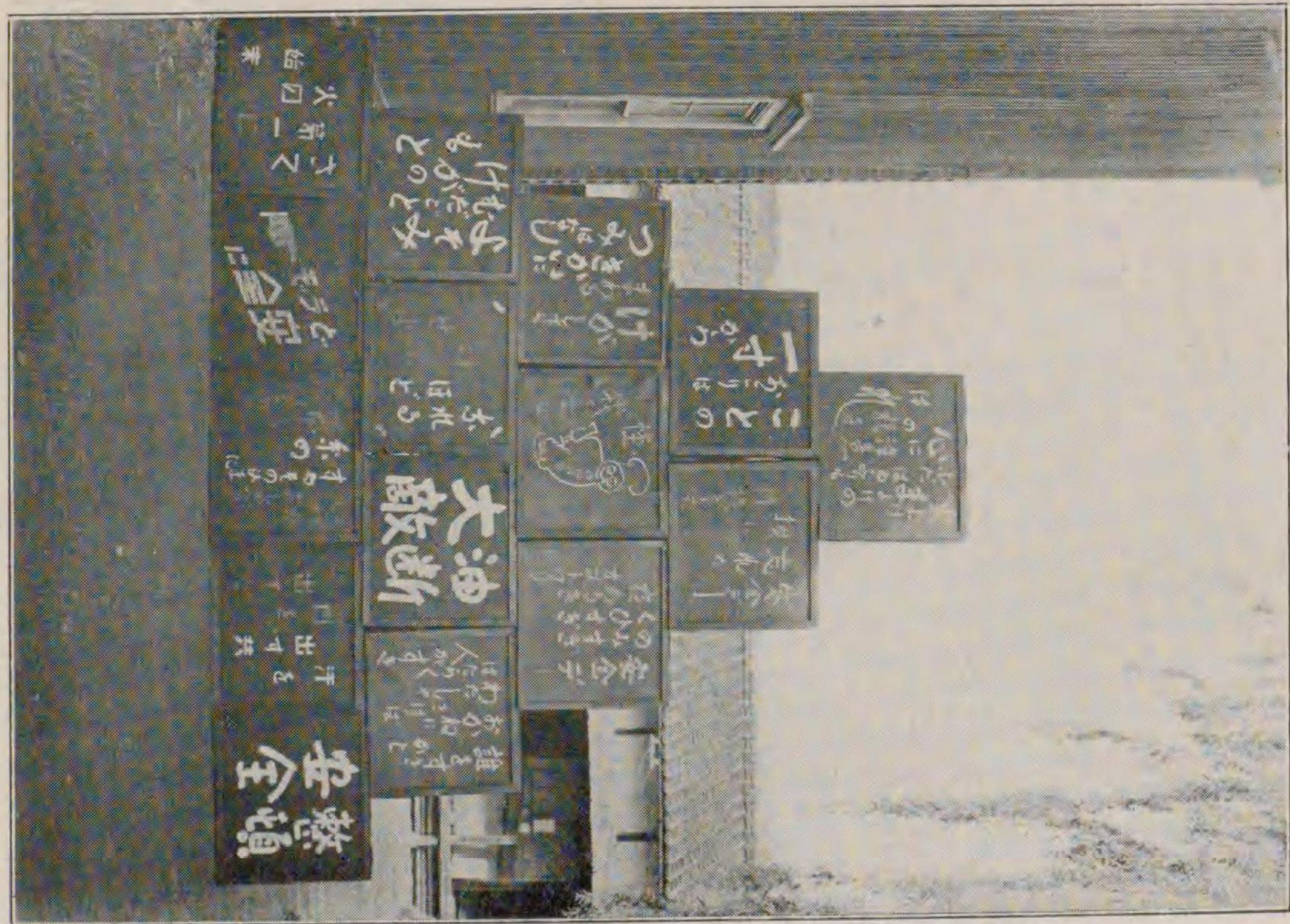
原 鏡 製



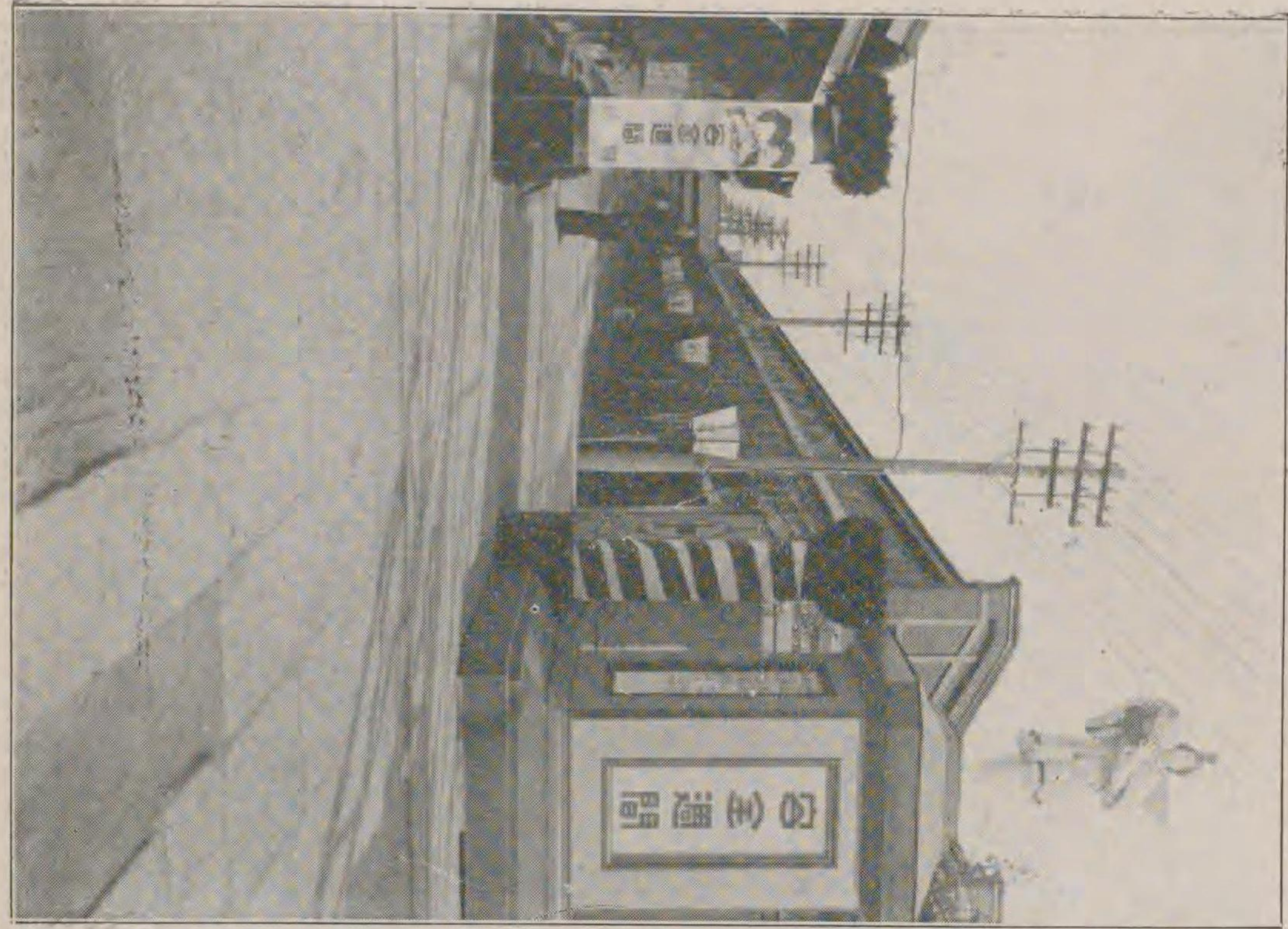
型模口入堂食場工濱幡八社會布帆江近



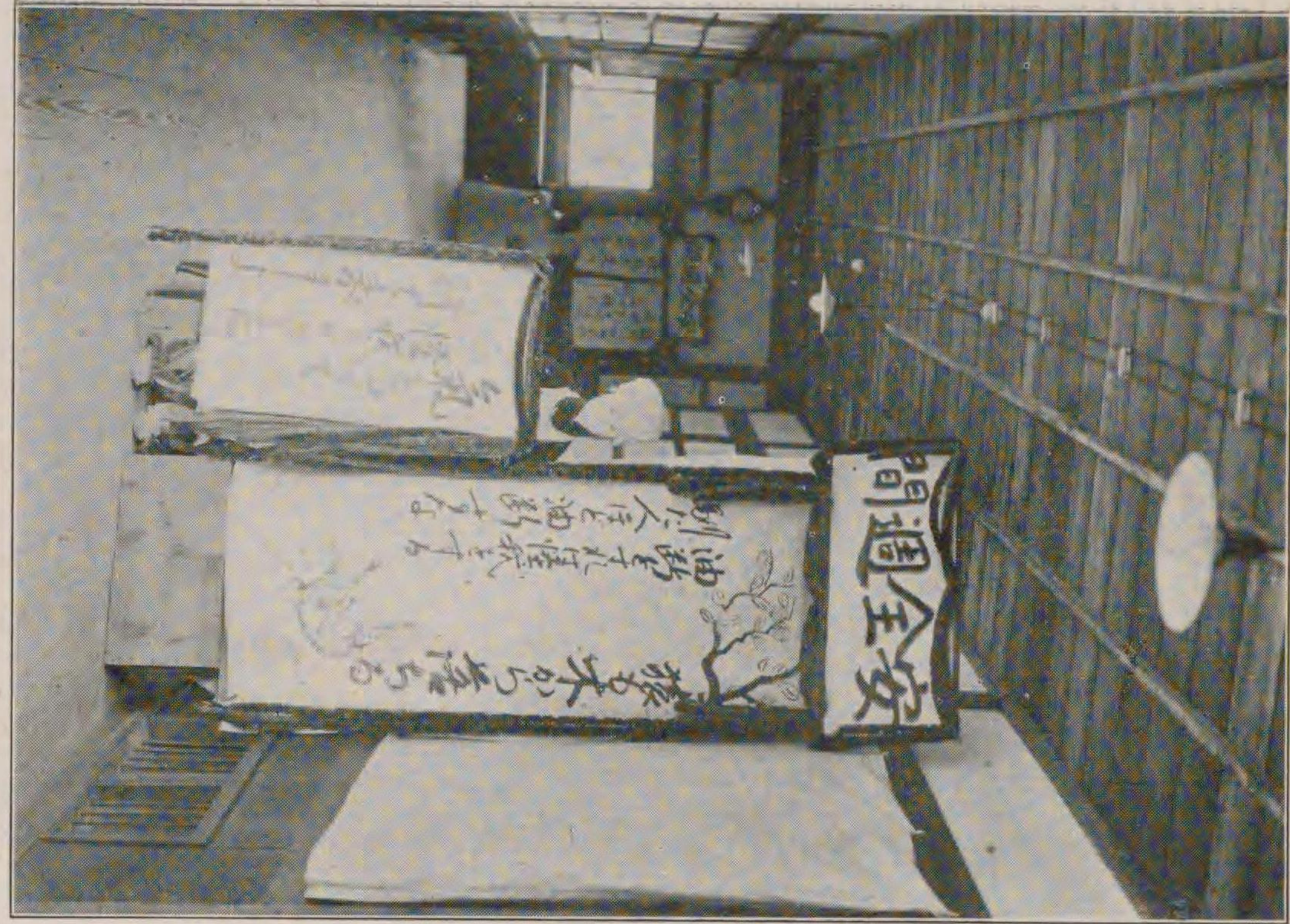
型模下廊室居舍宿寄場工濱幡八社會布帆江近



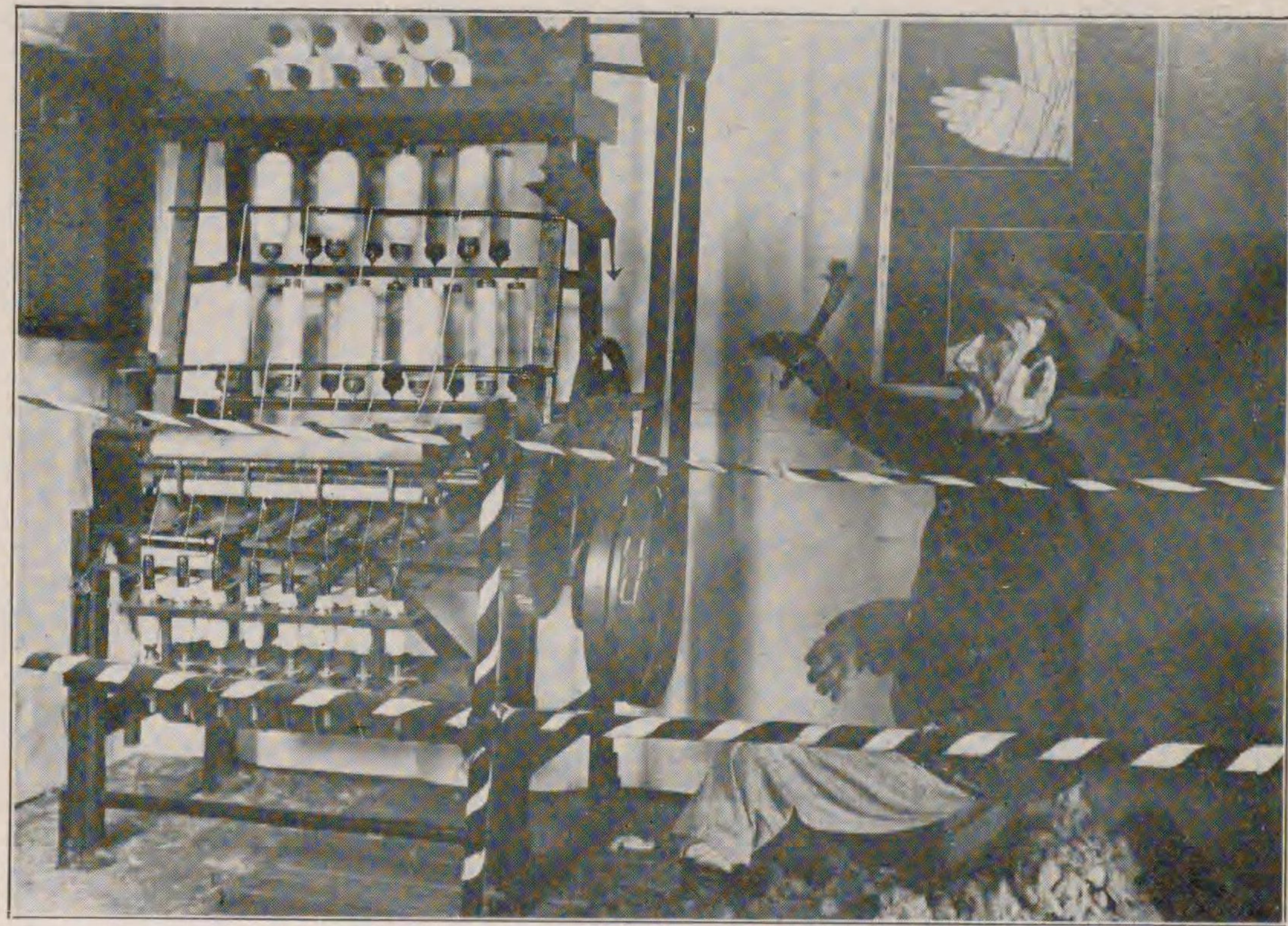
付備所各燈行示標場工濱幡八社會布帆江近



口入會宿密場工濱幡入社會布帆江近



門 用 通 績 紡 洋 東



型 模 口 入 室 械 機 場 工 濱 幡 入 社 會 布 帆 江 近



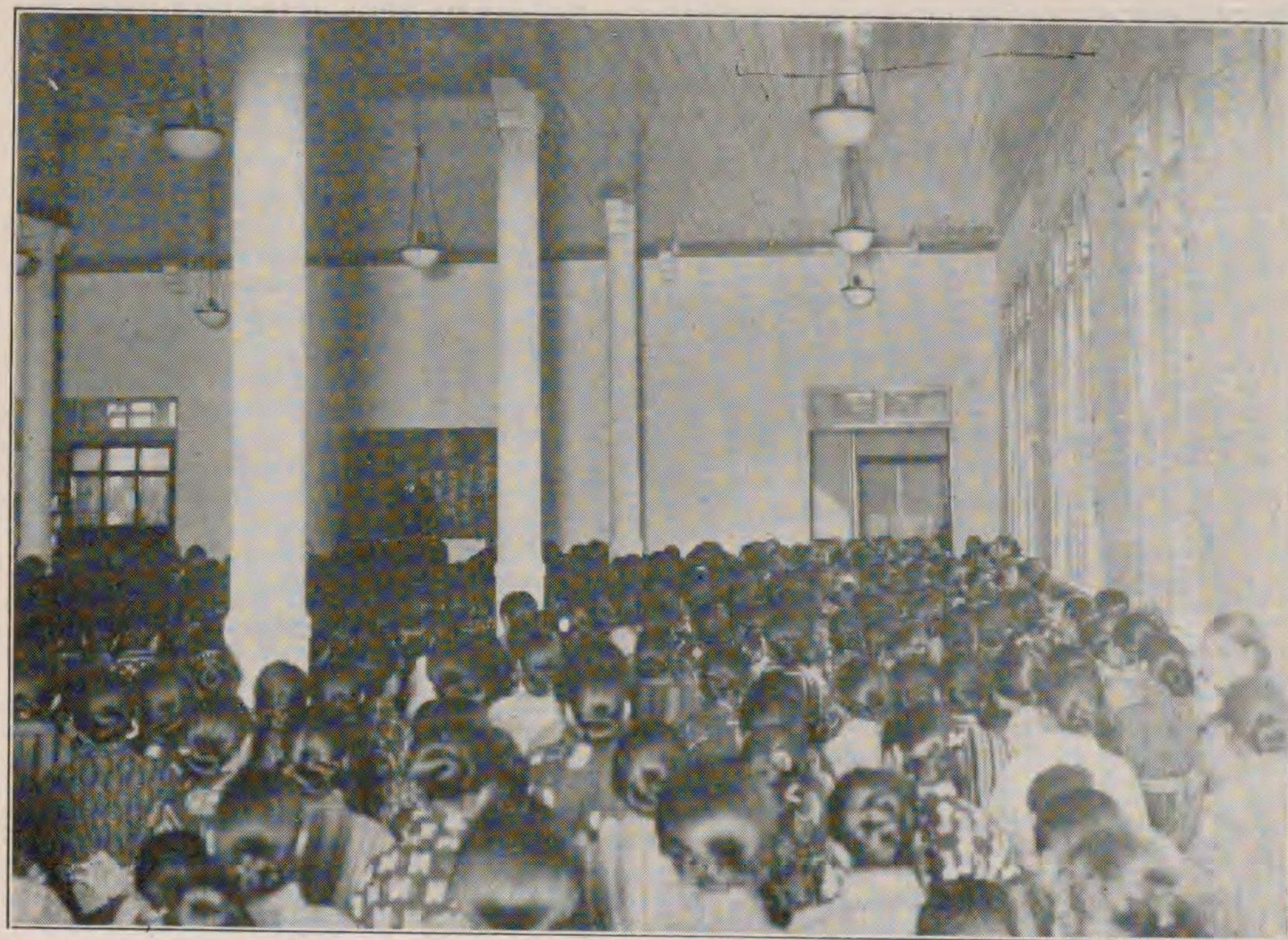
敷倉紡績高松工場



東洋紡績門内道路



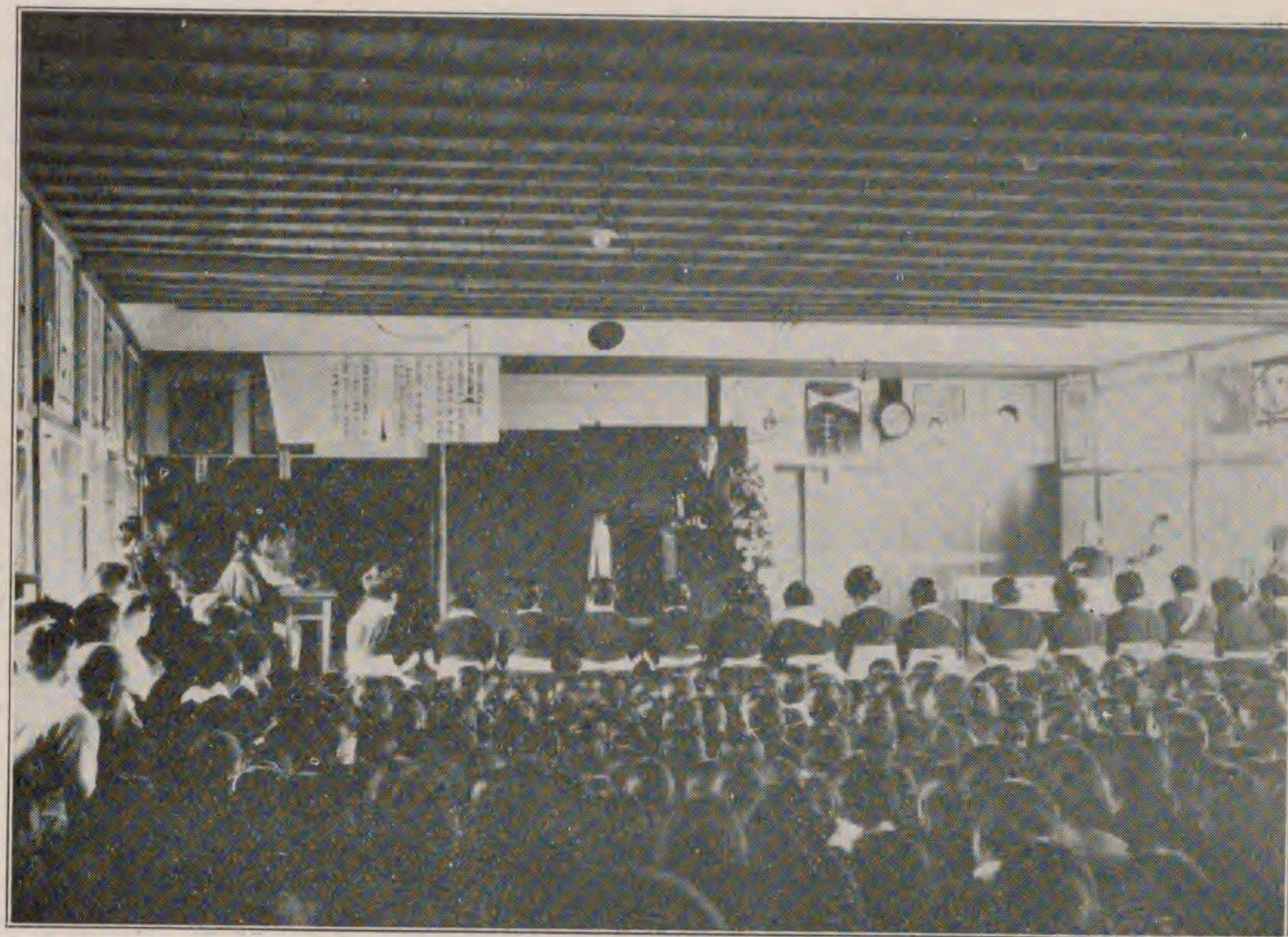
敷倉紡績高松工場



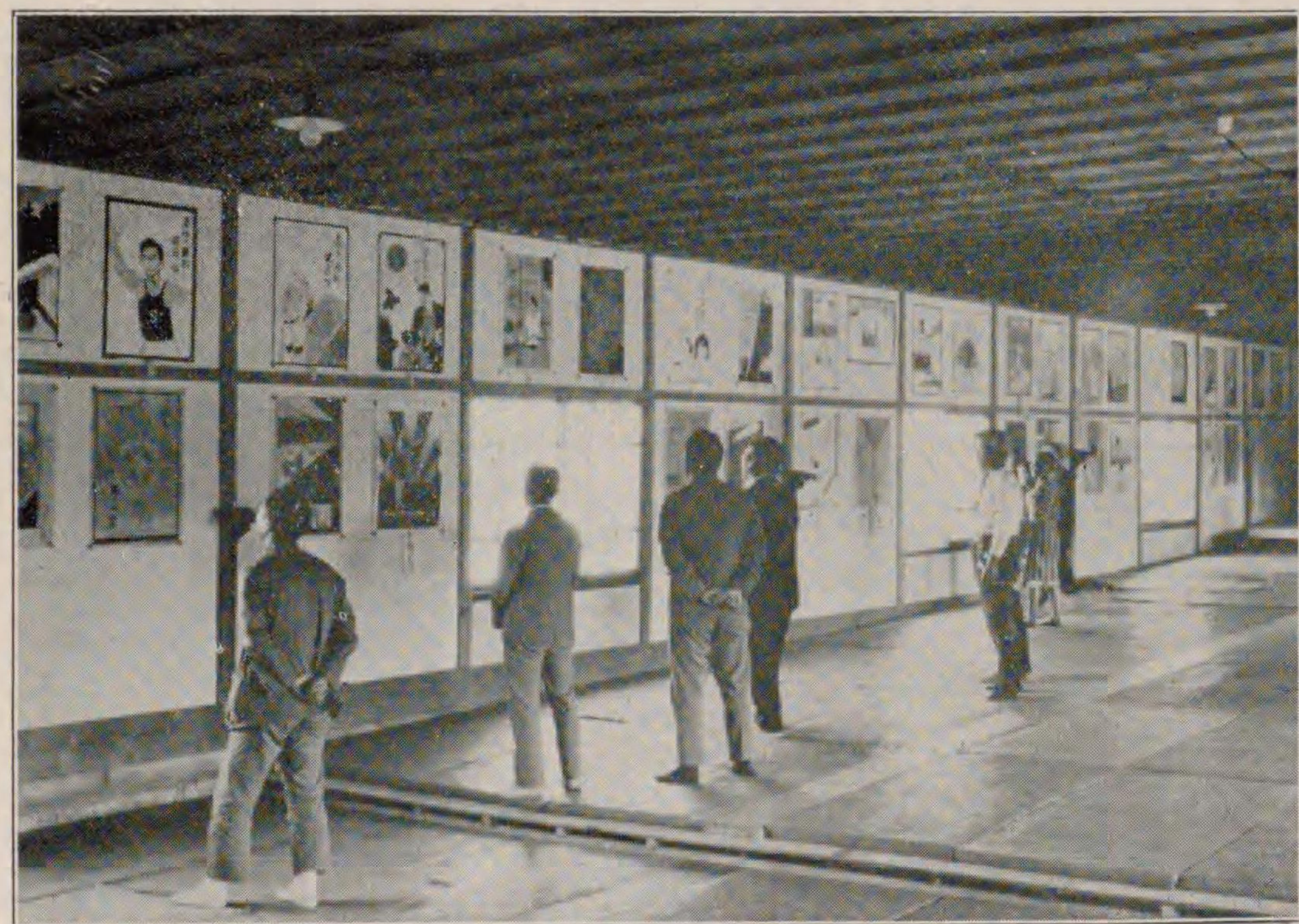
東洋紡績安全講話



足利紡績工場女子消防隊



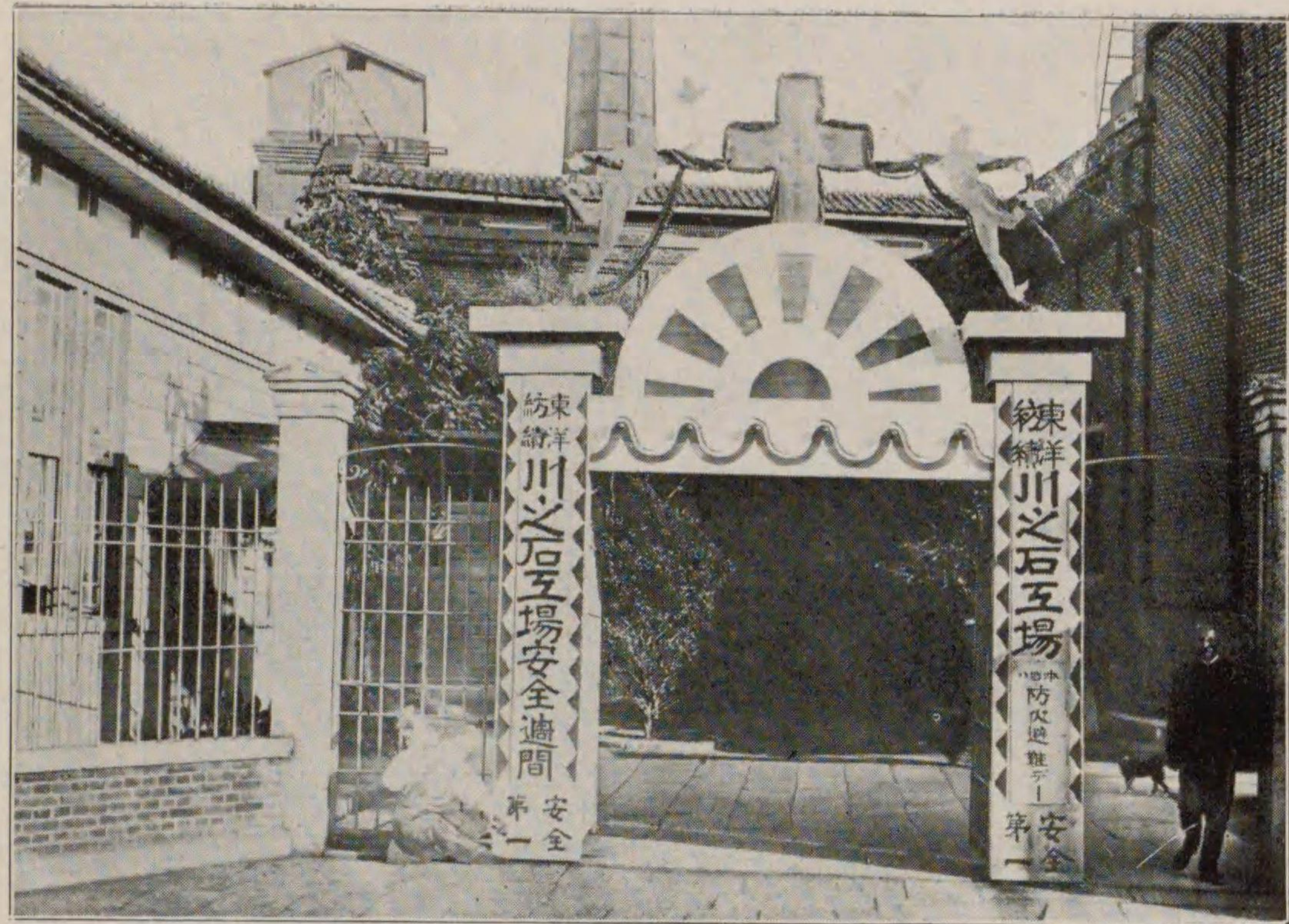
足利紡績工場衛生講習會



足利紡績工場スポーツ展覧會



足利紡績工場衛生展覧會



門正場工石之川織紡洋東

健康行進曲

帯て早く歩て
 晴れたころと
 泳ふがちりりや
 明るく歩て
 今朝も光る
 ちびらこ

人望のやうに
 笑顔で歩て
 病もおそひ
 すこやかに
 希望も光る

雄英林岡 進當等二

**富にや迷げぬ
健康が一ちや
力癌みて
娘やろ**

蒲柳の男性は
 既に過去は
 現代に健康禮讚
 強壯第一

雄英林岡 進當等一

一タスポ募應賞懸場工石之川織紡洋東

全園安全園

昭和六年三月廿一日
 日本鋼管株式會社

(二) キガハ、畫全安社會式株管鋼本日

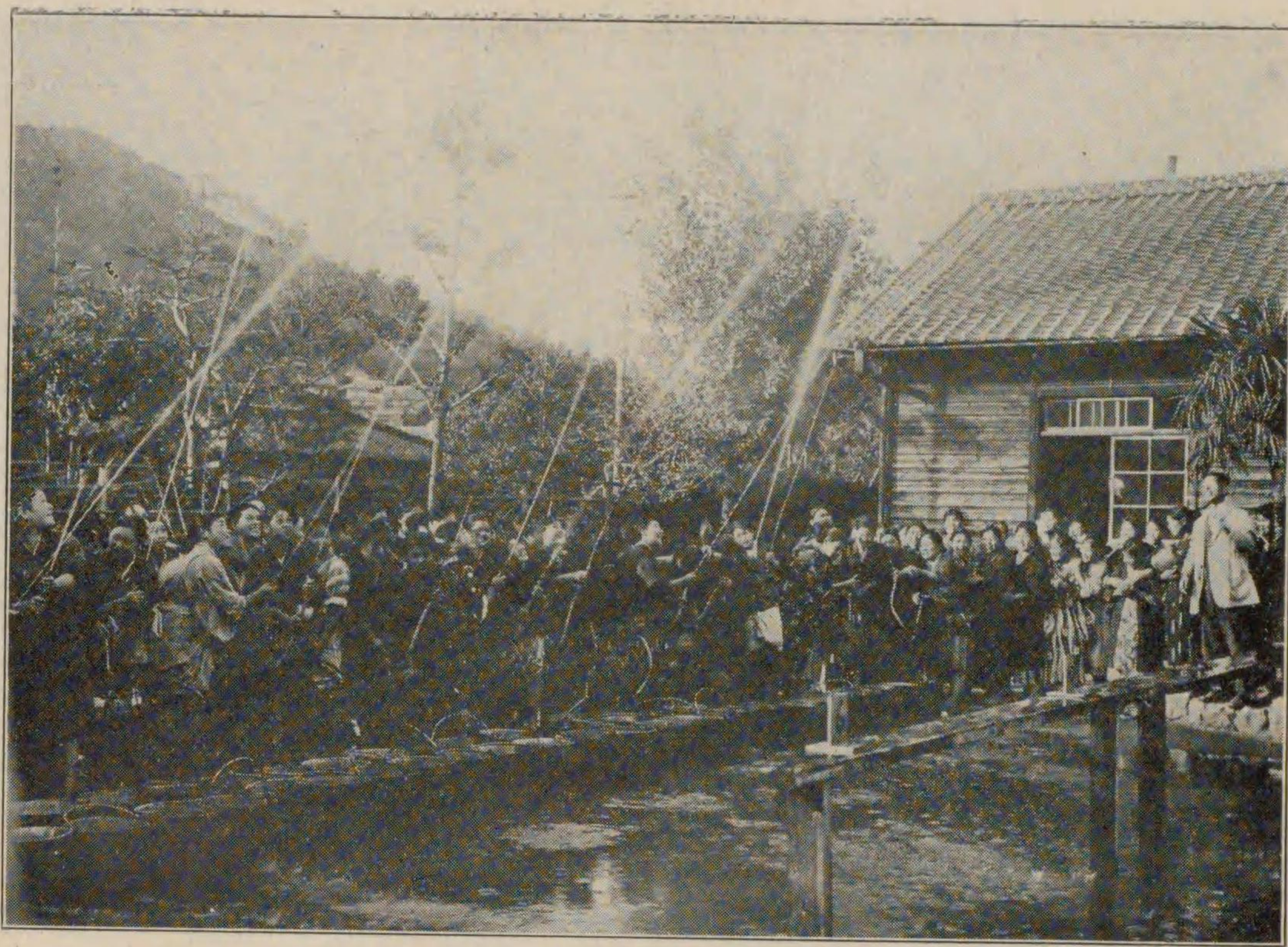
安全聖謠

お山のうしろの夕日が赤い
 とうさんのかいしやのふえがなる
 みい子やとし坊、おむかいに
 お宮のとりの、もかみお下
 ほら、きたあすこへ、とうさんが
 大ぎなめをまて、まつろい
 かほ下にこにこわつて
 とびつく二人をだつこした
 強くてちやうがな、おもうさん
 にここにこやさしい、おもうさん。

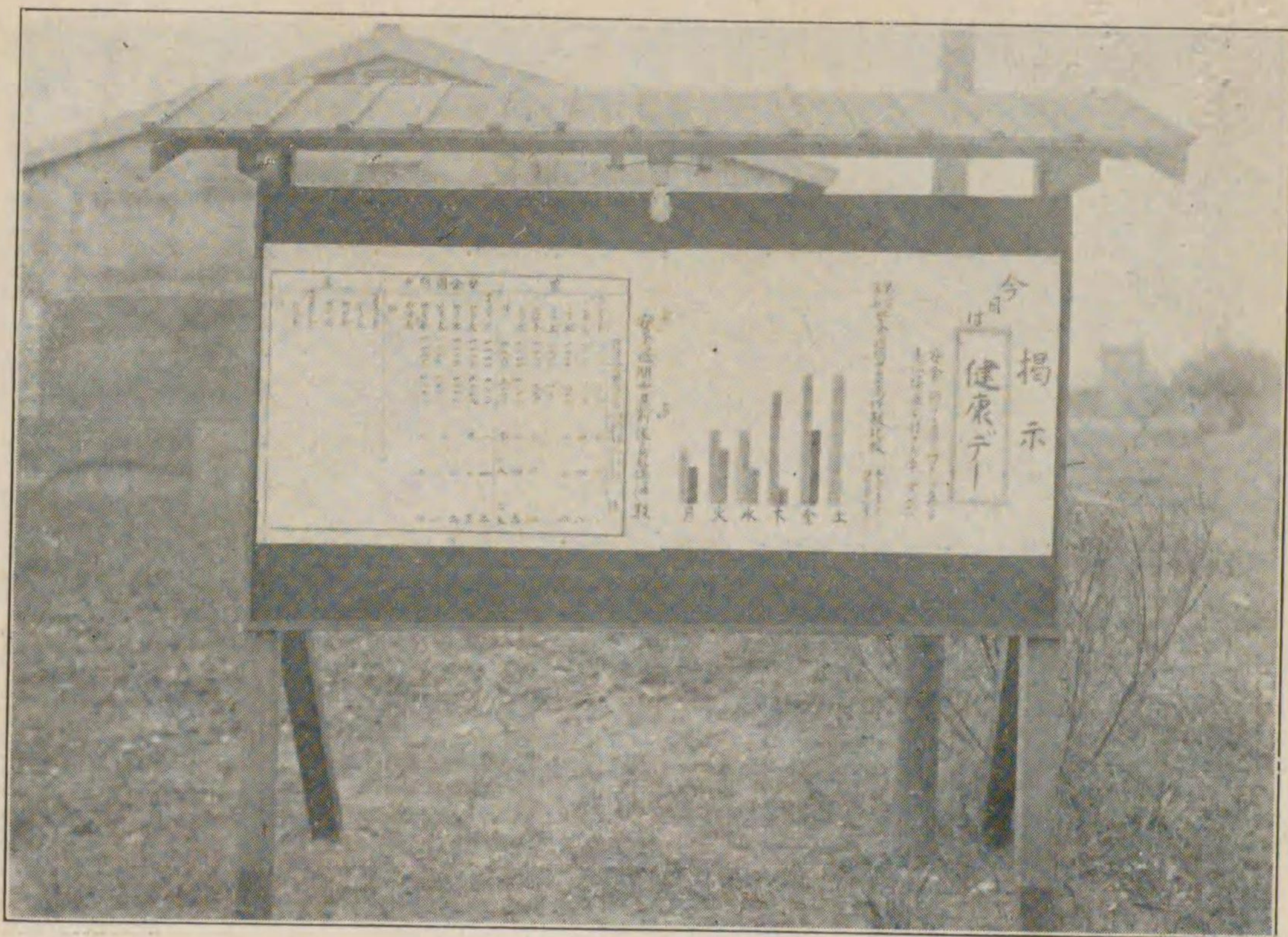
昭和三年度一舞当道 関 勉(十才)作

昭和公司全園安全園
 昭和六年三月廿一日
 日本鋼管株式會社

(一) キガハ、畫全安社會式株管鋼本日



東洋紡績之石工場寄宿女工防火演習



芝浦製作所鶴見工場安全全掲示

第二回全國安全週間報告

第一 緒言

本邦に於ける安全週間の歴史——大正八年六月東京市及び隣接町村を範圍とする安全週間が行はれた、之を以て本邦に於ける此種運動の嚆矢とする、此際安全週間は其目的は普遍的で有つて産業災害、公衆災害、其他の凡てに亘つたのであつた、其後産業災害のみに關した安全「デー」が各地に或は安全「デー」、或は安全週間又は安全期間等の名で行はれたのであつた、其は凡て局部的であつた、昭和二年一道三府二十一縣が聯合して安全週間を實施したのが全國的安全週間の發現する前提であつた、昭和三年に於て全國安全週間の第一回が行れた、昭和四年に行れた處のものは其第二回の舉行である。

我邦第一回全國安全週間の舉行が歐洲に宣傳さるゝや獨逸は其舉に倣ひ一九二九年二月 RUWO (Reichsunfallverhütungswoch) と命名して全國安全週間を舉行した、英國は本年五月を期して全國安全週間を行つた。

安全週間の目的

安全週間は安全教育週間である、災害豫防衛生改善に關する知識と熱心との涵養を爲す處の臨時的な安全運動の一形式である、従つて此機會に於て將來の常住的安全運動の端緒を開き又は從來の安全努力改善の氣運を作るに在るが故に、此間各種物的安全施設の改善開設及び安全作業の訓練を以て其の成績を瞥見しなければならぬ、従つて又其間の災害率の状況は之れのみを以て安全週間の効果を全部を表示するものとは言へないけれども其間に於ける従業者に對する心的影響を知るの一端たるものである、只安全週間の成績發表の故に災害率表示の少からむことを欲するの餘り故意に災害の隱微を爲し却つて害を受くるの恐を爲すことは安全週間の目的に反する、不幸にして傷害を生じたる場合には遺憾なく之が手當を完備することが安全週間の目的に副ふ處の行爲である。

第二回全國安全週間——第二回全國安全週間は以下記述するが如き要綱の下に舉行されて豫想以上の好成績であつた、斯くの如くにして全國安全週間が産業界の年中行事として愈々産業安全界の進歩に資せんことを祈る。

第二 第二回全國安全週間の要綱

第二回全國安全週間舉行に當りて主催者の全國に配布した處の要綱は次の通りであつた。

第二回全國安全週間舉行要綱

- 一、期日 十月二十一日ヨリ十月二十六日迄六日間
十月二十日ヲ別ニ準備デー家庭衛生デー等トスルモ可ナルコト
- 二、主催者ハ財團法人産業福利協會及社團法人日本鑛山協會トシ事務ハ鑛山ニ就テハ日本鑛山協會其ノ他ハ産業福利協會ニ於テ取扱フコト
- 三、産業福利協會及日本鑛山協會ニ於テ取纏メ印刷又ハ作成スルモノ左ノ如シ
- (1) 揭示用従業者心得(各種別安全心得ト衛生心得トヲ合シタルモノ)

縦一尺三寸 石版刷 壹枚 五厘
横一尺八寸

(字句ハ末尾記載ノ通り)



- (2) 注意票 (危険、注意、清潔、整頓、火氣嚴禁、先づ健康、安全第一ノ七種)

縦九寸 石版刷 拾枚 壹錢
横四寸

- (3) 揭示用ポスター

四六全紙型 三色刷 壹枚 五錢五厘

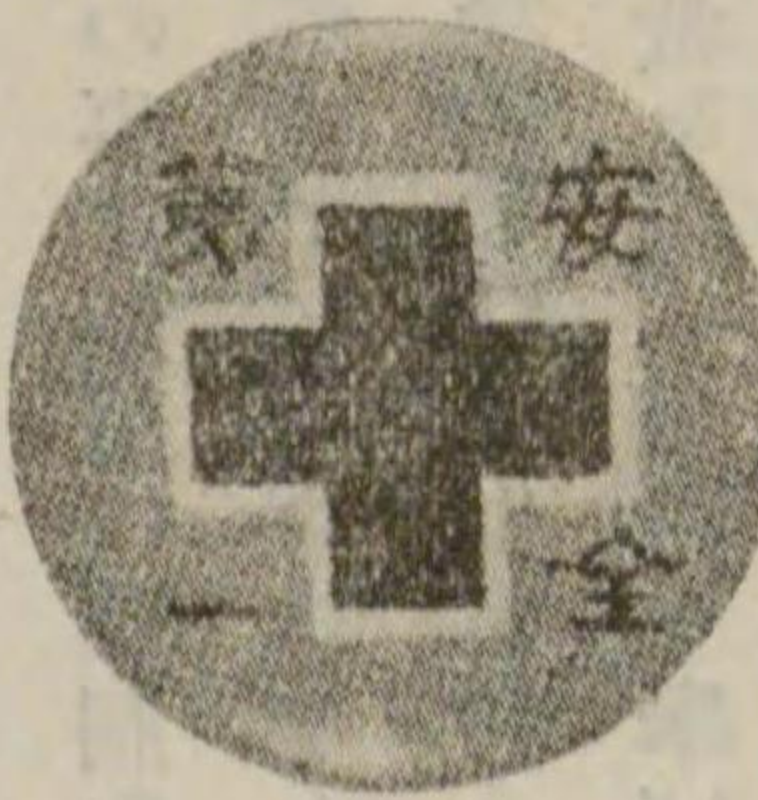
(大體左ノ如キ圖案ナルモ多少修正ノ見込)

- (4) 佩用安全マーク

甲、鐵製セルロイド張

一個 壹錢四厘

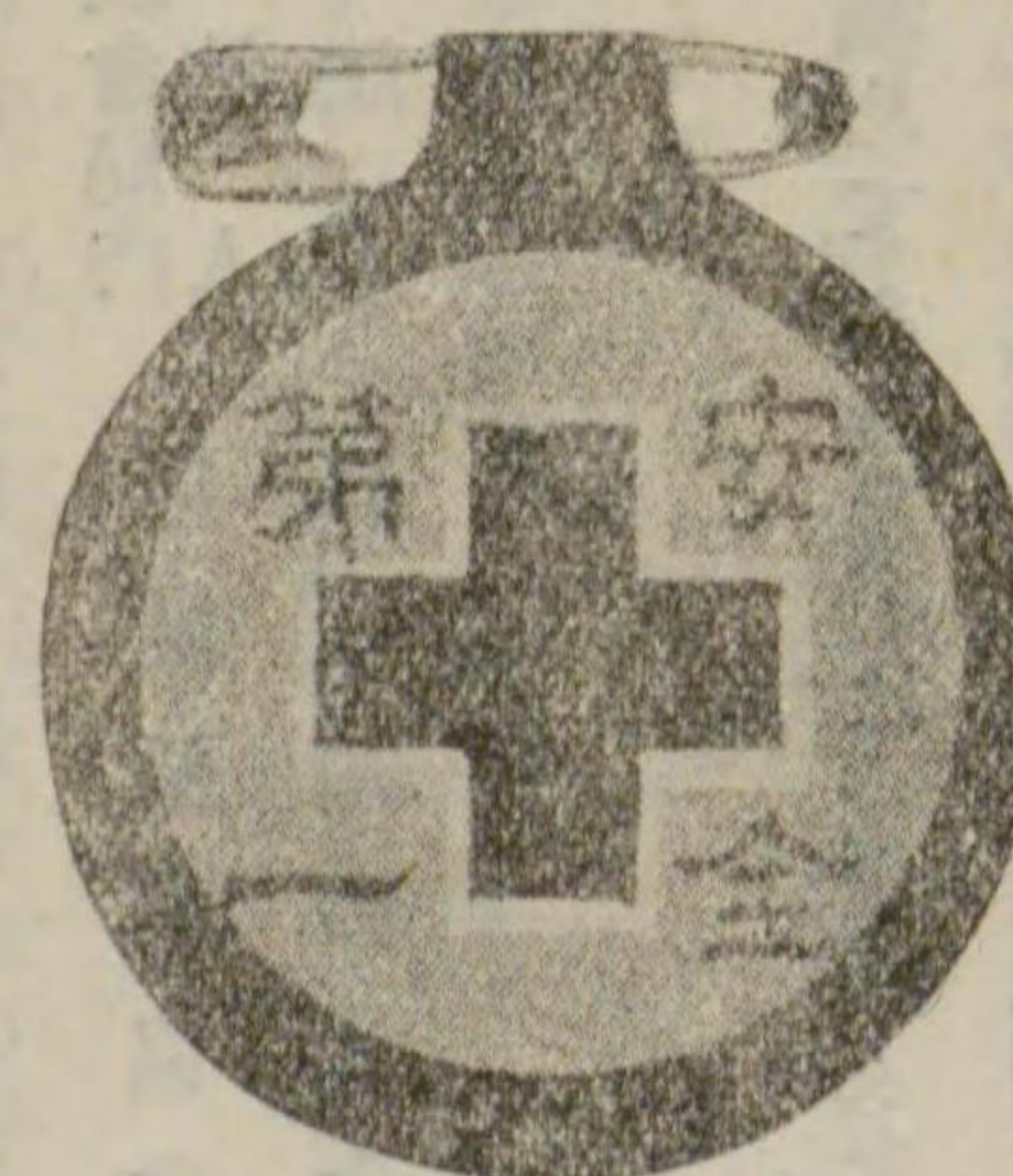
圖案(實物大) 下ノ如シ



乙、紙 製(ピン付)

一個 參厘

圖案(實物大) 下ノ如シ



右價格ニハ官廳又ハ團體迄ノ送料ヲ包含ス

四、右印刷物マーク等ノ所要數ハ鑛山ニ就テハ日本鑛山協會地方常務委員會ニ於テ取纏メ日本鑛山協會宛工場ニ就テハ官廳事業主團體等ニ於テ取纏メ内務省社會局内産業福利協會宛ニ九月十日迄ニ申出ヅルコト工場及鑛山兩者ノ聯合團體ハ便宜何レカニ申出ヅルコト

五、右印刷物ハ取纏メ注文スベキモ發送及代金取立ハ製作者ニ於テ直接之ヲ爲スコト
印刷物ノ發送ハ九月中ニ之ヲ爲ス豫定ナルコト

昭和四年八月一日

主 催

内務省社會局内 産業福利協會
財團法人 日本鑛山協會
社 團 法 人 日 本 鑛 山 協 會

第二回全國安全週間趣意書

産業に伴ふ災害や疾病の豫防は労働者の爲めにも將又事業上にも極めて必要な事は今更暇を要しません。而して是が爲めには機械其の他設備に改善を要するもの多く、政府が今回工場危害豫防及衛生規則を發布して工場設備の改善に一段の努力を促すに至つたのも是が爲めであります。併し斯の種の事は法規の強制を俟つまでもなく當事者に於て進んでやらねばなりません。又産業に従事して居らるゝ人の容易に了解せらるゝ如く災害豫防は機械や設備の改善の外従業者の協力と注意に依らねばなりません。斯の如き法規の外に於ける災害防止は平素不斷の努力に在るのであります。安全週間や安全デーは従來各地で行はれ昨年七月には全國の工場鑛山で行はれましたが設備の改善の上にあります。安全週間や安全デーは従來各地で行はれ昨年七月には全國の工場鑛山で行はれましたが設備の改善の上にも於ても現實の災害率減少と言ふ點からも相當の効果がありません。此の好成绩に顧みて本年は更に其の範圍を擴張し工場鑛山以外の事業も参加して十月二十一日より六日間を期し舉行致したいと存じます。我國は今や經濟界の建直しの爲めに未曾有の難局に當つて居ります。災害と言ふ産業界の最も甚しい無駄を排除する事は此の點からも極めて必要な事でありませぬ。何卒官民一致勞資協力健全なる産業の振興と労働者の福利の爲めに此の運動に御賛同あらんことを願ひます。

各事業場に於ける安全週間實施方法

- 一、安全委員會又は安全係衛生係等の設けなき工場鑛山其の他の事業に於ては成るべく之を設け、此等をして安全週間の計畫並に之が實行督勵の任務に當らしむること。尙安全委員會又は安全係は爾後繼續して日常の安全保持に努むることとする。
- 二、安全週間中日次計畫を定め揭示其の他の方法に依り従業員全部に周知せしむること。
- 三、安全週間の趣旨及心得を一般従業員に周知せしめ之に對する注意を喚起する爲めに講話會の開催、ポスター、標語等の募集、災害統計、安全週間趣意書、心得書等を揭示すること。
- 四、一般従業員並幹部委員係員等は安全マーク又は腕章等を佩用し各人の注意を喚起すること。
- 五、作業場、食堂、寄宿舎等の出入口其の他適當なる箇所には安全週間實施に關するプログラム、ポスター、標語等を揭示し其の他適當なる宣傳方法により従業員全部の注意を喚起すること。
- 六、安全週間に於ける負傷又は疾病は成るべく毎日作業場内の揭示場其の他適當なる處に揭示すること。
- 七、安全委員會又は安全係は作業場其の他の安全検査を實行し機械及設備の危険なる部分を修繕し又は適當なる豫防装置を設け危険なる作業方法等を發見したる時には安全指導に努力すること。
- 八、金屬、鑛物の破片等の飛來又は有害光線によりて眼に危害を生ずる虞ある作業に従事するものには成るべく保護眼鏡を使用せしめ有害なる粉塵、瓦斯、蒸氣の發散する場所に就業する者には適當なるマスクを使用せしむる等保護具使用の風を馴致すること。
- 九、安全委員會又は安全係は各作業部係と協力して場内、坑内の整理整頓を期し特に藥品、危険物の貯藏取扱に注意し火災其の他の事故なき様に努むる事。
- 十、安全委員會又は安全係、衛生係は炊事場、食堂、便所、洗面所、寄宿舎、合宿所、作業場等の掃除其の他清潔方法

の實行を督勵すること。

- 十一、其他工場危害豫防及衛生規則所定事項は猶豫期間中のものと雖も成るべく之を實行すること。
- 十二、休憩時間には成るべく従業者を作業場外に出でしめ適當なる健康維持法をなす様に奨勵すること。
- 十三、負傷疾病に罹りたる場合には醫療を遅延せしむる事なき様に努むること。

従業者心得

一、工場之部

作業安全心得

- 一、仕事にかゝる前に機械、器具、工具の運轉使用に差支なきやを調べ若し危険の箇所があれば直ちに手入するか係員に報告すること。
- 二、安全装置は取り外したまゝに置かぬこと。
- 三、ベルトの掛け外しはなるべく廻轉を遅くし又は停止して行ふこと。
- 四、機械の危険部分の掃除、注油、修理等はなるべく運轉を停止して行ふこと。
- 五、電氣設備の取扱に注意し電撃を受けぬ様にする事。
- 六、揚重機、昇降機の取扱には注意すること。
- 七、服装や頭髮を締めよくし機械に捕へられぬやうにすること。
- 八、迂り轉ばぬ様足許に注意すること。
- 九、マスクや保護眼鏡の使用を怠らないやうにすること。
- 十、火を引き易いもの爆發し易いものは所定の容器又は場所に置くこと。
- 十一、火氣禁止の場所で煙草を吸はぬこと。

十二、酸アルカリ類の取扱に注意すること。

十三、物の積み方、置き場所に氣を付けること。

十四、仕事中無駄口をきかぬこと。

十五、其他凡て災害豫防に關する諸規則を嚴守すること。

衛生心得

一、食ひ過ぎ飲み過ぎ其他不衛生を慎むこと。

二、風邪引かぬ様にする事。

三、汚れた寢具や衣類は洗濯し時々日光に曝すこと。

四、食堂、休憩所、洗面所、便所等を清潔にすること。

五、痰唾は痰壺へ吐くこと。

二、鑛山之部

作業安全心得

一、服装はキチンとして帽子、足袋、靴、脚絆をつけること。

二、許された場所の外煙草、マッチ其他の發火具を持參せぬこと。

三、入坑出坑の際は靜肅にすること。

四、人道のある所は必ずこれを通り這入つてならぬ所に入らぬこと。

五、作業場は成るべく整頓し清潔に保つこと。

六、仕事にかゝる前に必ず天井、留、足場の良否、瓦斯の有無等を調べ仕事中も時々調べること。

七、發破又は爆藥の取扱についてはよく係員の指揮に従ふこと。

- 八、通氣設備又は安全設備は規定の位置より動かし又は取外さざること。
- 九、變つた事、危険な事があつたら直ちに係員に知らせ其の指揮に従ふこと。
- 十、其の他安全又は衛生規則、安全心得等をよく守ること。
- 十一、負傷した時は應急手當をして直ちに係員に知らせ其指圖を受くること。

衛生 心得

- 一、食ひ過ぎ飲み過ぎ其他不攝生を慎むこと。
- 二、風邪引かぬやうにすること。
- 三、汚れた寝具や衣類は洗濯し時々日光に曝すこと。
- 四、食堂、休憩所、洗面所、便所等を清潔にすること。
- 五、濫りに痰唾を吐かぬこと。
- 三、其他の事業之部

各種事業毎に別に之を定む。

舉行の準備に當り社會局は局員を全國に派して其の趣旨の宣傳を行つた、其内監督課長の講話された要領は次の通りである。

全國安全週間に就て

社會局監督課長 北岡 壽 逸

今度全國の工業主諸君の賛成を得まして、來る十月二十一日から全國安全週間を開催することとなりましたことは、平素産業に於ける災害の防止、労働者の健康の保持と云ふことに携つて居る者として私の誠に喜に堪へない所

であります。

安全週間とか、安全「デー」とかの催は我國に於ても從來屢々各地に於て行はれて居りましたが、全國的な安全週間と云ふものが行はれたのは今回が三回目であります。第一回は一昨年十月で一道三府二十一縣聯合の安全週間が催され別に九州六縣と山口とが安全「デー」を催しまして、殆んど凡ての工業地を網羅致したのでありますが、併し全府縣には及びませんでした。昨年は初めて一道三府四十三縣を網羅した全國安全週間が行はれたのであります。而して工場の外鑛山も大分加入されたのであります。本年は全國安全週間としては第二回目でありまして、全國各府縣に亘るのみならず、産業福利協會の外日本鑛山協會も主催者となりまして全國の鑛山が加はることとなり、更に工場鑛山の外土木建築事業も参加されました、今回の安全週間は全國の工業を網羅する安全週間となつた次第であります。

斯く如く安全週間の企が年と共に盛大を加へて行くことは此の事業が産業のため、將來労働者のために必要にして有效なることが廣く工業主諸君に了解せらるゝに至つた爲と思はるゝのであります、尙本年は産業災害豫防に關して特筆すべき二つの事件があつたのであります。

一は多年懸案であつた工場法第十三條に基く省令として工場危害豫防及衛生規則が公布せられて本年九月一日から施行せらるゝに至つたことであります。工場の設備の安全装置に就ては從來に於ても地方廳令に依つて夫々取締規則があつて相當改善し來つたのであります、此の規則に依つて全國的に一定の標準が定められたのであります。本則に於ては重要な設備の改善に就ては相當の猶豫期間がありますが、今度の安全週間は本則を研究し設備の改善を計る一つの機會と致し度いのであります。

特記すべき第二の事項は本年の國際勞動總會に於て災害豫防に關する勸告案の出來たことであります。之は國際條約ではなく、法律的には我國は何等之に拘束せられないのであります、災害豫防に關して數十年の經驗を有する

歐米各國の専門家が集つて、此の問題に關し政府、事業主、労働者及一般社會の採るべき方法に關して指針を示したのであります。災害豫防に心ある人は是非熟讀玩味すべきもので今回の安全週間の機會に於て之を吟味して我國に適當とするものは成るべく之を採用することを希望に堪へないのであります。

尙本年は國際労働總會が一の刺戟となりましたが、獨逸及米國に於て大規模な安全運動が行はれました。獨逸に於ては本年二月災害保險組合を中心として政府、事業主、労働組合新聞紙、ラヂオ等が協力して全工業に亘る全國的な安全週間が行はれました。又米國に於て十三週間に亘つて、ラヂオに依り安全宣傳が行はれ大統領フーバー氏も其の成功を賞讃する言葉を送つて居ります。

斯くの如き内外の狀勢の中に茲に安全週間を迎へることは一昨年比し又昨年比して更に大なる緊張を覺ゆるのであります。

災害豫防の手段、安全週間實施の方法に就ては、之は各工場、各鑛山に實情に適した特異の方途に出づべきでありまして、茲に直接役に立つ様な意見を申述べることは誠に困難なことでありまして、私は唯災害豫防の必要及其の實行方法に就き一般的なることを申上げて御参考にし度いと思ふのであります。

抑も工業の發達は社會の基礎でありまして、今日の文明は要するに近代工業の賜物であります。併し禍福は糾へる繩の如く工業の發達にも一面弊害を伴ふものでありまして、工業の發達に伴ひて業務上の災害に基く死傷者及諸種の疾病の増加したことは工業に伴ふ一の暗影であります。近代工業は大規模生産と動力及機械の利用を其の特質とするのであります。是等は今日の生産力の増大を來したる所以であります。同時に労働者の災害の有力なる原因であります。又鑛山の地下の深い所に於て爲す作業、建築業の如き高い所で爲す作業が災害を頻發するものなることは、新聞紙に報導せらるゝ記事に依つても容易に知る所でありまして、工業全體に於ける災害に基く死傷者といふものは實に夥しい數であります。昭和二年の統計に依るに我國に於て業務上の死傷者の數は工場に於て死者三

百十四人、二週間以上の休業を必要とする重傷者一萬二千六百六十二人、三日以上の休業を必要とする輕傷者四萬四千五百九十三人、更に鑛山に就て見ると其の數は多く死者一千二人、重傷者及輕傷者十六萬三千五百九十三人で、工場鑛山を通じ休業三日に至らぬ一切の負傷を加へると一昨年一ヶ年に實に六十八萬六千人に達するのであります。

土木事業、建築事業に就いては今日殆んど統計がありませんが、警察統計に就て見ると一年に死者約四百人で其の死亡率は鑛山に及びませんが、工場よりは遙に高いのであります。

是等の災害に依る負傷に基く損害と云ふものは實に莫大なるものであります。直接金に見積り得る損害としては健康保險の給付と工場法及鑛業法の扶助であります。其の額は工場鑛山を合し九百四十九萬圓餘約一千萬圓であります。固より災害に基く損害は之に止りません。扶助の如きも先年の工場法の改正に依つて可なり引上げて一部の工業主からは社會局は労働者許りを最氣するなどの不平を受けたのであります。夫れでも死者に對しても兩手を失つて一生労働の出來ない不具者となつたと云ふが如きものに對しても一年分の賃銀を支給するに過ぎないのであります。到底彼等一生の生活又は遺族の困窮を救ふに足らないのであります。社會局に於て先年業務上の怪我で不具又は癱疾となつたもの、現在の生活狀態を調べたことがありますが、怪我をした工場や鑛山に於て事業主の親切心と責任心から不具者を小使とか守衛とかに使つて居る場合を除いては何れも赤貧洗ふが如く誠に悲惨な生活で中には生活に困つて娘を女郎に賣つたとか、精神に異狀を來して自殺をしたと云ふが如き涙なくしては讀むことの出來ない報告があるのであります。今更乍ら是等産業の犠牲者の氣の毒なことを痛感したのであります。負傷者の休業中に於ても工場法又は健康保險法に於ては治療費と賃銀の六割を支拂ふに過ぎないのであります。直接治療以外の他の失費及賃銀の四割は労働者の負擔であります。一方事業主に於ても一つ事故が起ると必ず暫く作業が、停頓し他の職工も仕事を手につかず、材料、製品等にも多少の損害を蒙ることを通例とするので有形無形の損害

を免れないのであります。歐米に於て災害に基く損害は扶助及保険に要したる費用の三倍乃至五倍と見積つて居ります。假りに三倍としますと工場鑛山に於て約三千万圓の損害であります。外に工場火災の被害が昨年の統計に依ると死者四十四人、負傷者が百七十九人直接の経済上の損害は千八百万圓餘であります。之に土木建築事業の夫を加へると災害に基く損害は年に五千万圓を遙に超ゆる譯であります。之は労働者及遺族の精神的肉體的苦痛を外にした純粹の経済上の損害であります。年々五千万圓以上を災害のために全く無駄に捨て、居ると云ふことは誠に大きな問題で「アメリカ」の現大統領フーバー氏が産業上の無駄を排除すると云ふ見地から安全第一運動を主張して居ましたが誠に故ある哉と思はれるのであります。

尙此の外に衛生上に基く疾病に就ては其の一家の苦痛と國民経済の損害は到底計算することを得ない莫大なものであります。之が豫防は労働者として工業主として、將國家として誠に眞剣な問題であると曰はねばなりません。安全運動とは狭い意味に於ては災害の防止に限るのでありますが、廣い意味では災害の外疾病の豫防をも含みます。我國の安全週間等は此の廣い意味の安全運動であります。茲には主として狭い意味の安全運動即ち災害防止に就て述べます。

豫防方法如何の問題には前提として災害の原因如何と云ふ問題を見なければならぬのであります。災害の原因は固より千態萬様で其の一々を茲に盡す譯に参りませんが、極めて概括的に申すならば、災害の原因は設備の缺陷と労働者の不注意とに歸することが出来ます。此の外には不可抗力と云ふものもありますが、其の大部分は設備の完備と人間の注意により防ぎ得べかりしものであつて、眞の意味の不可抗力と云ふものは極めて稀であります。

設備の缺陷に基くものと労働者の過失に基くものとの割合に就ては數字的に申上げることが極めて困難であります。之に就て獨逸に於ける工場監督の權威者リッツマン博士は設備の缺陷と見るべきものは今日に於ては全體の四分の一位であると申して居ります。我國に於て工場主から提出さるゝ二週間以上の休業を要する重傷者の報告に就

て見ますると約三割は工場の設備の缺陷に基くものゝ如く見られますが、然し之れは事業主の提出した報告に基くものでありますから、實際には設備の缺陷に基くものもつと多いかも知れません。尤も此のリッツマンの場合も日本の統計の場合にも設備の缺陷に因ると云ふのは労働者の方は無過失であると云ふものではありません、労働者の方にも過失がありましたも若し設備が完全で適當な安全装置があれば災害が起らなかつたであらうと思はれるものを凡て含むのであります。

斯くの如く統計的の數から見れば設備の缺陷に基くものは寧ろ少ないのであります。災害豫防の見地に立つて見ますと、先づ第一に設備の改善安全装置の完備に依る災害豫防を計らねばなりません。何故なれば人として過失の絶無と云ふことは期し難いのでありますから、苟も現代の技術上出来る限り又經營の實際上可能なる限り設備の安全を計ると云ふことは近代の工業主としては當然の義務であります。工場設備の安全装置に就ては先に申上げました如く、今度内務省令工場危害豫防及衛生規則が發布せられました。少くも此の法令に規定してあることは法規で強制せらるゝのであります。本令は三十六ヶ條に亘る詳細な法規で而も其の内一ヶ條に就ても十數の事項を含むものもある次第で到底茲に詳細を説明する譯に参らないのであります。本令の主旨を一言に盡すならば工場には現代の技術及作業の實際上許す限り適當なる安全及衛生装置を施すべしと云ふことに歸するのであります。其の二三を例示するならばベルトの継手又はシャフトのセツトスクリー等突起物は之を除くか又は被を附すること、凡ての動力傳導装置及機械の危険部分又は柵圍、被覆又は安全装置を施すと云ふが如きことで相當進歩的な技術家から見れば當然のこと許りであります。古い工場では今すぐと云ふ譯にも参りませんが、斯くの如き機會に出来る丈の改善を施して戴き度い。設備の安全と云ふことは別に官憲の強制を待たずとも事業主の社會義務であり、將經營上からも必要なことありますから猶豫期間の盡くるのを待たないで實行して戴きたいのであります。

第二に必要なことは労働者の方面であります。先に述べた如く事業主の社會的、法律的責任と云ふ點から云へば

設備の點が重いのでありますが、數の上から云へば設備の方では如何とも出來ない、労働者の注意に俟つ外に方法のない災害が大部分であります。先に設備の缺陷に因るものとして數へた災害と雖も労働者の過失も亦之に伴ふのが通例でありまして注意さへすれば設備が少々悪くても怪我なしに済むのでありますから、災害の數を減ずる爲めには如何しても主力を労働者の注意力喚起に注がなくてはならないのであります。從來諸外國に於て、工場の災害としては機械に因るものが特に目立つものでありますから、災害豫防の爲めには機械の柵圍、被覆其の他の安全装置に主力を注いだのであります。然るに斯くの如くして設備の改善を計ること數十年にして尙災害の件數は年々數千、數萬に上るので最近になつて人的方面に力を注ぐことの必要を痛感して來たのであります。最近國際労働總會の勧告に於ても此の方面を特に力説して居ります。

労働者の注意力喚起に依る災害豫防と云つても唯「注意せよ」「氣を付けよ」文では力が薄いのであります。其の因つて來る所を究めて過失の根本を矯正しなければなりません。例へば或作業に就かしむる場合には監督者又は職工長から生産に必要な作業上の注意事項の外災害豫防上の注意事項を充分に教へ危険なる部署には其の注意事項を揭示するが如きことが必要であります。

曩に述べた國際労働總會の勧告に於ては此の事は雇主の義務とする外、労働組合も亦其の組合員の安全教育に就て協力すべきものとして居ります。現に獨逸や白耳義の労働組合では組合員に災害防止に付ての、訓育を爲すことを一の重要な仕事として居るのであります。又過勞を防ぎ、健康保持に努むることも大切であります。災害を起したものに付て見ますと過勞、夜更し、暴飲暴食の如き事の爲めに身心の弛緩して居たことが原因であることが尠くないのであります。次に禁酒、節酒は別の方面からも必要であります。災害豫防上からも必要なことでありまして、或炭坑で酒を飲む鑛夫と、酒を飲まない鑛夫との災害に罹る率を取つて見た所、酒を飲むものは、飲まないものに比し、七割文災害率が多いと云ふ數字が出來たのであります。

設備の改善と云ひ、労働者の訓育と云ひ何れも一朝一夕に出來上つてしまふものでもないのであります。之を組織的繼續的に實行するに非ざれば其の効果を收め難いのであります。而して安全運動に依つて、災害防止の効果を收める爲めに必要な組織として三個の條件が必要であります。其の第一は事業主又は工場長と云ふが如き其の工場又は鑛山等の頭となるものが、此の運動に熱心を有することであり、凡そ人に使はれて居るものは實に驚くべき程其の雇主の氣持に敏感なもので、雇主の熱心でないものには中々熱心にならない。殊に安全運動と云つた様な直接生産にも金儲けにも縁の遠い仕事に就ては事業主の熱心なる發意がなければ中々係員は力を入れないのであります。

第二には適當なる係員を置くことでもあります。外國に於ては相當の規模のある工場には安全技師と稱せらるゝ災害防止を任務とする人が居ります。我國にも漸次こう云ふ係の出來ることは誠に結構な事と考へて居ります。固より之は必ずしも専任の人たるを要しない、工場長が兼ても、人事係が兼任しても可い、此の安全技師の資格としては作業の事情に明るいと同時に此の問題に興味と熱心を有することであり、學校教育が有らうが、無からうが技術家であらうが、事務出身であらうが、其れはどちらでも可いので要するに圓滿な常識があり、人道的感情が豊かで、災害防止と云ふことに興味と熱心を有することが大切であります。

第三に成るべく直接労働者又は其の代表者又は職工長を参加せしむることでもあります。先に申しました様に災害防止上尤も必要なことは労働者の訓育であり、之が爲めには出來るならば労働者自身之に参加することが其の熱心と自覺とを促がす一方法であります。此の労働者の代表又は職工長を参加せしむる爲めに設けるのが安全委員會で、曩に述べた國際労働の總會でも作業場には安全委員會を設けて労働者の代表者を参加せしむべしと云ふことを政府、資本金家、労働者側各方面の賛成を得て勧告して居ります。安全委員會に於ては安全係員は其の幹事となり、工場長が其の議長となるのが常態であります。

固より小工場に於ては斯かる複雑なる組織を必要とは致しません、組織が出来なくとも實際の仕事が出来れば宜しいのであります。

災害豫防の爲め爲すべき平素の仕事としては、最も根本的なことは安全検査と災害研究とであります。安全検査とは、毎日又は毎週工場を見巡つて、設備及作業の方法を検査して若し安全装置を缺いて居るとか、設備に故障のあるときは、直ちに設置又は修繕を命じなければなりません、機械の外、床板の破損、階段の手摺の破損等凡そ怪我を起す危険ありと認めらるゝ時は即時に修繕を命じなければなりません、豫防の一オンスは治療の一封度に當ると云ふ言葉があります。修繕の費用は怪我を起した場合の損害に比すると僅少なものであります。設備の外又職工の作業方法が安全規則に反して居る場合には直ぐに注意を與へねばなりません。職工の訓育と云ふことも雇入の時一度注意しておけばそれで可いと云ふ譯ではありません。不斷に注意を喚起しなければなりません。操作方法の外、用ふべき安全眼鏡を外して居るとか、掛けるべきマスクを使用しないと云ふ場合にも、直ぐに注意すべきであります。

斯くの如く平素豫防に注意して居れば、事故は起らない筈でありますが併し如何も人間のする事には手落があり勝で、矢張り事故を免れない、事故のあつた場合に其の原因を詳細に研究して將來の豫防に資すると云ふことは、最も大切なことでもあります。即ち災害の原因が設備の方の缺陷にあつたと認めらるゝ場合には當該箇所は勿論其の機會に同様の場所の修理をしなければなりません。職工の不注意の場合には單なる不注意であつたか、其の人は同じ不注意を繰り返すのではないか、前夜々更しをして特に疲れて居たのではないか等の事情迄調査し本人に注意するのみならず。一般に警戒すると云ふが如きことが必要であります。

災害の研究は各個の場合に原因を探究して豫防に資する外統計的に之を研究して参考と刺戟とに致したい。之が爲には安全掲示板又は災害掲示板を設けて災害の事例又は災害の統計を一般に示すことが有効な方法であります。其れは原因別にどんな災害が多いか、職工側にどんな注意が必要なるかを示すと共に災害件数のダイヤグラムを作つて先月と比較昨年同期との比較をすると云ふことも一般に此の問題に興味を持たせる一方法であります。之に關聯して申上度いのは、よく米國で行はれたる安全競争、又は安全賞與であります。大きな會社や工場では、各工場又は各部門毎に比較して成績優秀な部門に賞與を出すのであります。競争でなくとも昨年と今年とを比較して成績に應じて適當の方法で表彰するのも一方法であります。斯くの如き安全検査及災害研究は先に述べた安全係及安全委員の主要任務であります。安全委員會に於ては右の検査又は災害の事例に鑑み又は平素の所見に依り設備及作業方法につき最善の方法を討議考究するのであります。

災害豫防運動は絶えずやるべきことで、線香花火式にやつても多くの効果はないのであります。唯實際に於て人の注意と云ふものは絶えず同一歩調を以て緊張すると云ふことは中々困難なことであります。其處で以上災害豫防の常務の外、特に刺戟を與へ緊張を計ることが必要であります。

安全週間と云ふが如きものを催すのも其の一方法に過ぎないのであります。此の機會に於て安全設備を整へるとか、安全係員を設けるとか、安全競争を開始するとか、安全規則を定めるとか、安全掲示板を作るとか、職工に注意を喚起するとか、各般の施設をする一機會たらしめ度いのであります。

最後に斯くの如き運動はどれ程の効果があるものであるかと云ふ事に就て内外の事例を見ますと米國安全第一運動の始祖と稱せらるゝ米國鐵鋼合同會社に於ては安全週間施行以來重傷に就て六割を減少して安全運動前の四割程度になつたと云つて居ります。重傷は數も少なく其の減少を計ることは割合に困難とされて居るのでありますから、其れを半分以下に減少すると云ふことは餘程可い成績と云はねばなりません。輕傷、微傷をも加へた災害率に就ても、米國に於ても英國に於ても七割五分位を減じて従前の四分の一程度となつた工場鑛山は尠からずありまして大體に於て安全運動を熱心にやり、設備の改善と勞働者の注意喚起とに努めて氣分を緊張して行くなれば、災害の四分の三は防ぎ得べきものであると曰ふのが各國に於ける専門家の意見であります。我國に於ても住友伸銅所や三

菱電機會社其の他の事例に依るも安全運動後は此の問題に冷淡であつた時代に比し、負傷率が四分の一程度に減少して居ります。我國の鑛山や炭坑では災害が非常に多いに拘らず、從來比較的此の運動が輕んぜられて居りました。が、最近安全運動が各地で試みられて、非常に可い成績を示して居ります。此の最も規模の大きく成績も善いのは三池炭坑でありまして、同炭坑では最近安全設備に意を用ふる一方所長から鑛夫迄皆心を一にし、殊に係員は熱心であり三井の本社も特に力を入れ、成績の優秀な場所には社長から優勝旗が出ると云ふ譯で、極めて熱心に行つた所、此の運動開始以來一年の災害率は従前二年の平均災害率に比し八割三分を減じ、而も出勤率に於て一般能率及鑛夫の氣持に於ても非常に善い成績を示したのであります。

以上主として災害豫防と云ふ方面に就て述べたのであります。安全週間は斯かる災害豫防の外火災の豫防及労働者の衛生に就ても設備を整へ、注意を喚起する機會と致し度いのであります。火災と云ふ問題は工業主の最も脅威せらる居る問題で、之が爲めには消火及防火の設備を怠らないのであります。消火及防火設備の如きは本質上平素使用しないものでありますから、折角の消火器が錆びついて役に立たなくなつて居たり、用水のバケツが乾いて居たり、職工が消火器の使用を知らなかつたり致すのであります。故に安全週間の機會に消防演習を行つて消火機關を整備するとか、非常口、非常階段を檢查し萬一破損して居た場合は之を修繕して非常の場合に備へるが如き極めて重要なことでもあります。

又職工に對して衛生上の注意をすることは常に必要であります。此の機會に食器を檢查して、食器を清潔にする風を養ふとか、暴飲暴食、夜更しを戒めると曰ふが如き何人も解つたことではあるがやゝもすれば怠り勝なことに就て注意して心持をひきしめ度いのであります。之は安全週間を利用する所以でありまして、斯くて安全週間が能く利用せられ災害の防止、衛生の改善に少しでも役立つならば、是實に吾々の本望たるのみならず全國工場鑛山と云はず土木建築業、凡て工業に従事する三百萬の労働者の幸福であります。

第三 關係府縣廳又は事業主團體の實施事項

(一) 週前に於ける準備行動

イ 安全週間運動に加入の勧誘

安全運動の趣旨とする處は廣く、全國の工場に於て安全教育及災害防止運動を一齊に行はんとするに在るを以て其範圍は關係者全般を網羅するに非ざれば其效果は期し難い、故に各府縣當局並に各工場懇話會等は極力安全運動の加入に其力を注ぎ各管下の警察署を通じて其勧誘を爲すあり或は文書を以て勧誘を爲すあり、宣傳用の印刷物を利用して街頭に出で、叫ぶ等あらゆる手段を以て其範圍の擴張を計つた。

例へば神奈川縣に於ては、次の如き勧誘狀を神奈川縣工場協會の名を以て發した。

昭和四年九月十四日

神奈川縣 工場協會

御中

拜啓

秋冷ノ候益々御清榮慶賀候陳者豫テ御承知ノ通來ル十月二十一日ヨリ二十六日迄全國一齊ニ第二回全國工場安全週間ヲ舉行シ工場災害ノ防止、安全思想ノ宣傳ヲ爲スコトニ決定相成候條本縣ニ於テハ本會之ニ加盟主催シ縣當局後援ノ下ニ勞資官民一致シテ工場災害ノ絶滅病魔ノ驅逐ヲ計リ以テ健全ナル産業ノ振興ト工場労働者ノ福祉増進ヲ期セントスル次第ニ有之候條奮ツテ御賛同ノ上御協戮相成度比段及御通知候也

追而安全週間ノ趣旨及全國一般ノ舉行要綱ハ別紙ノ通ニ有之尙ホ本縣ニ於テハ本會研究會ニ於テ工業主諸氏會合審議ノ結果別紙

ノ通本縣安全週間實施要綱ヲ決定致シ此要領ニ依リ實施仕候條御熟覽ノ上適切ナル施設實行相成度候
次 伸

安全週間實施準備ノ爲メ適所ニ於テ協議會開催ノ豫定ニ有之候條御贊同ノ上ハ別紙ニ依リ所轄警察署ニ御一報相成度候

第二回全國安全週間參加申込書

一、工場名

一、工場所在地

一、安全週間
擔當者氏名

右工場趣旨ニ賛シ參加申込候也

昭和四年九月 日

右

神奈川縣工場協會御中

備考 本申込書ハ九月二十日迄ニ所轄警察署ニ御届相成度
參加申込ニ別段經費ヲ要セズ

擔當者ハ工業主ニテ勿論差支ナク又人員ニ制限ナシ主トシテ協議會ニ出席者ヲ豫メ承知致度キ儀ニ有之候

一般に昨年度の安全週間運動に於て其效果の認められたる後なると安全週間の意義明となれるを以て多數之に參

加し地方に於ては工場法適用工場は殆んど之を網羅し更に非適用工場、土木、交通、土石採掘、運輸業に迄及んだのである、誠に之を警視廳管下に就て調査せば、適用工場數八千三百八十三工場中七千二百五工場の參加を得てゐるし、地方に於ては前記神奈川縣の如きは形式的には勧誘狀を發するも既に當然加盟すべきものとし其第二回安全週間實施要綱中の(二)に於て「參加工場ノ範圍」として「工場法第一條ノ適用工場全部トス」の如き文字を掲げてゐるのである、工場に於て斯の如き勢なるを以て勿論鑛山に於ても何等の躊躇なく殆んど全國の鑛山は全部其參加を見たのである。

宣傳方法としての印刷物は昨年と等しく、産業福利協會に於て調製方を取計へるもの其大部分を占め其種類としては揭示用ポスター、揭示用従業者心得、注意票(危險、清潔、整頓、注意、先づ健康、安全第一)等であり、其運動に及ぼせる効果は著しきものであつた。

宣傳方法として興味ある府縣を舉ぐれば、廣島縣に於ては、安全週間の施行前に於て工場危害豫防及衛生規則の施行せられたる折柄なるを以て之が施設の參考資料を示すと共に安全運動の實果を擧げむことに勤め既述の如く週間前十月十七日より二十日迄廣島縣商品陳列所に於て安全展覽會を開催し實物模型圖表ポスター等を陳列觀覽せしむると共に各種危害豫防及衛生設備品の販賣をなす商店をして實物又は模型等を出品せしめ型録を配付し需要者の注文に應ずる等相互便宜の機會を與へた。尙同縣福山市に於ても該展覽會を週間後十一月一日より四日迄の間に開催したがこれは安全週間前の加盟獎勵としては役立たなかつたが、安全週間の印象を深くし災害防止の意識を民衆に根強く植付るが爲には非常に効果があつた様である。尙廣島縣は安全運動は回を重ねる事五回にして、縣民の理解深きものあり、參加せしむべき事業は單に工場法の適法を受くる工場に止めず他の一般工場、土木建築事業、運輸交通業、土石採掘業其他危險の伴ふべき各種事業にも之を及ぼし且單に是等事業の従業員のみならず他縣に於けると等しく其家庭並に社會民衆にも安全思想の普及徹底を期せしむるを努めた。

即該縣の安全運動に参加したる工場數及事業並其の従業員の概數は左の如くである。

工場法ノ適用ヲ受クル工場	〔工場〕 従業員數	一、二〇〇〇 三、五〇〇〇
其ノ他ノ工場	〔工場〕 従業員數	三、二〇〇〇 九、五〇〇〇
土木建築事業	〔事業〕 従業員數	一、一八〇 三、一七〇
運輸交通事業	〔事業〕 従業員數	二、二六〇 二、八三〇
石切場	〔場（租）〕 數	四七
工事業場	〔場（租）〕 數	一、二〇〇
消防組	〔場（租）〕 數	一、二〇〇

尙同縣は産業福利協會配付の印刷物に加ふるに工場懇話會地方支部事業として印刷物の調製配付を爲す等極めて活潑なる活動をなし、我國安全運動に於ける指導的立場に立ち運動の赴くべき將來を指示した。

安全週間の獎勵に新聞紙其他の刊行物を利用せるは數縣に及ぶ例へば徳島縣に於ては、縣下に於ける有力なる日刊新聞に論説の掲載方を依頼し以て安全運動に對する民間の支持を得た。

公衆災害豫防宣傳を同時に實行せる縣は比較的多く、福岡縣に於ては工場地帯を運轉する九州電氣軌道、博多電氣軌道、東邦電力、大牟田、電氣軌道等の電車に「安全週間」の文字を大書せる額面を電車車體に標示し現業員には安全マークを佩用せしめ廣島縣に於ては電車の他自動車人力車の後部に「安全週間」なる文字を記したる紙、布片を貼付せしめ更に街頭に於ける宣傳用としては十字路三又路曲角橋畔等に於ては「安全週間」なる文字と標語を記載せる吊行燈及立標札を設くるに及んだ。

宣傳方法に安全週間の趣旨を體現せる活動寫眞の映寫を用ひし個所は多かつたが廣島縣に於て市井の活動寫眞館の

幕合を利用し「安全週間」なる文字を幻燈式によりて映寫せしめ趣旨の普及に努めた、其他公衆災害豫防の爲め交通機關を利用せるものは、福島縣等も之を用ひ該縣は廣島縣と等しく、安全運動に全部の自動車營業者(自家用をも含む)土木建築業、仲仕、石切業等に及ばしめ富山縣も等しく、土木建築、運輸仲仕業に及び石川縣又然り香川縣は非適用工場四四に至るまで其範圍擴張した。

(ロ) 其他の週間前の行事概様

各個の事業主に加盟の獎勵をなすの外一般に安全運動の趣旨を工業主、工場労働者は勿論一般民衆に植付くるには講演會、活動寫眞、芝居浪花節、琵琶等の催物を行ふは必要缺く可らざる處である、是故に講演會、活動寫眞會は各府縣に於ける共通の行事であつた。講演會の講師は産業福利協會を通して或は社會局より各地に派遣せられ或は各地方に於て斯業の學識經驗ある者の講演を聞き府縣の工場課員は皆殆んど其爲に總出動の姿であつた。

講演會の行はれたるは皆各地の主要都市であるので、邊僻の地に於ける宣傳は警察官吏殊に警察署員の活動に負ふ所少くない。斯くしても尙其及ばざる所は週間中の實地指導に譲つたのである。聽衆の範圍は昨年度に比し民衆の輿論にきゝ單に工業主、労働者に限らず之に關係なき者にまで押及せる傾向の著しきものがあつた。講演中特異とせるは埼玉縣浦和警察署管内に於ける大和田町藤松村及片山村に於ける伸銅鐵工場は二十六日を半休とし講演會に出席したる従事員には日給全額を支給せるが如きは全國安全運動の日尙淺きに係らず如何に其趣旨の徹底せるものなるかを如實に物語るものである。

大阪府下工場安全週間準備

一、準備
安全週前一週間を準備週間として安全委員囑託、印刷物配布、打合會、安全講演會、安全活動寫眞、安全講

談、安全浪花節等をなす。

二、安全委員囑託

府廳より同期間安全委員を囑託せし工場並に委員數は左の如し。

工場 數

九八〇工場

安全委員囑託

五、四五〇人

三、印刷物配布

イ、工場安全週間實施に就ての注意

實施工場全部

ロ、安全委員囑託辭令

ハ、第二回全國安全週間趣意書

實施工場全部

ニ、安全週間實施方法

ホ、從業者心得

ヘ、安全週間成績調査

ト、安全週間ポスター(全國同一のもの)

チ、一般的安全ポスター

リ、衛生ポスター

ヌ、機械的災害豫防ポスター

ル、防火ポスター

ヲ、安全週間日メクリ

ワ、小形安全票

カ、安全徽章

四、安全週間打合せ

イ、工場課内役員會

ロ、安全週間事務分掌左の如し

安全週間事務分掌

第一條 課員ハ協力一致以テ本運動ノ遂行ヲ期スベシ

第二條 事務ヲ分テテ左ノ七係ヲ置ク

總務係

經理係

整理係

配給係

安全委員係

講演係

視察係

第三條 各係ニハ主任、副主任及係員ヲ置ク

第四條 各係主任、副主任ハ管掌事務ヲ處理シ常ニ他係トノ聯絡ヲ保ツベシ

各係員ハ事務ノ調和ヲ圖リ互ニ應援スベシ

第五條 各係ノ分掌左ノ如シ

總務係

一一二、〇〇〇個

四回

- 一、各係ノ聯絡統一事項
- 二、巡視計劃及人員配置事項
- 三、他係ニ屬セザル事項
- 經理係
- 一、經理事項
- 整理係
- 一、有料印刷物及徽章等ノ申込受付、整理及其ノ註文事項
- 二、結果報告ノ受理及其ノ整理
- 配給係
- 一、印刷物及徽章等ノ配給
- 安全委員係
- 一、安全委員ノ囑託事項
- 二、消防演習申込受付及消防課ヘノ通報事項
- 講演係
- 一、講演ノ申込受付講師ノ斡旋事項
- 二、映畫ノ申込受付及其ノ整理事項
- 視察係
- 一、期間中職工百人以上ヲ使用スル工場ノ視察事項
- 八、各警察署工場係主任者打合せ

一回 七六人

五、安全講演會

工場課員出張講演

六、安全活動寫真映寫

「愛は甦る」 四卷

七、安全講演

八、安全浪花節

「珠は光る」 一席

二七回聴衆

一〇、五〇〇人

九回觀衆

六、二〇〇人

一一回聴衆

五、一八〇人

二三回聴衆

八、二五〇人

工場従業員の注意喚起の手段として、労働者に對し、安全ポスター、標語、警句等の懸賞募集を行ふは極めて有效なるを以て、府縣自ら賞を懸け之を募集せるあり其他各地工業懇話會又は熱心なる工業主は皆競つて之に倣つた、是等の安全運動に及ぼす効果の程度は極めて高い、優れたる安全ポスター、標語等が労働階級自身の中より生れ出ること、は安全宣傳の努力に共鳴する労働者の氣分を味ふことを得ると共に、安全運動の効果を付度することが出来る。

斯る興味あるポスターの一二を添付せば次の如きものがある。(次にポスター参照)

又かゝる標語ポスター等は單に労働者側より募集せるに止まらず各府縣當局乃至指導者自ら平易なる和歌數へ歌等の形に於て安全思想を鼓吹せるものもありその一例として香川縣工場協會の作成せる、工場災害豫防宣傳數へ歌を掲げる事とする。

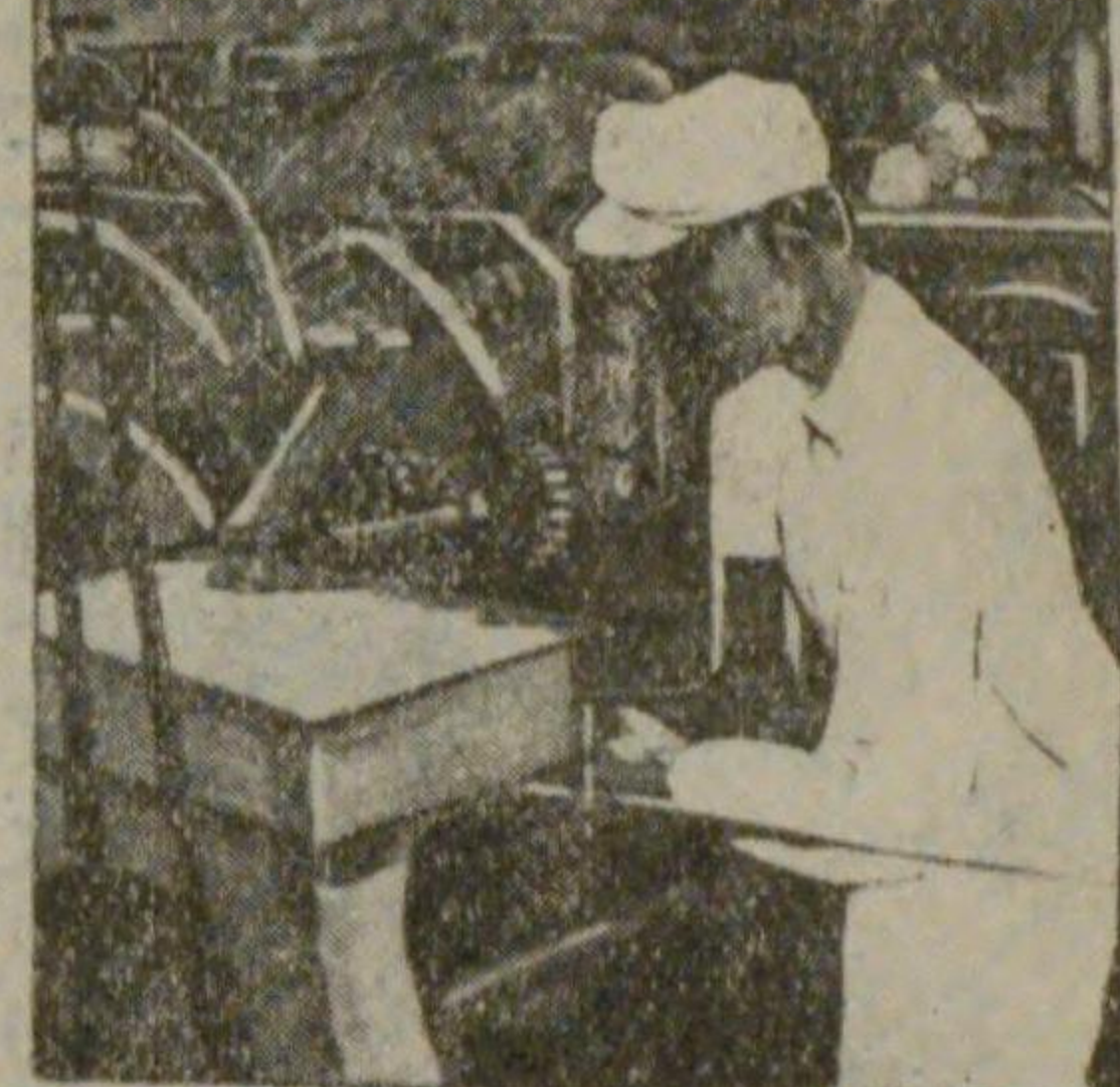
仕事勵みつゝいつも頭に浮ぶ

買得せぬ

用心

急がば廻れ

お互に怪我するまいぞさせまいぞ



東紡織工場



工場災害豫防宣傳かぞへ歌

一ツトモセ

一に齒車二にベルト

三にローラに氣を付けなされ

長裾長袖裂けた着物はけがの基

二ツトモセ

不斷の注意は身の守り

常に心を引きしめて

今迄けがせぬ場所とて一寸も油断はなりませぬ

三ツトモセ

見よ聞け注意の規則書き

清潔整頓注意に危険

寄宿舎工場の隅々までも

四ツトモセ

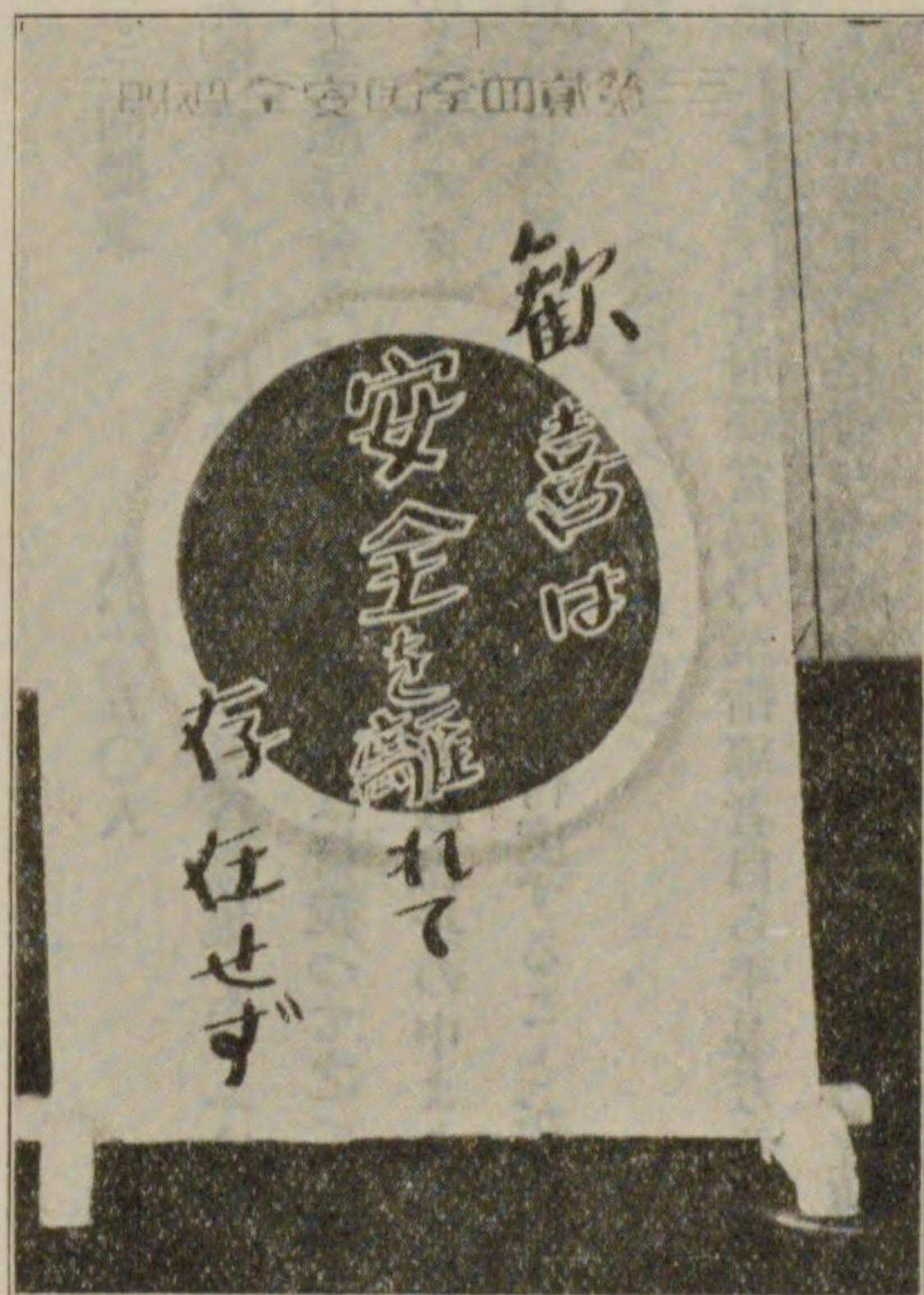
夜ふかし、寝不足怪我の基

朝は早起き深呼吸

練れよ鍛へよ、我がからだ

五ツトモセ

糸一筋もけがのもと



かならずキカイに注意をなされ
手をかむ身をかむ命まで

六ツトモセ
無事でお歸りきげんよく
笑ふ門には福來る

七ツトモセ
家庭仲よく主を迎へる女房の笑ひ顔

長い髪の亂れはけがのもと
女は髪を大切に

八ツトモセ
工場じや帽子が身の守り

病は口から火事油斷から
けがは心の緩みから

九ツトモセ
安全マークに心合せばけがわな
い

工場の設備を改良して
安全装置で進むなら

十トモセ
けがを逃げだす工場は益々榮へます

共にならず注意すりや

七十萬人のけが人も
きざみ消します安全第一身の爲め國の爲

香川縣工場協會

尙特記すべきは京都府其他一二府縣に於ては安全週間實施の機に際し事業主並に一般従業員の危害豫防に關する施設及注意を喚起せしむる爲に工場危害豫防装置考案懸賞募集をなせる處、「動力急停止装置」、「ローラ危害豫防装置」、「ローラバンドブレーキ」等優秀なるものを得たのであつた。

埼玉縣の工場に於ては危害豫防及衛生規則に基き各種安全装置につき相當考案を繰り「安全車軸接手」、「エツテベルト」金具等につき特許を得て發賣をなせるものもある。

右の外週間前豫め各工場に付き一名乃至二名の安全委員を縣當局の名に於て常時乃至臨時に囑託し、労働者の奮起を促したるものに、山口縣、富山縣、愛媛縣、熊本縣等がある。

愛媛に於ては
尙ほ職工百名以上を使用せらるる工場主各位は此の際安全委員會を設立し百名以下は二名以上の安全係を設け單に週間中の安全を圖るに止めず常時之か觀念注入と實施に一段の御留意を煩はす要ありと被存候條所轄警察署長と御協議の上來る十月十日迄に添付工場安全委員會設置規程案に依り委員會設立相成候様致度
追て前記安全委員會又は安全係設置の際には直ちに委員氏名御報告相成度當該委員には縣より囑託辭令交付の見込

に有之候
なる通牒を發すると共に次の如き規定案を送り。

工場安全委員設置規程案

- 第一條 災害豫防及保健衛生ノ改善ヲ圖ル目的ヲ以テ本工場ニ安全委員何名ヲ置ク
- 第二條 安全委員ハ工場長(工場長ナキ工場ニアリテハ何々)直屬トス
- 第三條 安全委員ハ當工場職員並ニ職工中ヨリ工場長(工場長ナキ工場ニアリテハ何々)之ヲ任命ス
- 第四條 安全委員ノ任期ハ滿一ケ年トス
- 第五條 安全委員中ニ委員長一名及幹事若干名ヲ置ク
- 第六條 委員長ハ委員會ヲ召集シ之ヲ司會ス
- 第七條 幹事ハ委員長ノ命ヲ受ケ災害豫防及保健衛生ニ關スル事務ヲ處理ス
- 第八條 安全委員ハ安全委員會ヲ組織シ死傷疾病事故防止ニ關スル諸般ノ事項ニ就キ調査研究及審議ヲ爲シ並ニ安全委員ノ職務遂行ノ方針ヲ定ム
- 第九條 委員會ハ通常及臨時ノ二種トシ通常委員會ハ毎月一回臨時委員會ハ必要ニ應シ之ヲ開ク
- 第十條 安全委員ハ毎月何回作業場ノ安全状態ニ付第十二條ニ依ル検査ヲ執行シ之カ結果ヲ委員長ニ報告ス但検査日以外ト雖モ危害ヲ生スル虞アル箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ報告ス
- 第十一條 委員長ハ前條ノ報告ヲ査閲シ或ハ自ら検査ヲ爲シタル結果ニ依リ適當ナル措置ヲ講ス
- 第十二條 安全検査ヲ行フ諸點概ネ左ノ如シ
 - 一、原動機及其ノ附屬設備
 - 二、調帶調索其他傳導裝置ノ危險ナル部分及箇所
 - 三、機械及工具並其ノ裝置ノ破損箇所及危害防止裝置ヲ要スル箇所
 - 四、作業場内床面、昇降口、階段、手摺、墜落又ハ陷落ノ虞アル箇所、梯子、非常口、避難通路等建物及建物内諸設備配置ノ良否、破損ノ有無、其他危險ト認ムル箇所
 - 五、作業場ノ採光、換氣、照明、溫度、濕度ノ適否
 - 六、作業場内ノ塵埃除去方法及其ノ裝置
 - 七、惡臭又ハ有毒瓦斯等ノ除去方法及並裝置
 - 八、排液處置方法及並排水設備
 - 九、作業場内及便所塵溜等ノ整頓清潔狀況
 - 十、作業員ノ頭髮、服裝、履物及帽子「マスク」、眼鏡、手袋其他保護器使用ノ狀況
 - 十一、外觀ニ依ル作業員ノ健康狀況
 - 十二、火氣使用ノ箇所
 - 十三、消火器、消防器具機械
 - 十四、其ノ他ノ危害豫防及衛生設備

第十三條 委員ハ時宜ニ應シ左ノ安全教育ヲ行フ

- 一、危險並注意ヲ要スル箇所、火氣禁止、喫煙禁止等ヲ要スル箇所ニ注意札ヲ掲クルコト
- 二、災害豫防ニ關スル「ポスター」等ヲ時々揭示シ又ハ適當ノ方法ニヨリ災害豫防ノ宣傳ヲ行フコト
- 三、時々災害豫防ニ關スル注意事項ヲ印刷配布シ又ハ講演、講話等ヲ爲スコト
- 四、他工場ニ於ケル災害事故ノ新聞記事ヲ揭示シ豫防上ノ注意ヲ喚起スルコト
- 五、新入從業者ニ對シテハ機械、器具ノ取扱、掃除手入其ノ他ニ關シ注意スヘキ事項ヲ懇切ニ反覆教示シ一定ノ期間之ヲ行フコト
- 六、工場内ニ於テ災害事故發生シタルトキハ其ノ原因及豫防裝置改善ノ要領並ニ注意スヘキ事項ヲ揭示、講話

等ニヨリ周知セシムルコト

七、非常信號方法避難方法ヲ周知セシメ時々避難演習、消防演習ヲ行フコト

第十四條 年二回以上安全週間ヲ設ケ概ネ左ノ事業ヲ行フ

一、工場内須要ノ箇所ニ標語、ポスター等ヲ掲ケ日々之ヲ新ニシテ注意ヲ喚起スルコト

二、第十二條ノ検査ヲ嚴密ニ行ヒテ之カ完全ヲ期スルコト

三、第十三條ノ安全教育ノ徹底ヲ期スルコト

四、全員安全マークヲ佩用シ不斷ノ注意ヲ爲サシムルコト

第十五條 本會ニ左ノ帳簿ヲ設ケ必要事項ヲ記録ス

一、災害記録

二、安全検査簿

三、安全教育記録

四、安全施設記録

五、安全委員會議録

之に従つて工場安全委員乃至工場安全係の設置を勧誘したのであつた。

全國の安全週間實施に當つては各府縣工場協會は殆んど全部、又各工場中に於ても其熱心なるものは、安全週間實施要綱を配付した、而して、次の愛媛の安全週間實施要綱の示す如く

安全週間實施要綱

安全週間前及週間中ニハ左記事項ノ勵行ニ努ムルコト

第一、一般事項

一、安全委員ハ安全週間中ノ計畫並之カ實行督勵ノ任ニ當ラシムルコト

二、安全週間ノ趣旨及心得ヲ一般従業員ニ周知セシメ講話會ヲ開催シ災害統計安全週間趣旨書心得書等ヲ揭示スルコト

三、一般従業員並幹部委員等ハ安全マークヲ佩用スルコト

四、作業場食堂寄宿舍等出入口其ノ他適當ナル箇所ニ安全週間實施ニ關スル揭示其ノ他ノ宣傳方法ヲ講シ従業員全部ノ注意ヲ喚起スルコト

五、安全週間中ニ於ケル負傷又ハ疾病其ノ他ノ事故ハ毎日工場内適當ノ場所ニ揭示スルコト

第二、傷害豫防

一、工場又ハ寄宿舎其ノ他ノ附屬建設物及機械器具等諸設備ヲ検査シ不備ノ點ハ速ニ修繕スルコト

二、原動機動力傳導裝置其ノ他ノ工作機械器具及通路ノ危險ナル部分ニ覆蓋柵圍其ノ他適當ナル安全裝置ヲ爲スコト

三、機械運轉ノ開始休止ノ合圖ヲ勵行シ且最モ敏速ナル應急停止ノ處置ヲ爲シ得ル方法ヲ講シ置クコト

四、有害料品高熱物體等ヲ取扱ヒ又ハ有害ナル瓦斯粉塵等ヲ發スル個所ニハ適當ナル除害豫防ノ設備ヲ爲スコト

五、服裝結髪其ノ他作業手順ヲ考究シ不安危險ナル點ヲ改善スルコト

六、非常口其ノ他避難設備ヲ完成シ其ノ箇所ニハ適當ナル標示ヲ爲スコト

七、金屬等ノ飛散シテ眼ニ危害ヲ生スル虞アル作業ニ従業員スル者ニハ可成保護眼鏡ヲ使用セシムルコト

第三、衛生

一、工場内外ノ清潔整頓ヲ期スルコト

- 二、炊事場洗面所浴場食堂休憩室其ノ他寄宿舎等工場全般ニ涉リ清潔ヲ保持シ特ニ飲料水、下水便所塵溜等ハ格段注意ヲ拂フコト
 - 三、寄宿舎採光換氣照明等ノ設備ヲ完全ニスルコト
 - 四、寄宿舎ノ寢具ハ日光消毒ヲ勵行シ襟部ノ白布ノ洗濯ヲ爲スコト
 - 五、救急醫療ノ設備ヲ爲スコト
 - 六、工場及寄宿舎ノ唾壺ノ配置及其ノ取扱ヲ適切ニスルコト
 - 七、從業者ニ暴飲暴食其ノ他不攝生ノ行爲ニ依リ病氣ノ誘引トナルヘキ事項ニ付注意スルコト
- 第四、火災豫防
- 一、工場内ノ防火設備ニ注意シ備付ノ消火器唧筒其他消防用器具ノ検査ヲ行フコト
 - 二、灰焚穀ノ殘火ノ始末ニ注意スルコト
 - 三、機械ノ摩擦乾燥裝置漏電等ニ注意シ煙突ノ掃除手入ヲ完全ニスルコト
 - 四、原料製品材料等ノ自然發火ノ防止ニ注意スルコト
 - 五、揮發油其他引火性料品ノ取扱危險ナル作業方法ニ付特ニ注意スルコト
 - 六、喫煙場ヲ一定スルコト

一般に其趣旨内容の意味する處は、傷害豫防、衛生、災害防止に盡さるるも中には此の機會を緊縮運動に利用せんとせる府縣乃至工場あり、滋賀縣に於ては次の如き「ピラ」を配付し、神奈川縣下味の素工場に於ては「安全週間ト節約」と題する印刷物を從業員に頒布した。

昭和四年十月二十日ヨリ十二月十六日迄工場安全週間

總ての物を大切にしませう

〔大津工業會〕

安全週間ト節約

日本人ハ古來カラ米食人種ダケニ米ヲ大切ニスル習慣ハカナリ徹底シテキルガ文化ガ開ケルト其ノ習慣モダダン癡レテ行クノハ甚ダ遺憾デアル然シ子供ノ時分カラ米ノ有難味ヲ吹キ込マレテイルダケニ何ト云フテモ他ノ物ニ比較スルト未ダ問題ニナラナイ位大切ニスル感念ガアル

味の素工場

例へば米粒ハ一粒ト雖モ落シテアルト勿體ナイト云フ感ジガ起ルケレドモ一本ノ釘ガ落チテオツテモ何トモ思ハナイガ之ガ米ノ三十八粒ト同ジ値段ダト思フト中々粗末ニハ出來ナイモノデアル
 今ヤ國ヲ擧ゲテ叫ンデアル緊縮節約ト云フ事ハ無駄ヲ省キ物ヲ粗末ニセズ物ヲ活シテ使フ事デアリマス諸君ガ平常工場デ作業中ニ色々ナ品物ヲ使ツテラレマスガ之等ノ品物ヲ大切ニシテ浪費セヌヤウニ習慣付ケレバ自然自分ノモノデモ同ジ様ニ大事ニスルコトニナリ知ラズノ内ニ節約ノ實行者トナリ益々緊張シテ愉快ニ活動ガ出來其結果ハ將來生活ガ安全デ樂ガデキマス
 一枚ノ紙一本ノマツチデモコレヲ米粒ニ換算シテ見マストソレヲ無駄使ヒスルコトガ勿體ナイト思ヒマス物ヲ大切ニスル習慣ハ忘レナイ様ニイタシマセウ

品名	數量	米	品名	數量	米
マツチ	一本	三	竹	一本	三萬八千六百六十粒
チリ紙	一枚	二百八十六粒	座	一本	十九萬〇八〇〇粒
古新聞紙	一枚	二百三十九粒	棕	一本	七萬二千五百四粒
木綿針	一本	三百八十一粒	美	一本	五千七百二十四粒
ツマ楊子	一本	三十八粒	石	一本	二萬三千四百六十八粒
酒	一杯	二千八百六十二粒	タ	一個	一萬四千四百四十八粒
バツト	一本	千三百三十六粒	手	一組	二萬九千〇〇二粒
一寸洋釘	一本	三十八粒	ボ	一本	七千六百三十二粒
髮	一本	千九百八粒	ナ	一個	八千五百八十六粒

バケツ	一個	八萬五千八百六十粒	丸	一枚	七百八十二粒
チリ取	一個	四萬八千二百七十二粒	繼	一個	十二萬二百四粒
大油	一個	六萬六千七百八十粒	ベ	一寸	一萬三千五百〇八粒
小油	一個	九千九百二十二粒	ホ	一寸	八千七百七十七粒
長柄アラシ	一本	六萬五千五十六粒	小	一枚	一萬三千三百五十六粒
草	一本	一萬五千三百六十四粒	マ	合	四千九百九十八粒

而し斯かる事例は單に滋賀縣又は味の素工場に限らず廣く、一般工場に於ても無駄全廢デ、節約デ等の名稱の下に安全週間の日次の中に織込んだのがあつた。

(二) 安全週間に於ける府縣並に營業者の活動狀況

(イ) 府縣當局

安全週間に於ても週間前と等しく、講演會、活動寫眞等によつて其氣勢を擧げ趣旨の徹底を計つたのは勿論、府縣當局者は、之が指導督勵の意味に於て狀況視察をなせるもの多く、例へば警視廳に於ては災害發生の虞ある加盟工場七一九工場に對し視察をなし福岡縣に於ては職工百人以上を使用する、工場六十八、熊本縣に於ては、其詳細を次の如く報告してゐる。

實地指導工場數調

業別	工場數	職工數	業別	工場數	職工數
生絲業	三〇	五、二八四	製綿業	一	三六
績業	一	四二七	織物業	二	五六

人造肥料製造業	製油及製蠟業	製紙業	窯業	船舶車輻製造業	機械製造業
二	一	二	二	一	二
四	二	一	二	二	四
一、五二二	五五	四二	一、一四九	三〇八	六〇七
計	雜	木竹蔓莖製品業	印刷製本業	精穀製粉業	釀造業
六八	一	一	二	一	五
九、二五四	四七	三三	八六	三七	六七

大阪に於ては週間實施中左の如き努力を併せ行つた。

イ、工場課員工場巡視

課員を十九班に分ち職工一〇〇人以上の工場を巡視す如し

ロ、各警察署員の工場巡視

各署工場係を主として職工一〇〇人以下の工場を巡視す

ハ、防火デー 一日

安全週間第三日府消防課と聯合實施す

ニ、防火及び避難演習

消防署と打合せ希望工場各自實施す

ホ、セルロイド防火宣傳會 一回聴衆 一、二〇〇人

更に徳島縣に於ては次の如き狀況である。

警察部長の巡視したる工場調

製絲業	紡績業	織物業	器具製造業	菓子製造業	計
一	二	二	一	一	七
八二	四八二	四四	五七	六二	七二七
六〇五	三、六五〇	一八二	一六	一	四、四五三
計	男	女	計	男	女
六八七	四、一三二	二二六	六二	七三	一、一八〇
備考	備考	備考	備考	備考	備考

週間中警察官吏の巡視したる工場數左の如し。

製絲業	紡績業	織物業	器具製造業	菓子製造業	計
一	一	一	一	一	五
二、四九	一、六二	三	三	三	一、一三三
二、八六	二、〇五	三	三	三	九三
計	男	女	計	男	女
六、九二	四、八三	二四	五五九	一、三三	一、三三
備考	備考	備考	備考	備考	備考

業種別	製絲	紡績	織物	機械	器具	金器	製金	製菓	菓子	印刷	製電	製清	製菓
工場数	三二	九	九	一	四	一	八	二	四	一	三	四	一
職工数	三七八	四八二	二一	一六〇	七六	七六	五七	八二	六九	一三八	五五	八四	三二
備考	三、五七一	三、六五〇	四六	七三五	一六	一	二七	二七	二七	六六	二一	二一	二一
計	三、九四九	四、一三二	六七	八九五	七七	七七	八二	九六	九六	二〇四	九六	九六	九六
備考													

週間中工場監督官補及工場係員の巡視したる工場数左の如し。

業種別	製絲	紡績	織物	機械	器具	金器	製金	製菓	菓子	印刷	製電	製清	製菓
工場数	三二	九	九	一	四	一	八	二	四	一	三	四	一
職工数	三七八	四八二	二一	一六〇	七六	七六	五七	八二	六九	一三八	五五	八四	三二
備考	三、五七一	三、六五〇	四六	七三五	一六	一	二七	二七	二七	六六	二一	二一	二一
計	三、九四九	四、一三二	六七	八九五	七七	七七	八二	九六	九六	二〇四	九六	九六	九六
備考													

其他各府縣に於ても右と大同小異殆んど工場課員保安課員總出勤にて工場視察を行ひ府縣當局の行はざる處にては工場協會は之に代りて視察をなした。視察と臨檢を兼ねたる處もあつた。

尙廣島縣に於ては、工場懇話會支部に於て協議し、工業側より「安全督勵委員」若くは「安全視察委員」を互選し期間中警察署長、工場主任、警察官吏と共に区内工場を視察し意見の交換を行ひ大に利する處ありたるは特記に價する事であらう。

其他府縣乃至工場懇話會等に於ては或は定期刊行物の臨時號を出し(静岡、山梨等)又は特別の報告書を作成するあり、ラヂオ放送をなすあり一々府縣又は工場懇話會のなせる行爲事業に至つては枚舉に遑なき程である。

(ロ) 當業者側

各工場の週間中の行動は或は名士經驗者を招聘し講演會を開催するあり、ポスター、注意標語の懸賞募集をなすあり、而して各工場に共通する點は皆十月二十一日より二十六日迄を漫然と徒過する事なく、各自に一定の事項に付き特に注意を喚起する爲に種々の名稱を附したる各種の「デー」を設けたことである。

是等を概括すれば皆(1)災害事故發生防止を主眼とするもの(2)保健衛生促進せん爲にするもの(3)防火思想鼓吹の爲にするもの(4)能率増進を試みるもの(5)思想善導に關するもの等に分つを得る。

尙十月二十日を特に準備「デー」乃至家庭「デー」とせるもの多く、週間最終日は週間中の批判反省「デー」とせるものも可成あつた。

今其二三を掲ぐると

大日本麥酒株式會社尼崎製壘工場は

第一日

服装整備日

第二日	機械工具點檢日
第三日	整理整頓日
第四日	火災豫防日
第五日	衛生日
第六日	能率増進日

と定め、川崎造船所に於ては次の如く行つた。

安全週間實行要領

第一日 (月曜) 十月廿一日

○精神安全デー

- 一、早朝先祖ノ祭壇ニ禮拜シ國家社會ノ恩、父母ノ恩ヲ感謝スルコト
- 二、心ヲ平靜ニ保チ堪忍ノ度量ヲ養フコト
- 三、和氣霽々トシテ家庭ノ平和ヲ増進スルコト

第二日 (火曜) 十月廿二日

○衛生整頓デー

- 一、工場ノ採光、照明、通風、換氣、除塵等ノ装置ヲ完全ニスルコト
- 二、洗面所、便所、下水等ヲ清潔ニスルコト
- 三、機械設備、原料、製品並ニ其置場ヲ整頓スルコト

第三日 (水曜) 十月廿三日

○設備改善デー

- 一、梯子、足場、木馬、踏臺等ヲ完全ニスルコト
- 二、「フック」ニテ重量物ヲ吊リ運搬スルトキハ其取付並ニ掛ケ方ガ完全ナリヤ否ヤヲ検査スルコト
- 三、起重機ウインチ及附屬器具ノ検査ヲ厳量ニスルコト

第四日 (木曜) (十月廿四日)

○服装動作デー

- 一、服装ハシツクリ身ニ着ケ履物ハ特ニ注意スルコト
- 二、作業上必要ナル「マスク」保護眼鏡類ハ必ず使用スルコト
- 三、旋盤ノカツター或ハボール盤ノ錐ナド動イテ居ル間ニ品物ノ取付ケ取外シヲセヌコト
- 四、機械ノ動イテ居ル間ハ其運動部ノ掃除ハ危険ニ付セヌコト

但シ電動機ノ「コンミュテーター」ノ如キ特ニ廻轉中掃除ノ必要アルトキハ「ブラッシ」ナドヲ使用スルコト

第五日 (金曜) 十月廿五日

○火災豫防デー

- 一、作業時間中禁煙一層勵行ノコト
- 二、各工場内ノ消火器並ニ消火栓ヲ一層完全ニスルコト
- 三、「ホド」ノ火ノ後始末並ニ火ノ見廻リヲ一層嚴重ニスルコト

第六日 (土曜) 十月廿六日

○能率増進デー

前五日間ノ安全成績ヲ考査シ能率増進ヲ圖ルコト
安全委員會ノ設置は大工場は當局ノ獎勵に待つ迄もなく存在するも安全週間に際し各府縣之を獎勵せる結果加盟工

場に於ては週間前の準備行為として臨時にせよ此種の組織を設けざるものは殆ど無く、此度の安全運動に際し設けたるは其數實に著しきものがある。富山縣に於ては此の安全週間を機會として太平洋木工株式會社、師天堂、大日本人造肥料株式會社伏木工場、丸二友禪工場等に於ては常設的安全委員會を設けた。尙諸工場に設置せられたる安全委員會の規定中一二を例示すれば左の如し。

◇三豐紡績株式會社安全會規定

- 第一條 本工場ニ工場委員會ヲ組織ス
- 第二條 安全委員會ハ安全第一主義ニヨリ本工場ニ於ケル災害ノ防止及保健衛生ノ完成ヲ圖ルヲ目的トス
- 第三條 安全委員會ハ會長一名委員若干名ヨリナル
- 第四條 會長ハ工場長之レニ當リ工務課長事務課長委員長ニ當リ委員ハ會長之ヲ指命ス
- 第五條 安全委員會ヲ分チテ左記ノ如ク三部ニ區分ス場合ニヨリテ各部兼任ヲナサシムルコトアルヘシ
 - 第一部 宣傳係
 - 第二部 安全係
 - 第三部 保健係
- 第六條 委員ノ任期ハ一年トシ再任ヲ妨ケス

安全委員會細則

- 第一條 安全委員會ハ本會ノ目的ヲ遂行スルタメニ各部ノ職責ヲ本則ニヨリ之レヲ定メ其實行ヲ期ス
- 第二條 宣傳係ハ工場従業員ノ安全第一主義ニ對スル注意ヲ喚起シ其效果ヲ覺知セシムルタメ左記事項ヲ取扱フモノトス
 - イ、講演會活動寫眞會等ノ開催
- ロ、安全標語ポスターノ揭示及募集
- ハ、諸統計表ノ揭示
- ニ、其他安全第一主義鼓吹ノタメ必要ナル宣傳事項

第三條 安全係ハ災害防止ニ關スル左記事項ヲ取扱フモノトス

- イ、建築物機械器具並諸設備ヲ検査シ危險個所ニ安全裝置ノ完備
- ロ、安全裝置及危險標示ノ検査及修理
- ハ、正シキ服裝勵行
- ニ、防火設備ノ検査及手入
- ホ、發火爆發性ノ材料取扱注意並ニ喫烟ニ關スル注意
- ヘ、非常口設備ノ完備
- ト、其他災害防止ニ關スル必要事項

第四條 保健係ハ工場従業員ノ保健衛生ノ完成ヲ圖ルタメ左記事項ヲ取扱フモノトス

- イ、戶外運動ノ獎勵
- ロ、規則正シキ生活ノ獎勵
- ハ、工場内外ノ清潔整頓ノ勵行
- ニ、便所痰壺洗面所更衣食堂ノ清潔破損箇所ノ修理及公衆衛生ノ注意
- ホ、常ニ望診ヲ行ヒ患者ヲシテ早期受診セシムルコト
- ヘ、其他保健衛生ニ關スル必要事項

◇倉敷紡績株式會社高松工場

四八

安全委員會規程

第一條 工場内ノ安全ヲ計ルタメ安全委員ヲ設ク

第二條 安全委員會ハ會長一名部長二名委員若干名ヲ以テ組織ス

第三條 安全委員會ノ會長ハ工場長トシ委員會ヲ總括ス部長ハ第一部長ハ事務課長、第二部長ハ工務課長トシ各其ノ部擔任事項ヲ主査ス

委員ハ職員及職工中ヨリ會長之ヲ依囑シ其ノ任期ヲ一ケ年トス委員ハ各其ノ擔當事項ヲ調査研究ス

第四條 安全委員會ハ之ヲ左ノ部科ニ分ツ

第一部 一、宣 傳

二、衛 生

第二部 一、傷害豫防

二、火災豫防

第五條 安全委員會ハ必要ニ應ジ會長之ヲ召集ス

以 上

尙安全週間中、直接の効果を齎す爲に先づ人に付ては服検査、物に付ては機械の修理、安全装置の設置改善を行ひ就中原動機動力傳導装置に對する柵圍、被覆、消火器、用水槽、煙突等の修理工改、救急箱の設置、保護具例へば眼鏡「マスク」等の使用奨励等は一般に大に行はれた所である。

例へば山梨縣の報告に徴するも二九九の製絲工場に就き外摺式の車軸の被覆其の外危険部分に對し豫防装置を施したるもの一三九工場の多きに達した由である。

尙特に火災危険に對するものとして、避難演習、消防演習を行へる工場は極めて多く殊に、製絲工場等に於ては女工に至るまで消防隊を組織せしめ演習を行へるものあり、安全週間を機會として消火設備、貯水池標の増設、消火栓の設備改良を促したるが其結果埼玉縣のみの報告に徴するも、消火栓設備工場三七、非常信號の規定せる工場一三一、避難豫定場所を特定せる工場一五六に達したとの事である。

次に保健衛生の施設の範圍としては「チブス」其他の傳染病の豫防注射、回蟲驅除の勵行、消毒用劑の整備、清潔法の施行、下水の浚渫、寢具の検査又は日光消毒、喫煙の整備、便所手洗器の改善、女子月經時の注意、採光通風の改善花柳病豫防、健康診断等が著しく、保健衛生に其主力を注ぎたる縣は前記の如く岐阜縣にて、同縣工場課は率先して國民體操乾布摩擦の勵行を女工に奨励する所があつた。

尙山梨縣の報告に徴すると、今度の安全週間中衛生材料及用器を設備せし工場は三九の多きに達した相である。

其精神修養を強調したる事例としては神社佛閣の參拜を爲したるもの、就業の前後や就眠前に黙禱したるもの等に於て、東洋紡績姫路工場に於ては十月二日伊勢大神宮御遷宮大祭に安全委員を代參せしめ工場従業員の慶福安全を祈願した。

第四 安全週間の成績概観

安全週間の成績を調査する便宜上、(1)週間中の災害率又は疾病率、(2)週間中の生産能率、(3)週間中の施設事項の三つに分つて之を概観しよう。

安全週間中は各工場に於て、従業員職工、何れも皆競ひて、災害件数を尠からしむるに努むる結果勢ひ輕微なる負傷は之を秘し、或は努めて休業を避くるの傾向があるは否み難き事實であつて工場に於て安全競争なるものを行ふ場合又は之に賞を懸くる場合に於ては殊に著しい、若し誤つてかゝる競争を行ふに於ては安全運動の趣旨をも没却するに至る事となる故、不合理なる競争は之を避く可きものであらう。海外に於て行はるゝ處は一定程度以上の傷害統計を

以て之を決することにして居る、是れ此の弊を尠からしむるものである。反對に疾病率休業率の如きも豫防注射の勵行又は健康診断、早期診断の場合に於ては急激に増加するも珍とするに足らぬ、且其統計の作成の根據となる期間は一週間に過ぎざるを以て、之を以て直に其成績の斷定を下すは困難である、所謂安全週間の結果は其將來に向つての安全信念の涵養に在ることを忘れてはならない。

第二の生産能率に至りては更に調査困難であつて、其製産高及生産率に與へる影響は輕々には斷し得ず、其因果關係の學問的精密を期せんとするには尙今後の研究に俟つ必要があるであらう、而しながら本稿に於ては、安全週間の運動は生産能率に悪化を及ぼし不生産的なりとの杞憂を懷くもの無きを保せないので勉めて之を蒐集し煩をいとはず之を掲ぐる事とした、而して假令假りに週間中生産率は低下するものありとしても、第一の災害率を減少するを得ば其結果工業主側に於て蒙るべき損害、即扶助、慰藉、損害賠償等の失費を減少するを得其結果、安全週間の經費は賠つて餘あり。況んや従業員福祉に至つては之を數字的に評價するを得ない處である、然かも勞働力の維持改善が工場發達の基本に横はるに於てをや。

第三の施設事項に至りては、各工場の施設、千差萬別なること其工場数の多きに等しく、細大之を網羅する事は能く成し得べしとするも今之を爲すことは本稿の目的では無い、況んや安全運動として災害豫防の目的に及ぼせる効果は遽に斷定し難く、且其施設は一時的なるものよりも潜在的に後に到りて其効果を發するもの多きに於ておや、只其施行する處は各工場特殊の事情に即して行はるゝの故に工業主側にとりてはむしろ此種の施設等を勵行する處に安全努力の完成を期することが出来るのである。

(イ) 安全週間と災害件數

A. 各府縣別單獨調査

各府縣別單獨調査を一二掲ぐれば次の如し。

安全週間中ニ於ケル災害調

(昭和四年十月施行) 宮城縣

事業ノ種類	災害發生數		傷		死亡	合計
	工場	數	輕	重		
製糸業	—	—	—	—	—	—
醸造業	—	—	—	—	—	—
製菓業	—	—	—	—	—	—
製材業	—	—	—	—	—	—
合計	五	—	—	—	—	七

備考 製菓業及製材業は何れも使用職工五十人未満の工場なり。

災害事故發生工場調

工場名	所在地	職工數		災害ノ種別
		男	女	
片倉製糸紡績株式會社	仙臺市東八番丁	一五八	八八二	一、〇四〇 微傷者 一
麒麟麥酒株式會社	同 小田原長町通	一五五	三三	一八八 微傷者 一
帝國製菓株式會社	同 遣水町	二〇	一六	三六 微傷者 一
仙臺製材株式會社	同 遣水町	—	—	—
三陸製材株式會社	宮城郡鹽釜町	三三	二	三五 微傷者 二
鹽釜製材株式會社	宮城郡鹽釜町	三三	—	三五 微傷者 二
古川製材工場	志田郡古川町	—	—	—
合計		三	—	三 重傷者 一

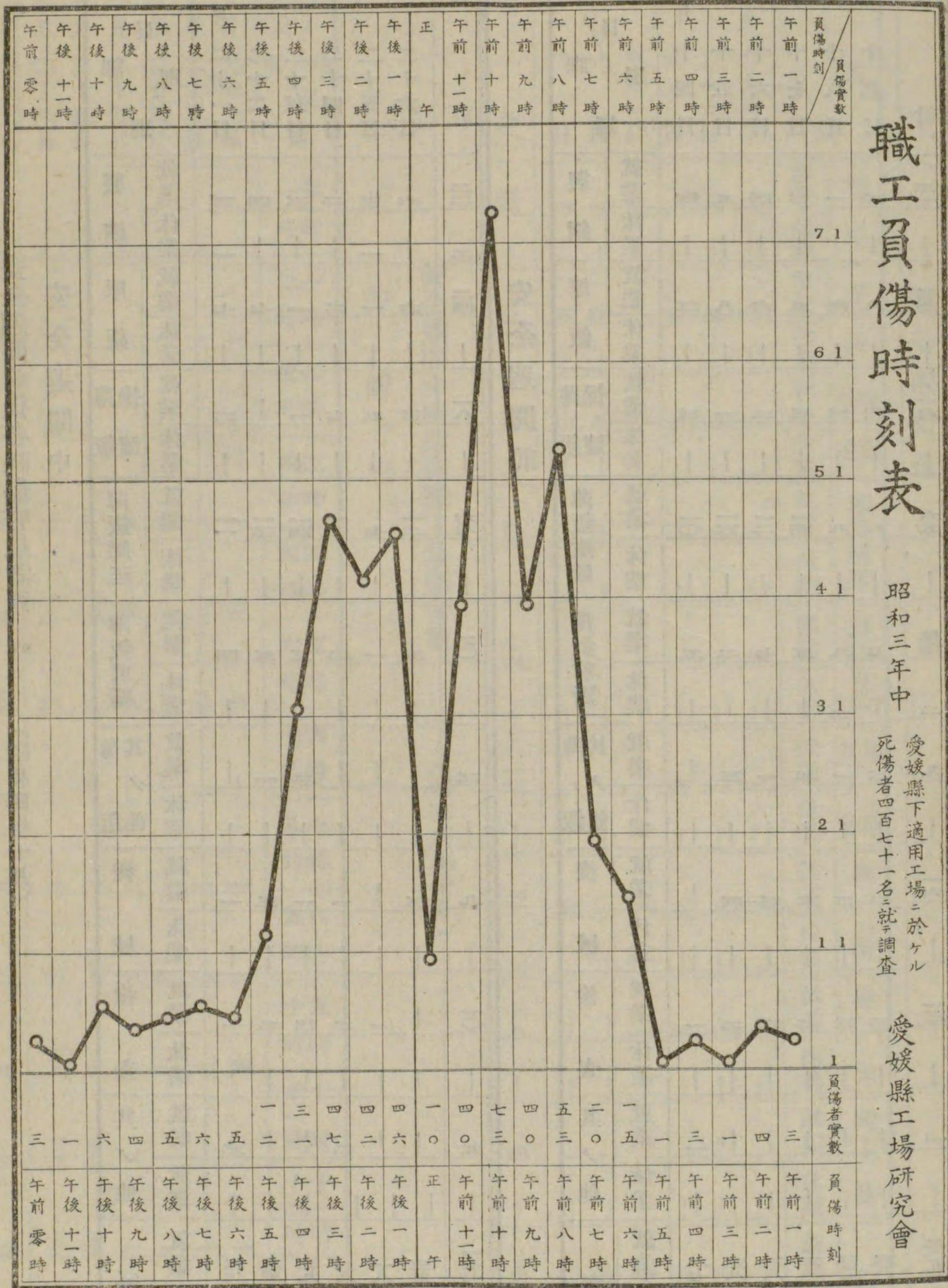
石川縣に於ては、職工五〇名以上を有する工場八十一に付き調査するに安全週間中は微傷二件、輕傷三件、重傷一件合計六件にして之を週間前に比較する時は職工一萬人につき四人四〇一を減少する事となり。兵庫縣の調査に於ては安全週間中の災害は延人員一萬人に對して、微傷二一、輕傷六、重傷二、合計二六人の割合にして、之を週間前の六日間一萬人に對する微傷三〇、輕傷一一、重傷一、死亡一、合計四一に對し五割七分餘の減少を見る。

興味の深いのは次の愛媛縣工場研究會のなしたる負傷時刻の調査である。右によると、午前十時に於て最も高く午後三時午後一時之に次ぐ（但し之は昭和三年度の調査であるが參考の爲めに茲に掲げる）

時間	負傷者数	割合
午前	10	24.4%
午後	31	75.6%
合計	41	100%

時間	負傷者数	割合
午前	10	24.4%
午後	31	75.6%
合計	41	100%

B. 次に各會社工場個々につき調査せるものに付き其代表的なるものを二三を掲ぐれば次の如し。



工場名	調査期間	調査員	調査結果
愛媛縣立第一工場	昭和三年一月	田中	死傷者 12 名
愛媛縣立第二工場	昭和三年二月	田中	死傷者 8 名
愛媛縣立第三工場	昭和三年三月	田中	死傷者 15 名
愛媛縣立第四工場	昭和三年四月	田中	死傷者 10 名
愛媛縣立第五工場	昭和三年五月	田中	死傷者 18 名
愛媛縣立第六工場	昭和三年六月	田中	死傷者 14 名
愛媛縣立第七工場	昭和三年七月	田中	死傷者 16 名
愛媛縣立第八工場	昭和三年八月	田中	死傷者 11 名
愛媛縣立第九工場	昭和三年九月	田中	死傷者 13 名
愛媛縣立第十工場	昭和三年十月	田中	死傷者 17 名
愛媛縣立第十一工場	昭和三年十一月	田中	死傷者 19 名
愛媛縣立第十二工場	昭和三年十二月	田中	死傷者 21 名

株式會社川崎造船所製鐵工場

安全週間前後各課傷害患者表

安全週間中

(昭和四年十月)

月日	課別	製鋼		厚板		薄板		薄板壓延		薄板剪斷		其薄板		機械		檢査		其他		計	
		就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業		
十月二十一日																					三
十月二十二日																					三
十月二十三日																					三
十月二十四日																					三
十月二十五日																					三
十月二十六日																					三
合計																					一七

安全週間前

月日	課別	製鋼		厚板		薄板		薄板壓延		薄板剪斷		其薄板		機械		檢査		其他		計	
		就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業		
十月十四日																					二
十月十五日																					二
十月十六日																					二
十月十七日																					二
十月十八日																					二
十月十九日																					二
合計																					二〇

安全週間後

月日	課別	製鋼		厚板		薄板		薄板壓延		薄板剪斷		其薄板		機械		檢査		其他		計	
		就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業		
十月二十八日																					三
十月二十九日																					三
十月三十日																					三
十月三十一日																					三
十一月一日																					三
合計																					一八〇

安全週間中時間別職工負傷者數

(昭和四年十月)

午前

月日	時間別	零時		一時		二時		三時		四時		五時		六時		七時		八時		九時		十時		十一時		十二時		合計
		就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業	
十月二十一日																												一
十月二十二日																												一
十月二十三日																												一
十月二十四日																												一
十月二十五日																												一
十月二十六日																												一
合計																												七

日(月)	二十六	出 勤	公 傷	率 故 輕 重	(曜)	係 別	
						事 出	係 別
						鑄 工	係 工
						製 鋼	係 鋼
						製 鐵	係 鐵
						工 具	係 具
						建 設	係 設
						回 轉	係 仕
						電 工	係 工
						製 御 器	係 器
						配 電 盤	係 盤
						計 器	係 器
						變 壓 器	係 器
						電 線	係 線
						扇 風 機	係 機
						研 究	係 究
						試 驗	係 驗
						發 送	係 送
						技 術 設 計	係 圖
						庶 務 會 調	係 調
						部 員 工 場	員 場
						合 計	合 計

株式會社日立製作所
安全週間中係別公傷事故發生件數並に出勤率表

(茨城縣)

合 計	十 月 二 十 六 日	十 月 二 十 五 日	十 月 二 十 四 日	十 月 二 十 三 日	十 月 二 十 二 日	十 月 二 十 一 日	月 原 因	
							日 別	番 號
							機 動 原	一
							車系帶調及系帶調	二
							子 轉	三
							車 齒	四
							軸 車	五
							物双ハ又機鋸	六
							機 榨 壓	七
							機 磨 研	八
							機 重 揚	九
							械 機 他 其	〇
							具 工	一
							體 物 熱 高	二
							氣 電 他 其 擊 電	三
							飛 落 墜ノ體物	四
							シ來	五
							物 異 內 眼	六
							落 墜ノヨ所高	七
							品 料 性 火 引 火 發 發 爆	八
							物 劇 毒 及 藥 劇 毒	九
							斯 瓦 毒 有	〇
							車 搬 運	一
							ノ中作工及中取扱	二
							材	三
							裂 破ノ罐 汽	四
							損 破 物 屬 附 及 場 工	五
							他 ノ 其	六
							計 合	七

安全週間中負傷原因別負傷者數

(昭和四年十月)

合 計	十 月 二 十 六 日	十 月 二 十 五 日	十 月 二 十 四 日	十 月 二 十 三 日	十 月 二 十 二 日	十 月 二 十 一 日	月 部 番	
							日 別	號
							部 頭	一
							面 額	二
							眼	三
							耳	四
							齒	五
							部 頸	六
							部 胸	七
							部 背	八
							部 胛 肩	九
							部 腹	〇
							部 臂 及 部 腰	一
							部 陰 及 陰 會	二
							膊 上	三
							膊 前	四
							手	五
							指	六
							腿 大	七
							腿 下	八
							足	九
							節 關 腕	〇
							節 關 肘	一
							節 關 膝	二
							節 關 足	三
							計 合	四

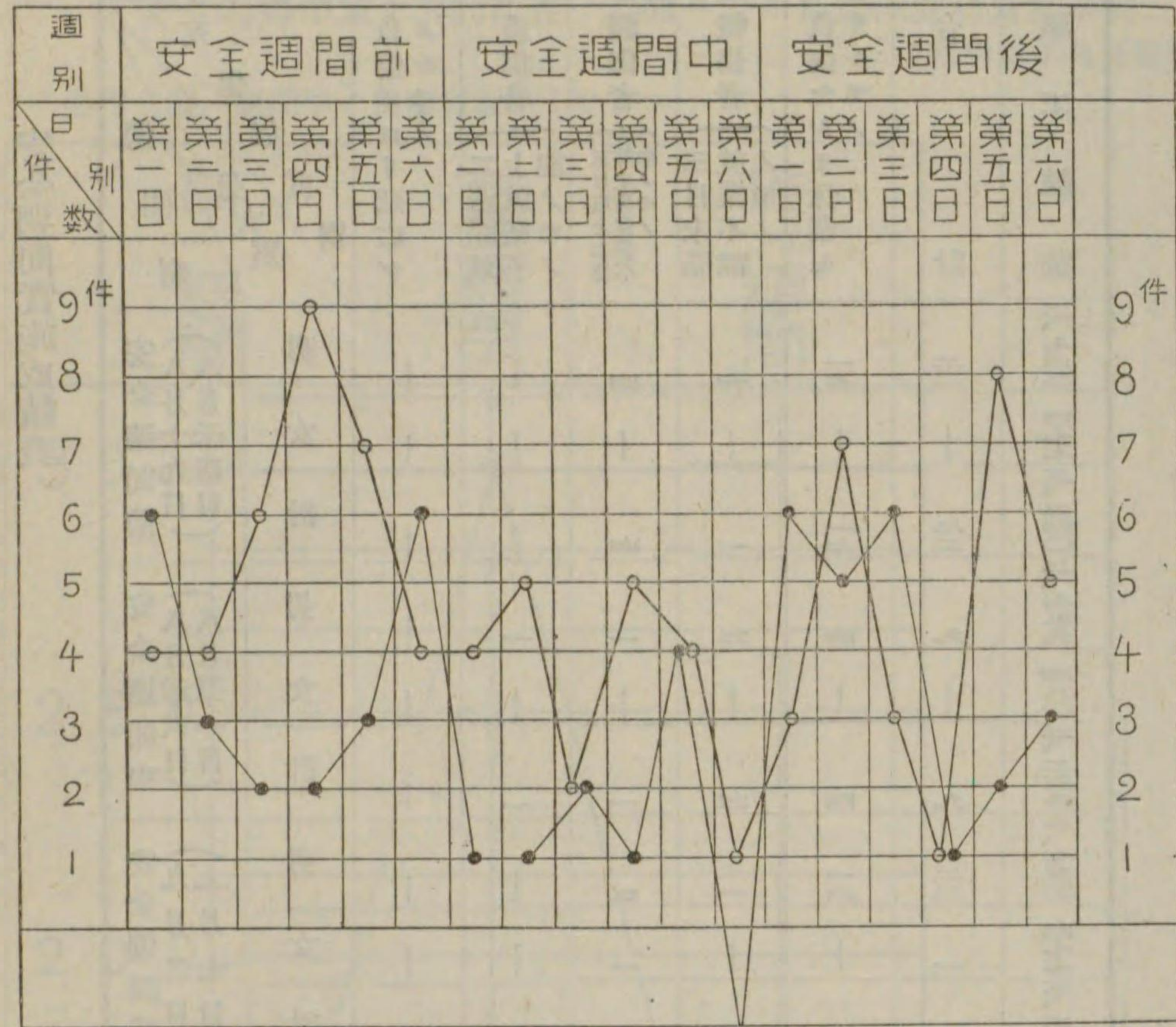
安全週間中負傷部位別負傷者數

(昭和四年十月)

合 計	十 月 二 十 六 日	十 月 二 十 五 日	十 月 二 十 四 日	十 月 二 十 三 日	十 月 二 十 二 日	十 月 二 十 一 日	月 時 間 別	
							日 別	時 別
							一 零 時 時	一
							二 一 時 時	二
							三 二 時 時	三
							四 三 時 時	四
							五 四 時 時	五
							六 五 時 時	六
							七 六 時 時	七
							八 七 時 時	八
							九 八 時 時	九
							十 九 時 時	十
							十 一 時 時	十一
							十 二 時 時	十二
							合 計	十三

午 後 中

昭和三年度實施
昭和三年度實施



安全週間中及其前後各一週間中公傷發生件數表

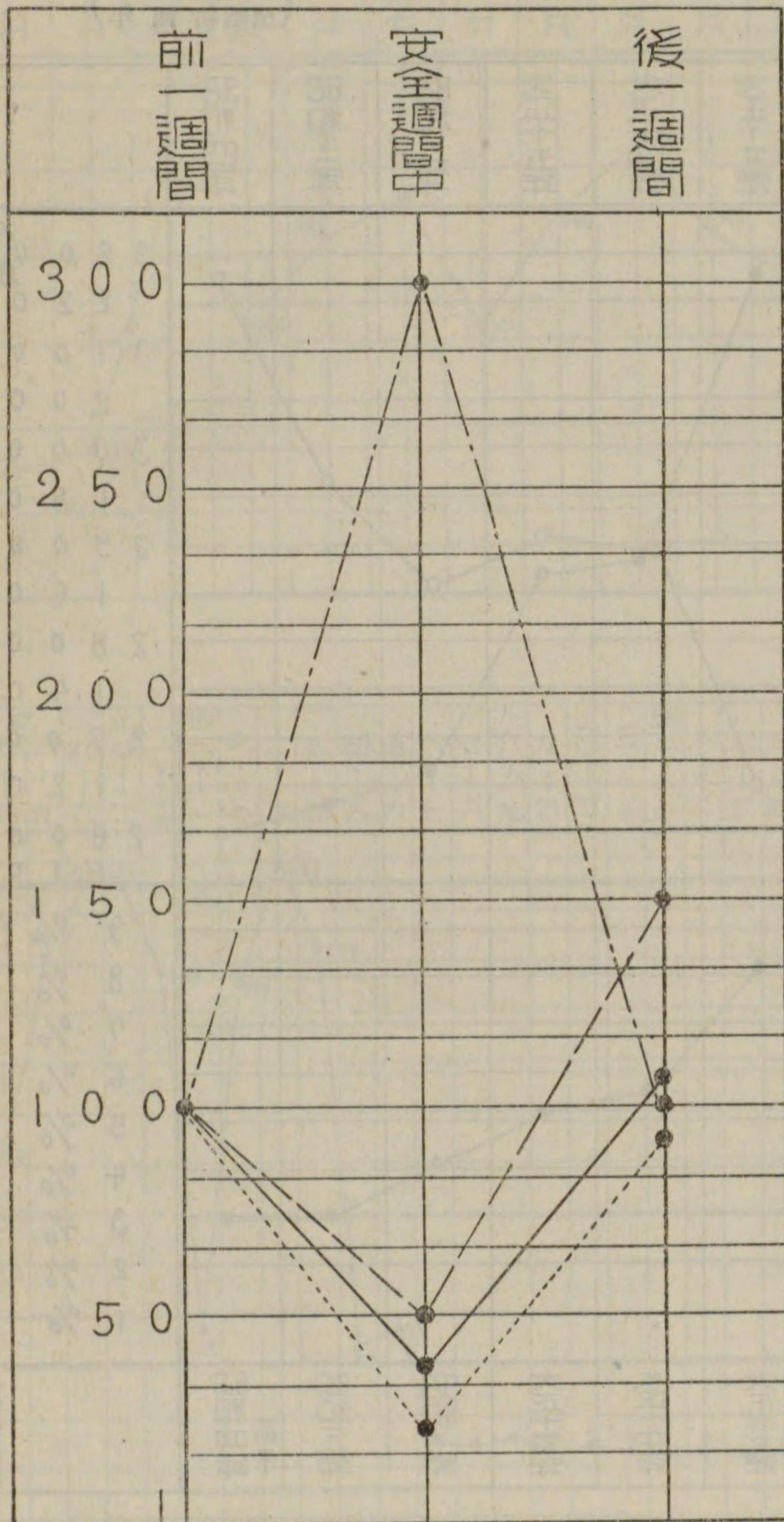
安全週間中並 = 其前後各一週間 = 於ル私症新患者發生件數表
(昭和四年度八月實施)

疾病科別	週別	安全週間前					安全週間中					安全週間後					略																
		19	20	21	22	23	24	26	27	28	29	30	31	2	3	4		5	6	7	計												
		月火水木金土					計	月火水木金土					計	月火水木金土					計														
		內科	外科	眼科	合計	計	內科	外科	眼科	合計	計	內科	外科	眼科	合計	計																	
內科		三	三	三	三	二	三	一	四	二	一	六	二	六	四	〇	三	七	二	二	三	一	五	三	六	一	六	一	四	三	六	三	六
外科		二	八	一	四	一	〇	二	九	四	一	二	三	七	五	五	四	三	六	一	七	一	七	一	四	一	三	七	四	二	三	二	四
眼科		五	四	八	九	四	六	三	六	一	六	二	二	三	二	一	一	六	四	九	三	六	三	六	三	一	三	一	三	一	八	三	
合計		五	四	五	五	二	四	二	七	一	三	二	三	一	七	八	一	三	四	三	二	五	四	四	三	五	二	九	二	九	六	三	

平均出勤率	合計	日(土)		三十日(金)		二十九日(木)		二十八日(水)		二十七日(火)			
		出勤率	公傷率	出勤率	公傷率	出勤率	公傷率	出勤率	公傷率	出勤率	公傷率		
九二・九九五・七八八〇・九九三・四九七・〇八九・四九三・二九一・四九一・七九一・五九二・二九三・九九七・〇九五・四九八・一九五・八九七・七九四・三九二・一	一	九一・五九五・七八四・九三・一	一	九二・八九五・七八四・八九五・一	一	九一・九九四・七八七・四九五・一九七・〇八九・二九三・八九〇・九三・〇九三・一九二・五九三・四九四・四九六・三七四・八	一	九〇・六九五・七八六・二九三・一九〇・九九二・〇九二・三九二・四九二・五九二・九九三・三九六・三九三・一	一	九二・八九八・二八六・八九三・八九三・九二・〇九二・四九二・七九二・〇九二・八九九・二九二・八九三・八九七・八九六・四九六・四九五・八九五・四九五・五九二・四	一	九二・八九八・二八六・八九三・八九三・九二・〇九二・四九二・七九二・〇九二・八九九・二九二・八九三・八九七・八九六・四九六・四九五・八九五・四九五・五九二・四	一

安全週間中並=其前後各一週間=於ル負傷程度別負傷率表
(昭和四年八月實施)

備考 前一週間中ノ負傷者數ヲ100トス



但し同工場は、近時比較的大なる負傷者續出せるのみならず従來の統計によるも毎年九月が負傷者發生件數の最高を示す時期に付八月を實施期として最適當なるものと看做し、八月二十六日より同月三十一日迄を安全週間として選びたり

安全週間實施成績表

職工總數	合計	負傷程度別		輕傷者 (三日以上ノモノ)	重傷者 (二週以上ノモノ)	死亡	安全週間別	
		男	女				前 (八月十九日)	中 (八月十六日)
二、七三	三	一七	一	四	一	一	一	
四七三	一	一	一	一	一	一	一	
三、二四〇	三	一七	一	四	一	一	一	
二、七九	九	四	三	一	一	一	一	
四〇三	一	一	一	一	一	一	一	
三、三九二	九	四	三	一	一	一	一	
七、七三	三	一六	一	五	一	一	一	
四七三	一	一	一	一	一	一	一	
三、三〇	三	一六	一	六	一	一	一	

安全週間中ニ於ル負傷者ノ負傷原因調

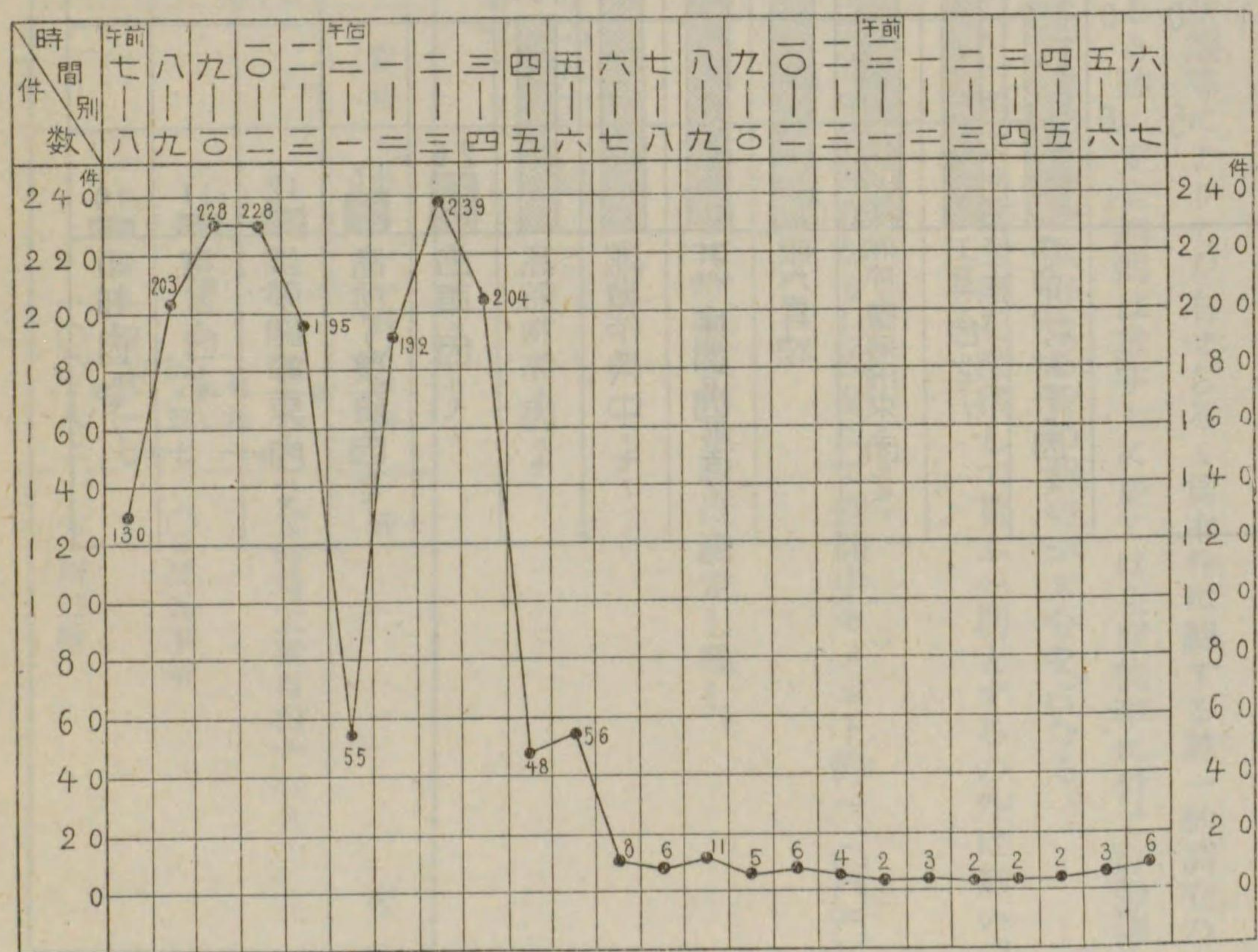
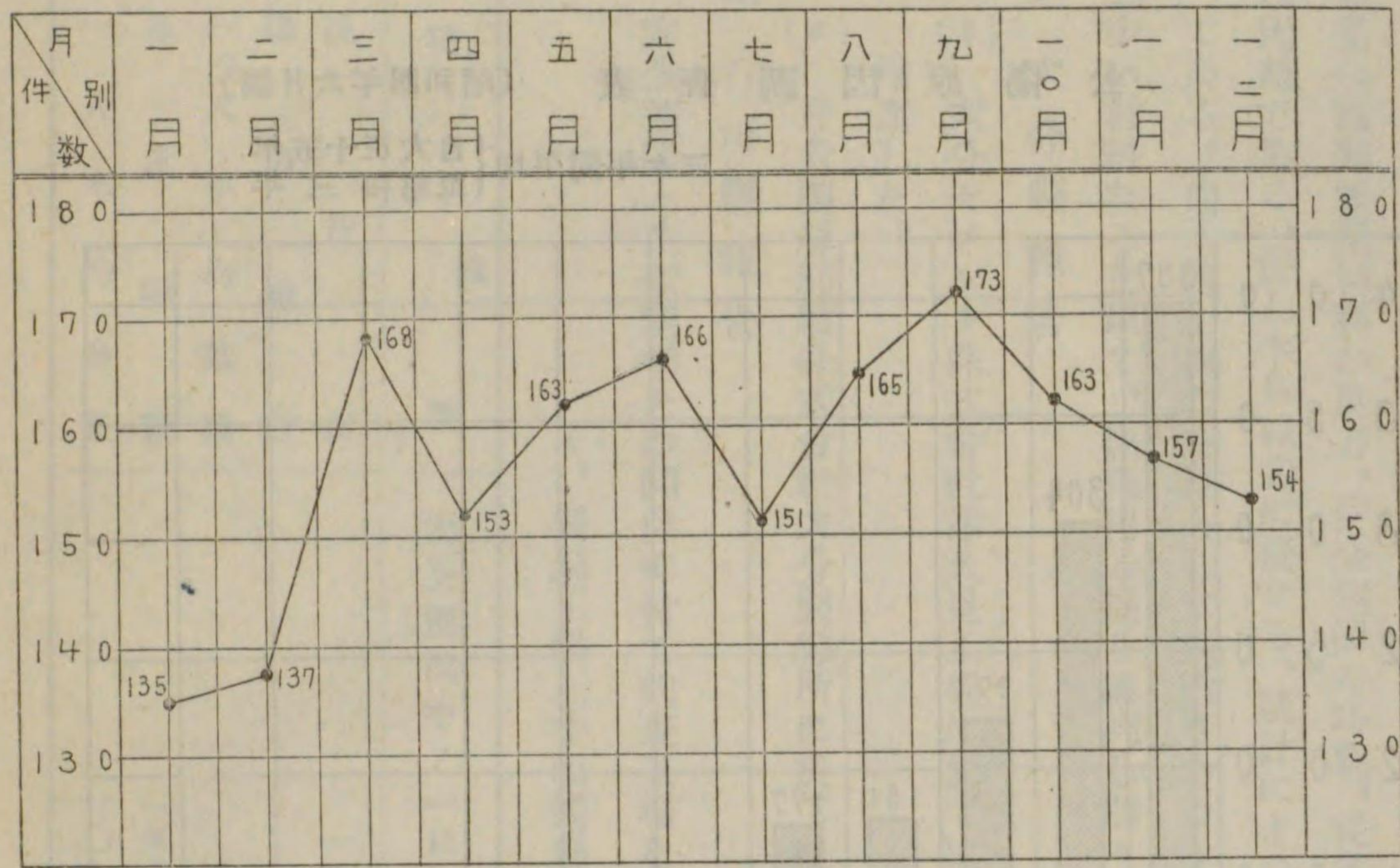
(昭和四年八月)

原因	件數
工具ニ因ルモノ	五
作業中ノ材料ニ因ルモノ	二
物品運搬中ノモノ	一
電氣光射ニ因ルモノ	一
計	九

安全週間中ニ於ル負傷者ノ負傷部位調

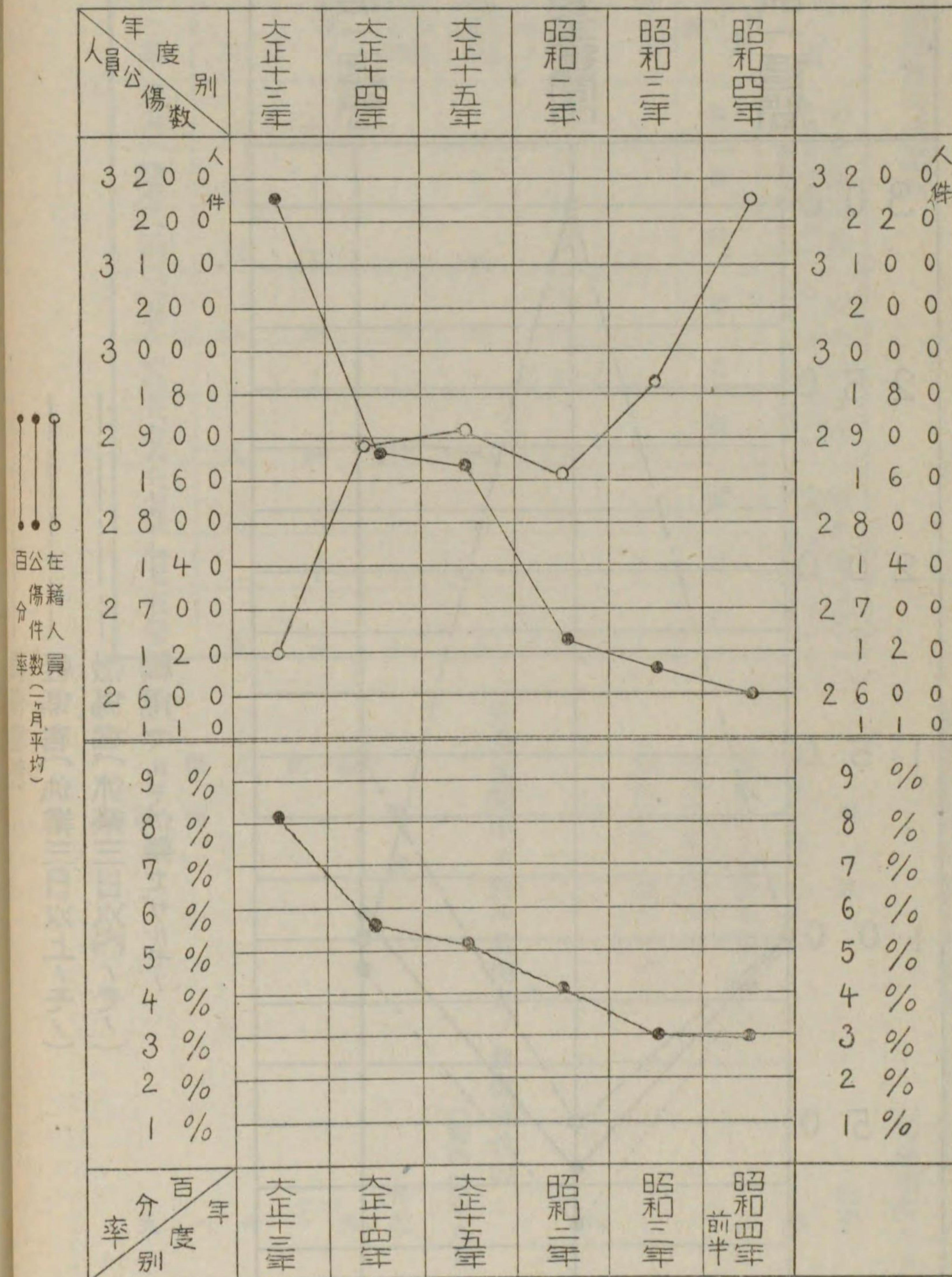
(昭和四年八月)

部位	件數
指	一
趾	一
眼	一
顔	一
計	九



在籍人員並 = 公傷件數表及其百分率表

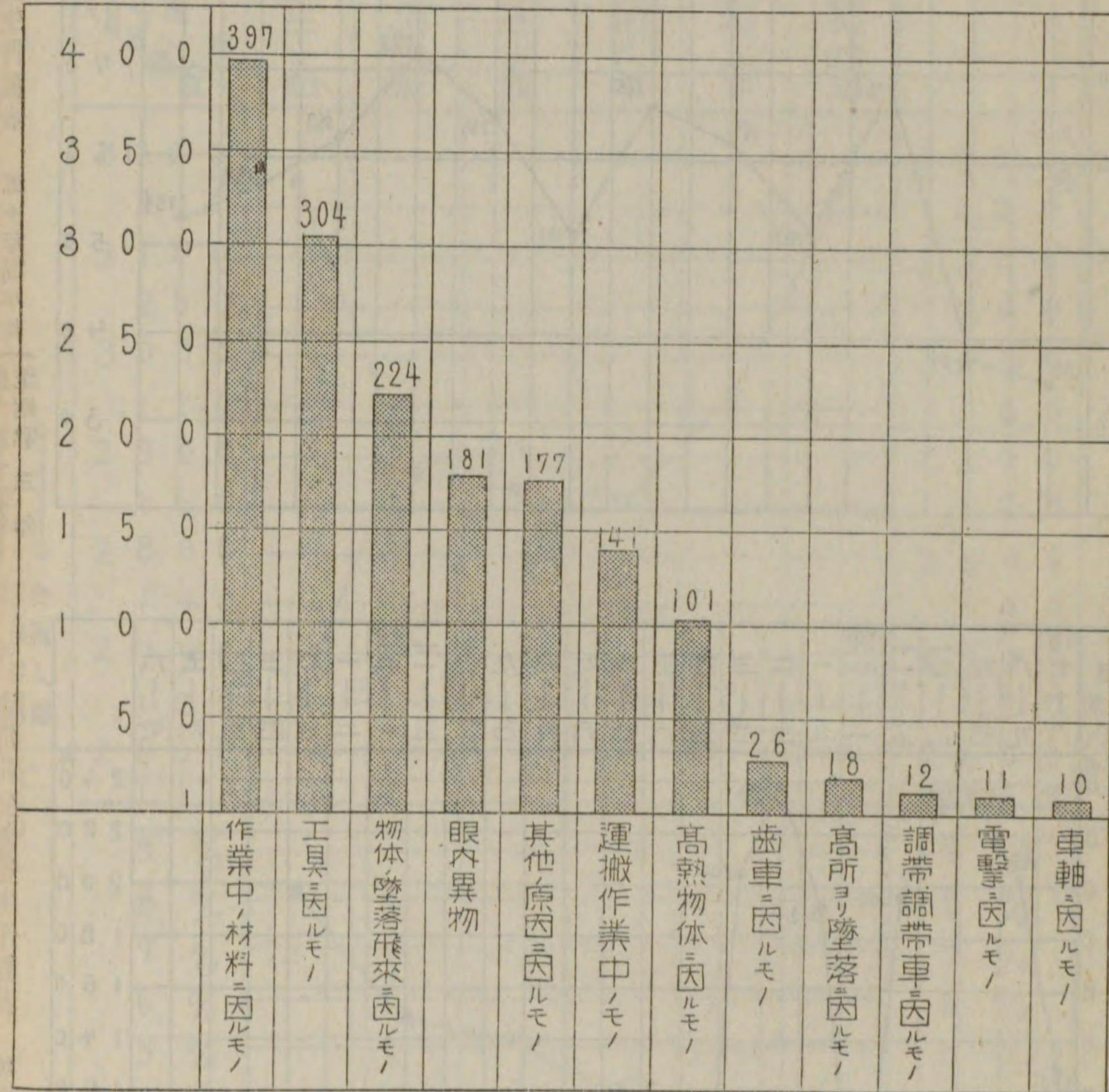
(自大正十三年至昭和四年)



尙同工場は貴重なる諸種の統計を作成送付せるを以て末尾に之を掲げ参考に供することとする。

公傷原因調査表 (昭和四年六月調)

三ヶ年間平均 {自大正十五年
至昭和三年



(ロ) 安全週間と生産能率

事業の種類繁閑材料の良否、安全週間の時期、従業員の状態等によりて左右せらるゝ爲本件に關する統一的調査の作成は困難である、併し乍ら報告に接せる、統計によつて見ると確に安全週間は數字上に於ては生産能率に付て好影響を與へてゐる。尙工業主側の意見として表白せらるゝ所によるも其影響の良好なる旨の報告が大分を占むる。

數少い材料なるを以て、出來得る限り羅列し個々の資料の一角より其全班を推察して貰ふ一助とするの外は無い。

(1) 大分縣報告

(イ) 大分セメント株式會社津久見工場に於ては、安全週間中故障なかりし故を以て週間中セメント約一、〇〇〇樽増産した。

(ロ) 片倉製絲紡績株式會社大分製絲所に於ては、期間短日なるを以て、殊更増進程度測定し難し。

(2) 石川縣報告

安全週間と生産能率との關係に付て代表工場を調査するに左の通。

イ、製絲工場(小田製絲株式會社)

項目	摘要	備考
一 捻出總高 一 人平均捻數 一 糸平均捻數 一 人平均捻量 一 糸平均捻量	安全週間中ノ一日平均 一六・八〇石 八四〇本 五・九二 一五・三七五 一〇八・二五	常時ニ於ケル一日ノ平均 一五・八二石 七九一本 五・五七 一四・三一七 一〇〇・八二
		常時職工數百四十二名 〇・三五本増 七・四三増

口、紡績工場（日本絹織株式會社絹紡工場）

作業別	種類	安全週間前六日間ニ於ケル製産ト安全週間中ノ製産トノ比較	備考
圓型梳綿機	NS A	六・六 一・五五 三・二六 〇・六五 一・六四 〇・五四 〇・八二 一・四四 九・九四	Aハ一等材料使用ノモノ NSハ二等材料使用ノモノ
再紡機	NS A	〇・六五	
精紡機	NS A	一・六四	
撚綿機	NS A	〇・五四	
瓦斯燒機	NS A	〇・八二	
		九・九四	

ハ、撚絲業（高坂撚絲株式會社撚絲部）

期間	摘要	全體ノ製産高	一日ノ製産平均高	出勤延人員數	一人當製産高	比較
安全週間中（自廿一日至廿六日）六日間		一一四・一三五	一九・〇二二	三〇〇	三八〇	減
安全週間前（自十月十七日至十月十九日）十三日間		二四八・四三三	一九・一一〇	六四四	三八七	七

ニ、織物業（高坂撚絲株式會社機織部）

期間	摘要	製産高	一日ノ製産平均高	出勤延人員數	一人當製産高	比較
安全週間中（六日間）		九〇	一五	二一四	〇・四二	減
安全週間前（自十月十七日至十月十九日）十三日間		二三二	一八	四六五	〇・五〇	〇・〇八

ホ、車輛製造業（新家自轉車製造株式會社）

期間	摘要	製産總高	期間中ノ延就業人員數	一人一日ノ平均製産高	比較
安全週間中		七、二一〇	一、〇九六	六・五七六	增
自九月廿一日至十月廿日		三四、〇〇〇	五、二五八・七一	六・四六五	〇・一一一

(3) 福島縣報告

石川組製絲所外一工場に於て安全週間と生産能率關係の調査したる結果左表の如し。

石川組製絲所

區分	安全週間	一週間前	安全週間中
製一人一日平均繰糸高	三五〇・〇二〇	三五〇・〇二〇	三五〇・〇二〇
同一日平均繰糸高	一五六・六	一五六・六	一五六・六
生産平均樹高	一斗八升九三	一斗八升九三	一斗八升九三
出勤延人員	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	二、一一三・五	二、一一三・五	二、一一三・五

原町紡織工場

週間前織布能率
週 間 中

九六・四二%
九八・二五%

即ち週間中一・八三%の能率増進を見たり織布外の各種業務は其の能率計算複雑なるを以て其の算出困難なるも織布と略同一の能率を擧げたるものと推測せらる。

(4) 福 井 縣

縣下の主要工業たる織物業に於ける安全週間と生産能率との關係は安全週間中に於ては一割乃至二割の増率と推定され居るも之が一、二の例を擧ぐれば左の如し。

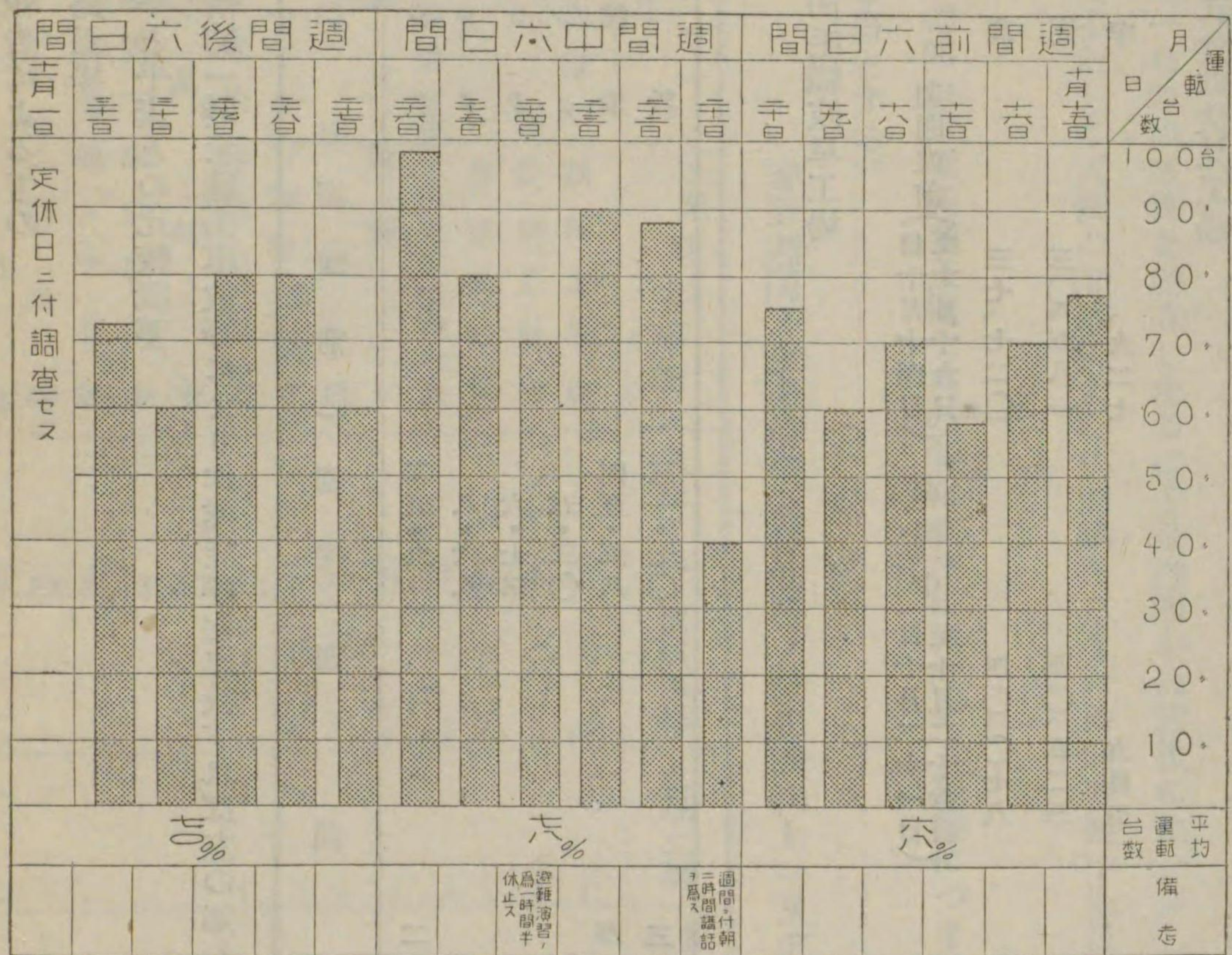
坂井郡春江村岡崎利一工場

製 品	機 臺 數	週間前六日間ノ生産	週間中六日間ノ生産	比 較	生 産 率
錦 波	八 四	三 七 二 反	四 四 二 反	增 七 〇 反	一 割 九 分 弱

坂井郡春江村西畑庄太郎第二工場

安全週間中ノ能率比較表

自昭和四年十月十五日
至昭和四年十一月一日



備考

本統計は安全週間及其の前後六日間に於ける職工の機臺運轉の能率比較を表はせるものにして作業時間中毎日一時間毎に運轉機臺数を調べ一日の平均臺数を算出したるものなり。

會社工場自身の報告によるもの

(一) 日出紡績姫路工場

週間中作業能率と平素との比較概要
粗紡ハンク數精紡一錘量總掲車數等により作業能率を比較すれば左の如し。

練條 紡 間 紡 練 積 總	ハンク ハンク ハンク ハンク ハンク ハンク	ケ ケ ケ ケ ケ ケ	週間前一週間		週間中	週間御一週間
			前	一		
練條	ハンク	ケ	二五・九	八・六八	二五・九〇	二五・九四
間紡	ハンク	ケ	六・七三	八・六三	六・七五	八・六四
練紡	ハンク	ケ	五・三〇	六・七五	五・五〇	六・八〇
積紡	ハンク	ケ	四・五・五八	五・五〇	四・五・六八	五・五五
總掲	ハンク	ケ	三一・七〇	三一・五七	三一・五七	三一・〇五

(二) (岐阜) 合同毛織岐阜工場

織卸 仕上 出勤	生産高 生産高 率	週間直前(自十月十四日 至十月十九日)		週間中(自十月二十一日 至十月二十六日)		比較
		前	一	前	一	
織卸	生産高	三七、七二〇	四〇、〇七八	増	二、三五八	
仕上	生産高	三〇、五八一	四〇、四二三	同	九、八四二	
出勤	率	、九二七	、九四五		、〇一八	

(三) 東洋紡績株式會社伏見工場

僅か一週間の短時日に於て生産能率上云々するは稍々早計に失するの嫌あるも當工場にては安全週間前後一週間づゝの平均一日の出來高を調査したるに安全週間中は前後に比一%強の増産を見るを得たり。惟ふに之れは主として天候の加減によるは勿論なるも一に同週間中全員舉つて緊張努力したる結果ならんかと思料す。

最後に、安全週間の生産能率及従業員の教化訓練に及ぼせる影響につき唯一の包括的縣統計たる、埼玉縣の統計を左に掲ぐる事とする。

安全週間ノ生産能率及従業員ノ教化訓練上ニ及ボシタル影響

項目	工業別工場數		染織工場	機械工場	化學工場	飲食場	雜工場	特別工場	計
	安全週間中	生産一割以上増加							
同	五分以上増加	五分以上増加	二〇	三	一	一	四	一	二六
同	一分以上増加	一分以上増加	一九	三	一	一	三	一	二二
同	數値ヲ以テ明示シ難キモ生産能率増進	數値ヲ以テ明示シ難キモ生産能率増進	二六	四	一	一	三	一	三〇
生産能率ニ影響ナシ	生産能率ニ影響ナシ	生産能率ニ影響ナシ	二六	四	一	一	三	一	三〇
生産能率ニ影響ナシ	生産能率ニ影響ナシ	生産能率ニ影響ナシ	二六	四	一	一	三	一	三〇
製品ノ不統一不合格毀損品減少	製品ノ不統一不合格毀損品減少	製品ノ不統一不合格毀損品減少	一	一	一	一	一	一	五
作業圓滑機械休轉時間短縮	作業圓滑機械休轉時間短縮	作業圓滑機械休轉時間短縮	一	一	一	一	一	一	五
消耗品取扱丁寧破損減少	消耗品取扱丁寧破損減少	消耗品取扱丁寧破損減少	一	一	一	一	一	一	五
機械器具取扱丁寧破損減少	機械器具取扱丁寧破損減少	機械器具取扱丁寧破損減少	一	一	一	一	一	一	五
従業員ノ訓練上極メテ有効	従業員ノ訓練上極メテ有効	従業員ノ訓練上極メテ有効	一	一	一	一	一	一	五
仕事着手時間正	仕事着手時間正	仕事着手時間正	一	一	一	一	一	一	五
注意カノ喚起	注意カノ喚起	注意カノ喚起	一	一	一	一	一	一	五

硝子班 廿三日 廿二日 廿一日	班名		日附		負傷 疾病 欠勤 事故 等位	傷 病 勤 務	棒狀 平型 棒狀 平型 棒狀 平型 棒狀 平型 等安生產品 全級	良 品 不 良 破 損 仕上率	業 其 他

物	食	飲	場	工	學	化
ラム	製穀	製穀	化人糊	染料	石鹼及	化粧料
ネ	製製	製製	造造	塗塗	蠟燭	品品
水	製製	製製	雜肥	業科	業科	業科
鑛	粉粉	糖糖				
泉	造造	造造				
	四四一	四四一	三三三	三三三	三三三	三三三
	五二二	五二二	三三三	三三三	三三三	三三三
	二二二	二二二	六六六	六六六	六六六	六六六
	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇

昭和四年安全週間成績表
自十月廿一日
至十月廿六日

合	場工別特	場工雜	場工
	金瓦電	雜	飲菓
	屬	玉真蘭羽皮木紙印	刷製
	鍊斯氣	石牙骨介角	本
計	一、五三	四八	四八
	一、五二	四九	四八
	一、四八	四九	四八
七九	三三九	三一	三六

組加織	染織	製製	撚撚	紡紡
工業色	整理理	其他他	綿綿	糸糸
編編	物物	綿綿	糸糸	績績

大阪府下の施設事項

緊張	安全	週間	作業	緊張	安全	週間	作業

棒目班	平目班	計度班	検査班	
廿六日 廿五日 廿四日 廿三日 廿二日 廿一日	廿六日 廿五日 廿四日 廿三日 廿二日 廿一日	廿六日 廿五日 廿四日 廿三日 廿二日 廿一日	廿六日 廿五日 廿四日 廿三日 廿二日 廿一日	廿六日 廿五日
安安安安安	安安安安安	安安安安安	安安安安否安	安安
	— — — —			
— —				
— — — — — —	三三三三二一一	— — — — — —	— — — — — —	— —
六〇〇 六三〇 六五〇 六三〇 六五〇 六四〇	七八〇 七七〇 七八〇 七五〇 七八〇 六五〇	六六〇 六六〇 六六〇 六六〇 六六〇 六六〇	一、四五六 一、〇七八 一、四〇七 一、四〇七 一、二〇八 一、四五六	七〇〇 七〇〇
		八五七七七四	三三四 三三三 三八三 三五三 二九六 三〇三	
三四六四八二	二二二三八二九	九〇六八七四	二三八 一六 二七 一五〇 一三七 四一七	四七 四七
		二 — —	三〇元三三三三三	
— — — — — —	二五五六四七	— — — — — —	二六七三六八一五	九四 九四
		九九九九九九	八六八〇八〇八	三三 三三
九九九九九九	九九九九九九	九九九九九九	九三九四九四	等等 等等
三四三二	四五五五	二二二三	六六六六六六	等等 等等
		〇・二六 〇・一五 〇・一五	一・七八 一・八六 一・五三 一・四〇 一・四三 二・八四	破損 率
〇・二六 〇・四七 〇・三〇 〇・四七 〇・二六	〇・二五 〇・三三 〇・三三 〇・七八 〇・五〇 一・〇五	〇・三三 〇・三三 〇・三三 〇・二六 〇・二六	一・〇三 〇・七〇 〇・九三 〇・二七 〇・五三 〇・五八	

七五

棒二班	棒一班	平型班	材料班	
廿四日 廿三日 廿二日 廿一日	廿六日 廿五日 廿四日 廿三日 廿二日 廿一日	廿六日 廿五日 廿四日 廿三日 廿二日 廿一日	廿六日 廿五日 廿四日 廿三日 廿二日 廿一日	廿六日 廿五日 廿四日
安安否安	安安安安安	安安安安安	安安安安安	安安安
		— —		
			— —	二
— — — —	— — — — — —	二二二二二二	二二二二二二	四一一一
七〇〇 七〇〇 七〇〇 七〇〇	五七〇 五五〇 五五〇 六〇〇 五五〇 五五〇	九五〇 九五〇 九五〇 九五〇 九五〇 九五〇	一、八二六 二、四〇〇 一、七九五 二、一四六	四〇〇 四〇〇 四〇〇 四〇〇
三五四元	三四一七六六	三四六九五九	一〇八	
(率)	上	仕)		
九五九四九六	九九九九九九	九九九九九九	九九九九九九	
(級)		等)		
二二二二	— — — — — —	二二三三三三		
等等等等	等等等等等等	等等等等等等		
班	作	製		

七四



整理班	特別班					再檢班					頭止頭									
	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日
安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安

以下全國に亘りて一般的に之を總括すれば次の如きものである。

(ハ) 全國を通じての災害率 (萬分率) (工場分)

工場別	輕傷		重傷		死亡		計	調査延員數	
	前週	中間	前週	中間	前週	中間		前週	中間
民間工場	四・七九	三・三四	一・五五	一・一五	〇・〇七	〇・〇四	六・二五	三・三二	九・九三
官立工場	八・〇二	三・六〇	四・四二	一・〇二	〇・〇七	〇・〇三	七・二四	八・七九	七・二四
計	五・五六	三・二七	二・一九	一・二三	〇・〇七	〇・〇二	六・三二	三・三二	七・二四

備考 一、△印は安全週間に比し安全週間中の増加を示し其の他は減少を示す。

二、本表には北海道、新潟、山形、鳥根の諸縣及逓信省所管の分を除く。

(ニ) 全國を通じての施設事項

(イ) 危害豫防施設

施設事項	民間工場		官立工場		計	
	前週	中間	前週	中間	前週	中間
車軸ノ突出物除去被覆又ハ安全ナルモノニ取替	三七〇	三七三	二六四	二六四	六三四	六三七
調帶接手金具ノ改善取換	七三三	七三三	二六四	二六四	九九七	九九七
其他機械及動力傳導裝置ノ突出分ノ除去又ハ埋頭式トス	二六四	二六四	二六四	二六四	五二八	五二八
危険又ハ有害ナル容器ニ覆蓋ヲ施ス	一	一	一	一	二	二
原動機動力傳導裝置又ハ機械ニ柵圍被覆等ノ接觸豫防裝置ヲ新設	六、二五〇	六、二五〇	六、二五〇	六、二五〇	一、二五〇	一、二五〇
計	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	二、五〇〇	二、五〇〇

同上ノ柵圍被覆等ノ點檢、修理、取換 同上接觸豫防裝置ノ新設及修理 運轉急停止裝置又ハ動力遮斷裝置ノ設置 調帶受ノ新設及修理 遷帶裝置ノ設置、修理又ハ改善 原動機、動力傳導裝置又ハ機械ノ危險箇所ノ 點檢、修理、取換、掃除等 階段等ノ危險箇所ニ扶欄渡橋設置又ハ其ノ修 理 原動機室ノ設置 避難出口、避難梯子ノ設置、修理、擴張 照明不足ノ箇所ニ照明ノ設備 非常信號裝置ノ設置、修理 車軸道注油ノタメノ足場其他注油裝置ノ設置 修理 可搬梯子ノ滑止又ハフツクノ取付 設備(電線、煙突、軌道、タンク、パイプ等)ノ點 檢改善、修理 設備ノ被覆、柵圍等ノ新設 器具、工具ノ點檢修理、取換 作業場、通路等ノ床面ノ修理 作業場又ハ寄宿舎等ノ建物ノ危險箇所修理 運轉開始休止ノ信號裝置ヲ設置 危險箇所又ハ危險部分ニ注意又ハ立入禁止ノ 標識ヲナス 避難出口ノ標識 危險物品又ハ機械器具容器ノ置場ノ整頓 作業場内、通路等ノ障害物除去 新ニ作業服、帽子、保護眼鏡等ノ防護具ヲ着用 シメ又ハ服裝ノ整備	一、六六八 四三八 六九 一三〇 一七 一、七〇〇 二二五 一一 八二 二二 一〇 一、二五 六九 七四五 七四 一九四 二、三七一 六八四 四五 六五六 三二 一、五二〇 一、二五二	二五 一一 一 九 六六 一 一 九 一 七 一 二 七 一 〇 一 八 一 一 一 二 二 三 二 四 二 二 一 八 一 〇 一 二 七 九 九 六 一 一 一 一 一 一 二	一、六九三 四三九 七〇 一三一 一七 一、七六六 二三四 一一 八二 三二 一〇 一三二 八一 八三五 九二 二二二 七〇六 四八 六九八 三二 一四〇 一、五二六 一、二六〇
--	--	---	---

(口) 保健衛生施設

非常時訓練又ハ動力急停止裝置等ノ試験 作業方法ノ改善安全ナル作業方法ノ訓練勵行 機械責任者ノ設置 其ノ他 内容細分類ナキモノノ	六一 一三 三 八八五 一、七三一	五 三 四七 五四二	六六 一六 三 九三二 一、七三一 二二、一四八
---	-------------------------------	---------------------	---

炊事場、食堂、作業場、寄宿舎ノ清潔法施行 更衣室、浴場、洗濯場、便所、洗面所、手洗所等 ノ設置又ハ修理 下水、浴場、洗面場、便所等ノ清潔法又ハ消毒 下水等ノ汚水排除設備ノ新設修理 食器ノ消毒又ハ消毒設備 井戸掃除、修理 作業場、寄宿舎ノ採光、換氣、排氣、設備ノ新設 改善 除塵、防塵、排煙設備又ハ其ノ修理 唾壺ノ増置又ハ其ノ消毒水取換 トラホーム檢診又ハ健康診斷ノ施行 寢具類、衣類ノ一齊消毒又ハ洗濯 救急設備新設又ハ其ノ藥品ノ補充 寄生虫驅除劑ノ一般服用	三、六〇〇 一、三二五 七六七 一一九 一、六三一 六三 九三 二九四 一、四二七 二〇六 三、四七四 七二二 二、五二〇	五四 二〇 四一 八二 九 一三 一六 九 一 三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	三、六五四 一、三四五 八〇八 一、六三九 六三 一〇二 三〇七 一、四四三 二一五 三、四八七 七四〇 二、五二〇
--	---	---	---

施 設 事 項	民間工場		官立工場		計
	一、八一四 六八八	一、七三二	六二二 四三	二七一	
防 火 壁 ノ 設 置	八				八
警 鐘、警 笛 又 ハ 火 災 報 告 機 ノ 設 備	二二				二二
點 檢 修 理	四九四				四九四
避 難 出 口、通 路 ノ 設 置	六五				六五
點 檢 修 理	三一				三一
避 難 階 段、テ ッ キ、其 他 避 難 設 備 ノ 設 置	一、〇六三				一、〇六三
點 檢 修 理	一一二				一一二
消 防 用 機 械 器 具 設 備 ノ 點 檢、試 驗	一一二				一一二
火 災 ノ 虞 アル 設 備 ナ 其 ノ 虞 ナ キ モ ノ ニ 改 ム	一一二				一一二
洩 電 ノ 虞 アル 電 氣 設 備 ノ 點 檢 修 理	一七一				一七一
煙 突、煙 道 ノ 掃 除 修 理	三六				三六
喫 煙 場 所 ノ 指 定	四二				四二
發 火 性、引 火 性 料 品、燃 料 又 ハ 殘 火 ノ 容 器 又 ハ 貯 藏 所 ノ 指 定	二二九				二二九
喫 煙、火 氣 禁 止 ノ 標 示	四三				四三
消 火 栓、其 他 消 防 設 備 ノ 標 識	七二六				七二六
消 防 演 習 ノ 實 施	二八〇				二八〇
避 難 演 習 ノ 實 施	一五一				一五一
消 防 班、消 防 係 又 ハ 夜 警 番 ノ 設 置	一六五				一六五
其 他	一七三二				一七三二
計	一一、八五四	二七一	六二二 四三	二七一	一三、一二五

(二) 其他及一般施設

講演、訓話、活動寫眞會等ノ開催
ボスマタ「標語等」ノ募集

施 設 事 項	民間工場		官立工場		計
	五、九〇二 二七一 一、一四九	二、二二七	四四 二二	二八九	
消 防 用 機 械 器 具 ノ 設 置 又 ハ 補 修	二二				二二
消 火 栓、水 道 又 ハ 貯 水 池 ノ 設 置、點 檢 手 入	二七一				二七一
タンク、水 桶、バ ケ ッ、又 ハ 砂 箱 ノ 設 置 又 ハ 水	一、一四九				一、一四九
砂 ノ 補 充	三				三
ス プ リ ン ク ラ ー ノ 設 置	三七				三七
防 火 戸 ノ 設 置 修 理					
計	二五、五〇四	二八九	四四 二二	二八九	二五、七九三

(ハ) 火災豫防及避難施設

傳染病豫防注射接種
防蠅驅蠅ノ設備又ハ捕鼠ノ實施
團體的體育法實施
屋内又ハ屋外運動設備
マスク又ハ防護眼鏡ノ使用勵行又ハ其ノ取替
汚物塵芥箱類ノ設置、修理
寢具ノ襟布及敷布調製、取替
疊替、障子張替其他設備ノ改善補修
塵芥處分又ハ處分設備
合嗽又ハ齒磨ノ勵行又ハ其ノ設備
衛生係、醫局、病室ノ設置

ホスターノ揭示又ハ展覽會	一、六八六	四三	一、七二九
安全委員會ノ設置	七五〇	三三	七八三
安全係ノ設置	五九六	一七	六一三
宣傳用印刷物ノ配布又ハ揭示	六五七	四七	七〇四
腕章、マーク等ノ標識ノ製作佩用	二、〇四九	三〇	二、〇七九
安全週間記念記念物品ノ給與	七		七
其			
内容細分類ナキモノ他	一、三二四	五六	一、三八〇
	一、〇六四		一、〇六四
計	一〇、六三五	三三一	一〇、九六六

第五 安全週間に對する意見感想

産業福利協會常務理事 蒲生俊文

余嘗て米國加州大學に於て講話して曰く、「災害豫防の問題は主として經濟問題として痛切に説かれてしまつて日本の多くの企業家も經濟問題として論ずるの正當なることを信ずるのであります、勿論此主張には理由が有りますし、私も亦之が爲めに統計を擧ぐることを躊躇するものでは有りません」と、誠に本報告の冒頭に掲げたる監督課長の講話の示さるゝ如く經濟的の意味に於て重大なる關係を有して居る、「然し之を唯一の問題解決策と考へるならば、其が經濟的見地よりして不利になつた場合には停止しなければならぬでせう、處が災害豫防の問題は經濟障害の故を以て差控へらるべきものでは有りません」、ジョン、マクドウェル氏は鋼鐵工大會に述べて曰く、「生命の救助は凡ての目的中最高最貴のものである、之は人道の最高理想を示して居る、國民の最良の資産を保存し、最善なる保護を與へ、其の眞實の光榮を創造する、斯くして平等並に同胞相愛の精神を熾烈ならしめる」と、安全運動たるや、個人企業經濟の上より、將又國民經濟の上より一日も缺くべからざる必然的努力では有るが其一層深き背後に在りて之を指導する處の生命哲學に出發する人道精神を無視してはならない、従つて他の勧誘を待つて漸く着手すべき底の閑事では無いのである。

今や安全週間に對する各方面の意見感想を調査するに殆んど之に對して疑を挾む者なく、工場主側の報告に徴するも各々自發的に活潑に活動せる傾向ありて最早其存在價值を疑ふ者は無い、只吾人が望む所は眞劍なるべき安全週間である、單なる御祭り騒ぎ又は空虚なる競技會では無い、安全週間を行ふのは平素の安全努力に眞劍味を注入せんとするのである、安全週間は平時の安全努力の臨時的顯現である従つて平日の效を臨時の努力に收めんとする處の一種の安全戰である、標語に曰く「安全デー忘れた頃に怪我をする」と、安全週間の眞義を會得せざる者は安全運動の眞價を没却することとなるであらう、實施の時期に付きては日立製作所は八月を以て最も適當の時となし、海軍に於ては一般に七八月の候を以て最上とする、蓋し時宛かも炎暑甚しく漸く身心の遲緩を來し災害發生の可能性を助長するの故に此機に於て警鐘を鳴らさんとするものであつて、或は個々の事情の之と一致せざるものもあるべきも一般的に之を觀察せば余が私見としては之を以て策の當れるものと考へる、而して前記富山縣の調査にある如く毎年之を年中行事として施行し、又は大阪府の調査の如く年數回之を行ひ、然かも其施行の時期は大阪府の調査にある如く期日を一定する事が萬事につき便宜且つ必要であると考へられる、又其方法は愛媛縣の調査の如く具體的に事實を示して行ふのを有効且必要と考へる、従つて今後安全週間が行はれる時には各當業者が其事業場に適當した具體的な方法を立案實行されんことを望むのである。

左に參考までに各府縣の調査せる感想並に意見の一二を掲げる。

(イ)、安全週間ニ對スル感想意見 (富山縣調査)

工場主及従業員中ヨリ囑託セル安全委員ノ感想意見左ノ通り

1. 贊 否

イ、贊 成

ロ、不 贊 成

ハ、意見ナシ

2. 效 果

イ、效果アリ

ロ、傷病故障等ナカリキ

ハ、其ノ他雜

3. 其ノ他ノ希望意見

イ、工場關係官憲其ノ他斯界名士ノ講演ヲ希望ス

ロ、災害豫防フィルムノ映寫ヲ望ム

ハ、毎年施行ヲ望ム

ニ、安全マークノ紙製ハ破損シ易ク不可

ホ、職工ニ對シ簡易ニ徹底スル方法ヲ採ラレタシ

ヘ、少クトモ一ヶ月前ニ打合協議ヲ爲シタシ

ト、時期ハ軍隊ノ秋季演習、農繁期ヲ考慮シ決定サレタシ

チ、仲仕業ハ鐵道省ニ於ケル別箇ノ週間アルヲ以テ將來ハ鐵道方面トモ

連絡ヲ採ラレタシ

リ、其ノ他雜

七〇

一

五〇

一六

六

五

九

二

二

四五

(ロ)、安全週間ニ對スル希望、感想、意見等 (愛媛縣調査)

一、今回ノ完全咀嚼、乾布摩擦ノ獎勵及懸賞募集ハ最モ機宜ニ適シタル方法ト思ハル。

二、將來安全週間ハ外見のニケバ、シタモノヨリモムシロ内容ノ充實シタモノノ方ガヨイト思フ。

三、抽象的ナ安全教育ヨリハ今回ノ様ナ具體的ニ事實ヲ示シテ訓育スルト云フヤリ方ガ效果ガ多イ様ニ思ハル。

四、今度ノ安全週間ノ經驗ニヨリテ考フルニ抽象的教育ヨリニ直觀的教育即チ映畫、實地練習等ノ五感ニヨル教

育ニシタイト思フ。

五、安全週間行事ガ年々同ジモノニナラナイ様ニ當事者ニ於テ充分考慮シテ載キタイコト。

六、安全運動ハ政府、事業主、工場従業員ノ三者一體トナリテ此ノ運動ノ目的ヲ達成スヘク即チ人類幸福ヘノ此

ノ運動ニ最モ利害關係アル工場従業員ガ自ら進ンデ此ノ運動ヲ理解シ而シテ参加スル様致シタイト思フソノ爲

ニハ安全教育ヲ平素充分徹底セシムル要アルト思フ。

七、安全委員ニ出來得ル限り職工ヲ澤山加フル方成績ガヨイト思ハル。

1. 今回ノ安全週間實施ニ當リ従業員能ク其ノ主旨ヲ諒解シ緊張シテ業務ニ服シタルヲ以テ週間中ノ成績極メ

テ良好ナルノミナラズ安全思想ノ普及並ニ習慣ノ涵養ニ尠カラザル效果ヲ修メタルヲ以テ五十人以上使用シ

居ル工場ニ於テハ各自毎月公休日ノ翌日ヲ安全日ト定メ實行シ又ハ計畫セルモノ等モアリ此ノ意義ヲ大ナラ

シムル爲メ毎年少クトモ一回以上全國的ニ施行シ災害豫防思想ヲ覺醒セシメ以テ産業能率ノ増進ヲ計リ併テ

勞資ノ福利増進ヲ計ラレ度希望ヲ有スルモノ多シ。

(ハ)、郡是製糸株式會社熊本工場

安全週間實施ニ關スル感想並ニ意見

今回ノ安全週間ハ別紙諸計劃ニ基キ積極的の危害防止並ニ健康増進ニ對シ改善進歩ヲ期スベク安全委員ハ勿論全員各自ノ徹底シタル自覺ノ基ニ注意努力ニヨリ事故ナク概シテ良好ノ成績ヲ得意義アル安全週間ヲ經過シタルコトハ最モ喜ビトスル處ナリ、而シテ危害防止ニ對シテハ作業ノ性質上現在ノ諸設備ニヨリ殆ンド完全ニ防止シ得ベキヲ以テ各自ニ對スル精神的の宣傳普及ヲ計リ特ニ機械器具其ノ他諸設備ノ清潔、整頓、整備ニ力ヲ注ギ或ハ積極的健康増進ニ就テ全力ヲ傾注シ又秋期運動會ヲ開催シ總員、各種競技ニ努メテ當ランメ或ハ總員強健術ニ出場ナサシメタル等更ニ本週間ハ劈頭ヨリ終了ニ至ル迄全員特ニ緊張シ作業ニツキ休憩時及ビ終業後ハ日光浴、深呼吸、息心調和、強健術、入浴、運動、完全食、等ニ意ヲ用ヒサセ災害防止ヲ計ルト共ニ徹底的の體力養成ニ努メ尙疾病、變常者ニ就テハ早期診斷ヲ勵行セルタメ受診者數ハ減少シ得ザリシモ従業員全般ノ福利ヲ増進シ得タルモノト信ズ之ヲ要スルニ全員安全週間ニ對スル精神的の指導訓練ノ徹底ヲ計リ機械器具其ノ他諸設備ヲ清整シ災害ヲ防止スルト共ニ一方積極的健康増進法ノ實施ヲナシテ一般ノ氣力ヲ旺盛ナラシメ社訓ノ示ス完全ナル勤務ヲ日常作業上ノ實現スルヲ得タルモノトス、幸ニシテ場内運動場ハ屋外運動ノ好適地ナルヲ以テ此ノ機會ニ於テ得タル體驗ヲ持續シ今後機會アル毎ニ日光浴及ビ屋外運動ヲ獎勵シ適當ナル處置施設ト相俟テ益々従業員ノ福利増進ヲ計ラントスルモノナリ、右御報告申上候

十一月二日

委員長 鹽見孫四郎

(ニ)、安全週間に對する意見、感想 (大阪府調査)
大阪府下の安全週間の感想又は意見一、三二六通を分類すれば左の通りである。

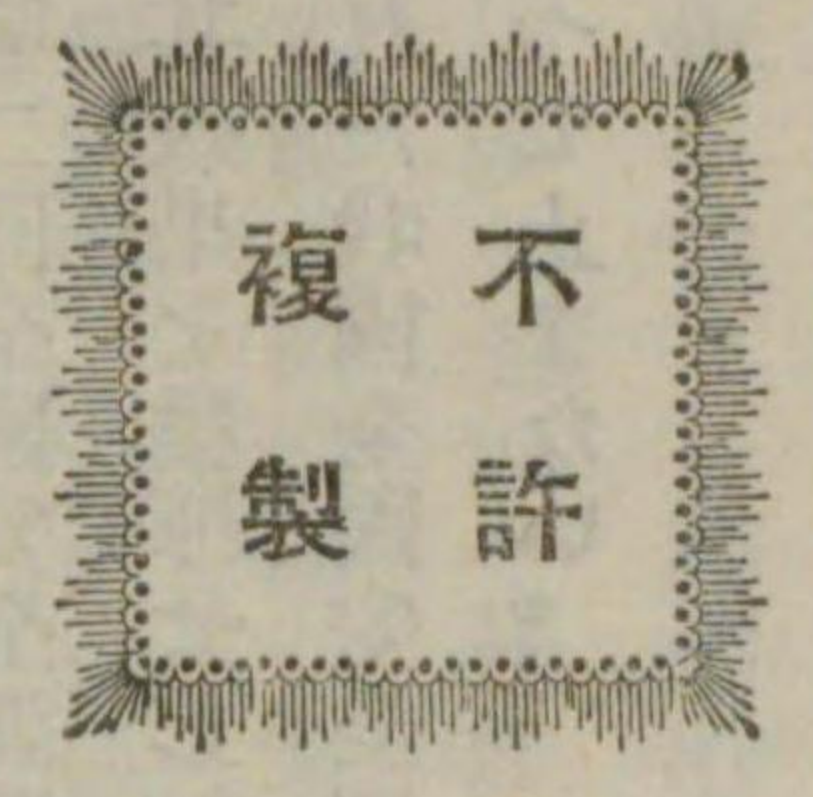
事	項	數
安全週間を有効と認たるもの		一、一七〇
年數回安全週間を希望するもの		二三七
期日一定希望のもの		一六
朝鮮語ポスター希望のもの		八

以上を以て第二回全國安全週間に對する各方面の意見並に感想を終る、將來に向つて此安全週間をして其本來の使命に従つて其効果を發揮せしむべきは一に之を實行する處の雇主及従業員の努力の如何に係りて存するのである、海外に範を垂れた我國全國安全週間の第二回舉行の報告を茲に纏めて産業界の參考に供し全國安全週間の益々發展せんことを祈つて止まない。

第二回全國安全週間報告 終

昭和五年八月十二日印刷
昭和五年八月十五日發行

定價金五十錢



編輯人 兼 代表者 蒲生俊文
東京市麴町區大手町社會局內
財團 產業福利協會

印刷所 一成社印刷所
東京市京橋區北橫町九番地

印刷人 西脇嘉市
東京市京橋區北橫町九番地

發行所 財團 產業福利協會
東京市麴町區大手町社會局內

電話丸ノ内(23)三〇〇番—三〇九番
振替口座東京七四四四七番

大塚町下の安全機關の設置及び改良一、三二六番(公取)七五五の附(一)七五五

